

第2次古河市総合計画
第Ⅲ期基本計画
2024~2027



はじめに

本市は、平成 17 年 9 月 12 日に、古河市、総和町、三和町の 1 市 2 町の合併による新たな「古河市」が誕生してから、来年で 20 周年という節目の年を迎えようとしています。

現在、本市も全国自治体の例に漏れず少子高齢化による人口減少の進行などの大きな課題に直面しています。こうした課題や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化など、新たな時代に対応するため、このたび、平成 27 年度に策定した第 2 次古河市総合計画基本構想における施策の枠組みを踏まえた上で、第 II 期基本計画を引き継ぐ、第 III 期基本計画を策定いたしました。

また、本計画の策定にあたっては、新たな時代における行政経営の指針となる計画とするため、「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するとともに、自然災害に強い地域づくりを計画的に推進していくために、「古河市国土強靱化計画」も包含することで強靱化に向けて、さらに力強く取り組んでまいります。

今後は、古河市の未来のめざすまちの姿である「華のある都市古河」を実現するため、発展的かつ持続可能な施策を着実に実施してまいります。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、市民アンケートやまちづくり市民会議において貴重なご意見やご提案をくださいました多くの市民の皆さま、そして、熱心にご審議くださいました総合計画審議会の委員の皆さまに対しまして、心から感謝申し上げます。



令和 6 年 2 月

古河市長 針 谷 力

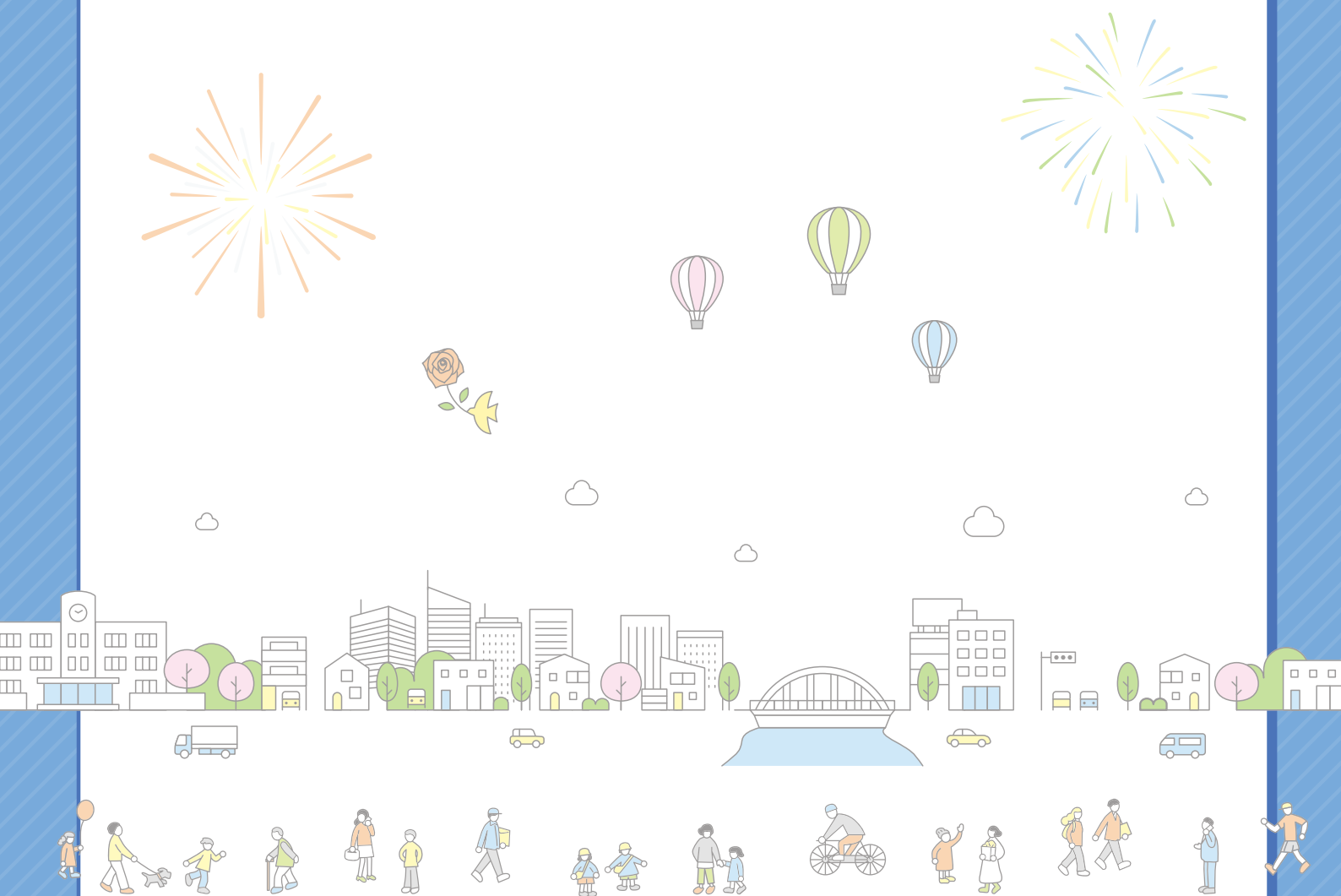
第2次古河市総合計画 第Ⅲ期基本計画

目次

序章.....	1
1. 第2次古河市総合計画の基本的な考え方	2
2. 第Ⅲ期基本計画の策定にあたって	4
3. SDGs（持続可能な開発目標）について	11
4. 第2次古河市総合計画基本構想の概要	16
第1章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた 古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略	23
1. 古河市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（2019年改訂版）	24
2. 古河市まち・ひと・しごと創生 総合戦略	25
第2章 第Ⅲ期基本計画.....	29
古河市における計画等一覧	30
1. 【市民協働】 地域のみんで古河をつくる	33
2. 【健康福祉】 互いに支え合う古河をつくる	45
3. 【教育文化】 人が育ち文化の息づく古河をつくる	67
4. 【産業労働】 活力と賑わいのある古河をつくる	89
5. 【生活環境】 安全で快適な古河をつくる	107
6. 【都市基盤】 魅力的で利便性の高い古河をつくる	135
7. 【行財政】 古河づくりを支える行政経営	149
第3章 国土強靱化計画.....	163
1. 国土強靱化計画の基本的な考え方	164
2. 想定される大規模災害	166
3. 行動目標とリスクシナリオの設定	168
4. 脆弱性評価と強靱化を推進する施策	170
5. 計画の推進と進行管理	186

計画策定までの経緯	194
市民参画・職員参画の概要	195
総合計画審議会	197
庁内策定組織	203
用語解説	204

序章



1. 第2次古河市総合計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

- ◆ 第2次古河市総合計画（以下、総合計画という。）は、古河市自治基本条例（平成21年9月9日条例第32号）第20条の規定に基づき、「総合的かつ計画的な市政運営を図るため」策定するものです。
- ◆ 古河市における最上位計画として、長期的なビジョンを示すとともに、厳しさを増す財政状況などを背景として、経営資源（人・モノ・財源）を有効に活用できるよう、行財政マネジメントの基幹となる計画とします。
- ◆ 第Ⅲ期基本計画では、第Ⅱ期基本計画より一体化した「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略という。）に、デジタル田園都市国家構想の改訂を反映し、デジタル実装に向けた地域ビジョンを位置付けます。また、本計画における基本計画の部分を総合戦略として位置付け、基本目標・施策・重要業績評価指標（KPI）を一体化しました。このような位置付けをすることにより、本市が進む方向性を明確に示し、将来像の実現に向けた取組をさらに効果的に行っていくことを目指します。
- ◆ さらに、新たに「古河市国土強靱化計画」（以下、国土強靱化計画という。）を包含して作成し、総合計画、総合戦略、国土強靱化計画のそれぞれの事業や指標について一体的に進捗管理することで、計画作成、実行、評価、改善までが一体となったPDCA※マネジメントサイクルにより、予算編成や事業評価との連動を図り、より実効性を高めます。

図表 一体的策定のイメージ



(2) 構成と期間

- ◆ 第2次古河市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の三層により構成しています。
- ◆ 基本計画は、基本構想に掲げた未来の“めざすまち”を実現するための手段として、分野ごとに中期的な施策の方向性を定めるものです。基本構想の計画期間（20年間）に4年ずつ5期にわたって策定するものとし、第Ⅲ期基本計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和9（2027）年度を目標年度とします。
- ◆ 実施計画は、基本計画に定めた施策の方向性を踏まえて具体的な事業などを定めるものです。計画期間は2か年とし、毎年度、戦略方針に基づく重点的施策を掲げ、ローリング方式により見直します。

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																				
基本構想	20 かん																																							
基本計画	第Ⅰ期 (4 かん)				第Ⅱ期 (4 かん)				第Ⅲ期 (4 かん)				第Ⅳ期 (4 かん)				第Ⅴ期 (4 かん)																							
実施計画									→																															

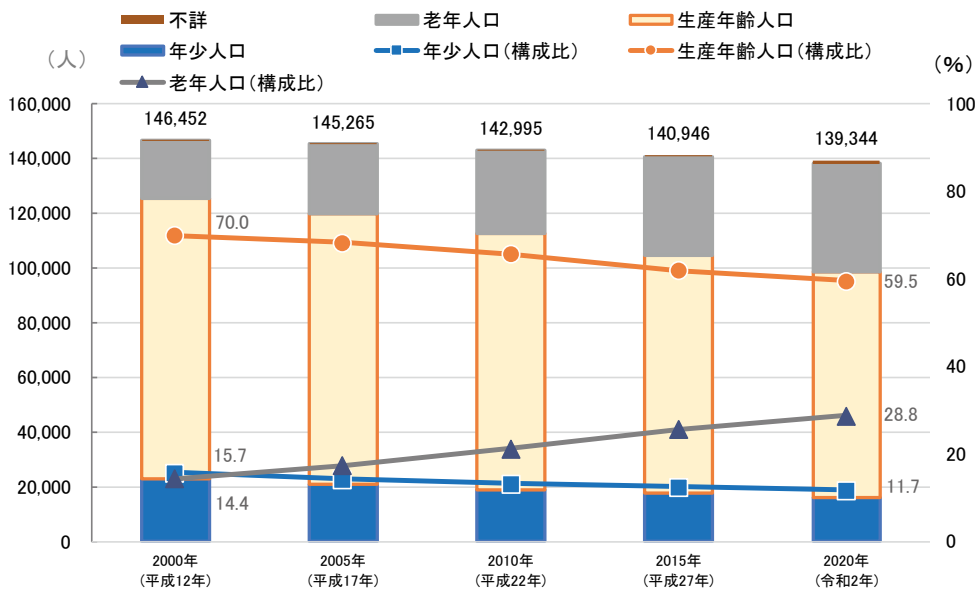
2. 第Ⅲ期基本計画の策定にあたって

(1) 本市の概況

① 人口

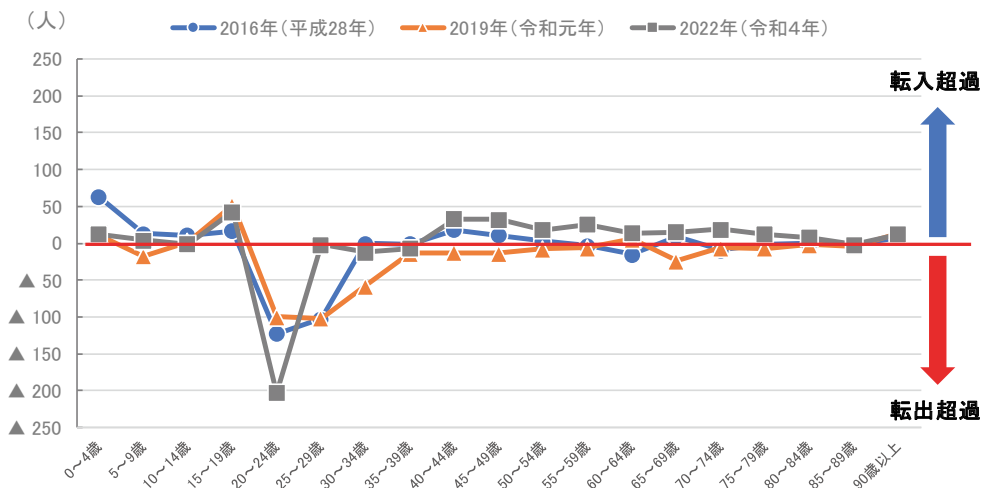
平成12(2000)年以降、古河市の総人口は減少し続けており、令和2(2020)年には139,344人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口*と生産年齢人口が減少する一方、老年人口割合が増加し、令和2(2020)年の高齢化率**は28.8%となっており、少子高齢化が進行しています。純移動状況を見ると、特に20代で大きな転出超過があることがわかります。

図表 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料: 総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

図表 年齢別の純移動状況



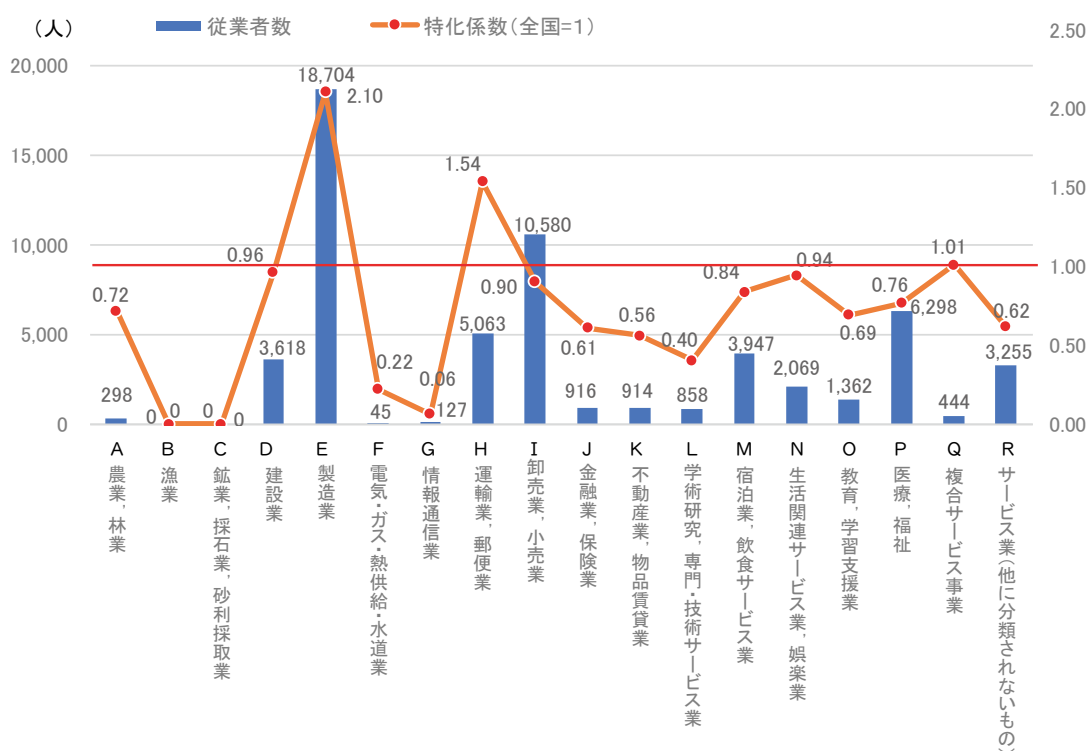
資料: 総務省「住民基本台帳移動報告」(各年1月1日から12月31日)日本人のみ

② 産業

古河市における産業大分類別従業者数は、E 製造業が 18,704 人と最も多く、次いで I 卸売業、小売業が 10,580 人と続きます。従業者の総数に占める割合を全国の水準を 1 とした特化係数で見ると、E 製造業業者が国の水準の 2.10 倍で最も高く、このほか H 運輸業、郵便業、Q 複合サービス事業が国の水準を上回っています。A 農業、林業は、従業者数が少ない一方で、特化係数は 0.72 と高くなっています。

古河市では、商・工・農のバランスの良さが特徴であり、特に近年は工業の強さがみられます。

図表 産業大分類別従業者数及び特化係数



資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」2021年(令和3年)6月1日現在

(2) 時代の潮流

① 人口減少と少子高齢化

- ◆ わが国は、すでに人口減少時代を迎えています。令和2年国勢調査によれば、総人口は1億2,614万6千人であり、平成27年調査と比較して、100万人に近い減少となりました。年齢3区分別にみると、15歳未満人口は総人口の11.9%、15~64歳人口は59.5%である一方、65歳以上人口は28.6%に達しています。
- ◆ 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、総人口は1億人を割り込んで令和52年には8,700万人になるものと推計されています。また、同年の65歳以上人口の割合（高齢化率）は38.7%へと上昇するものと推計されており、わが国では世界でも例を見ない少子高齢化が進行しています。
- ◆ 人口減少と少子高齢化の進行は、経済活動の停滞だけでなく、社会保障費の増加、コミュニティの担い手不足など、わが国の社会経済のあらゆる側面に多大な影響を及ぼしています。このため、国は、地方都市における人口減少の抑制、東京への一極集中の是正などを目指し、「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年に制定し、少子高齢化と人口減少の抑制に注力しています。

② こども・子育て支援への注力と新たな教育の展開

- ◆ 厚生労働省によれば、令和4年のわが国の出生者数は770,759人で統計史上初めて80万人を割り込みました。令和4年の合計特殊出生率^{*}は1.26であり、人口の維持に必要な水準（人口置換水準）である2.07を大きく下回る状況が続いています。総人口に占める15歳未満人口の割合は世界で最も低い水準にあり、こどもを産み育てやすい環境づくりが喫緊の課題となっています。
- ◆ 国は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を令和3年12月に閣議決定し、“こどもまんなか社会”の実現を掲げて令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、こどもと家庭の福祉や健康の向上、こどもの権利の保護など、こどもを巡る政策を強力に推進しようとしています。
- ◆ 教育については、ICT^{*}を活用したGIGAスクール構想が令和元年から積極的に推進されるとともに、文部科学省の学習指導要領が令和2年度から小学校で、令和3年度からは中学校で全面実施となりました。新たな時代に対応できる「生きる力」の育成の重要性、子ども一人ひとりに寄り添った教育の重要性がうたわれ、インクルーシブ教育、ESD（持続可能な開発のための教育）や、外国語教育、プログラミング教育などが展開されています。

③ 人生100年時代の到来と健康づくり

- ◆ 先進国では、長寿命化によって平成19年生まれの人の半数以上が100年以上生きる「人生100年時代」が到来すると予測されており、わが国では、世界的にみても平均寿命が高い水準にあることから、「人生100年時代」の実現に最も近い国の一つと考えられています。

- ◆ また、厚生労働省によれば、令和元年の健康寿命*（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は男性 72.68 歳、女性は 75.38 歳となっており、同年の平均寿命と比較して 10 歳程度の差がみられます。QOL（生活の質）を重視する観点から健康寿命の延伸が課題とされ、人々の健康づくりや社会参画の促進などに向けた取組が進められています。
- ◆ 高齢になっても活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっており、健康・福祉政策だけでなく、時代に即した生涯学習や就労・雇用のあり方が求められています。

④ 持続可能な社会の構築に向けた取組の推進

- ◆ 地球規模での気候変動は、自然災害の激甚化、生物多様性の喪失、干ばつや洪水による水・食料不足などを世界各地で引き起こしており、対策を取らなければ今後さらに加速化していくと予測されています。
- ◆ 平成 27 年に締結された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を 1.5℃に抑える努力をすることを目的とし、令和 4 年に開催された COP27（国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議）では、取組の具体的実施が求められるなど、持続可能な社会の構築に向けた取組が世界的に推進されています。
- ◆ 他方、国連は、平成 27 年に SDGs*（持続可能な開発目標）を採択し、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指し、地球上の誰一人取り残さないことへの決意を示しています。こうした中、わが国でも、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル*を目指すことを宣言するとともに、温室効果ガス排出削減と経済成長・産業競争力向上を同時に実現するため、経済社会システム全体を変革させる GX*（グリーン・トランスフォーメーション）を推進しており、事業所や自治体における取組が求められています。

⑤ 安全・安心への関心のさらなる高まり

- ◆ わが国では、近年、地震災害や風水害など大規模な自然災害による被害が深刻化しています。災害による被害を最小限に抑えるため、国は、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画を閣議決定しました。この本計画に基づき、「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会の構築を推進するとともに、地方自治体にも、「国土強靱化地域計画」を定めるよう求めています。
- ◆ 世界的な拡大をみせた新型コロナウイルス感染症は、各国の社会・経済のみならず、人々の働き方や日常的な行動に至るまで、大きな影響を及ぼしました。これに伴いわが国では、令和 2 年以降、保健・医療提供体制の逼迫、消費縮小や雇用悪化など経済面への影響、社会的な孤独・孤立の深刻化などが問題となりました。
- ◆ こうした状況から、安全・安心なまちづくりへの関心がさらに高まっており、一人ひとりの防災・感染予防意識等を高めるよう促すとともに、地域の防災力の強化、自然災害や感染症などを教訓とした消防・救急・救助体制などのさらなる充実が求められています。加えて、高度成長期以降に集中的に整備された道路・橋梁、公共建築物など社会資本が今後一斉に老朽化することが見込まれるため、これらのインフラの戦略的な維持管理・更新が全国的な課題となっています。

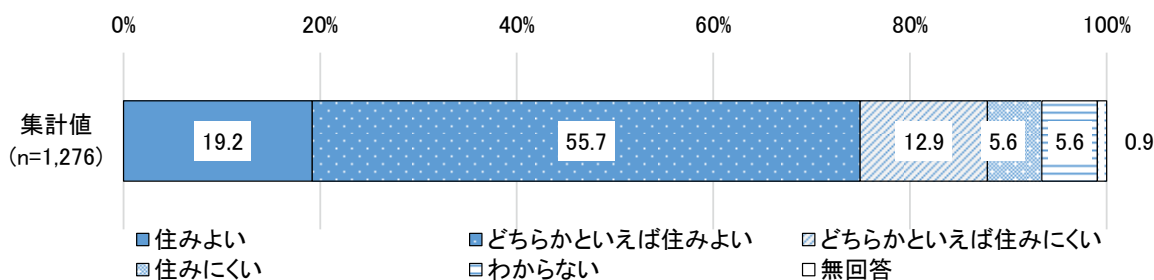
⑥ 情報通信技術の革新的発展と DX の推進

- ◆ インターネットをはじめとした情報通信技術の革新的発展により、社会・経済のみならず人々の働き方や日常生活にも大きな変革が生じ、生活利便性が著しく高まるなどの変化が起きています。総務省によれば、DX※（デジタル・トランスフォーメーション）とは「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされており、世界各国において国をあげた取組が推進されています。
- ◆ このような潮流の中、国は、令和3年にデジタル庁を発足させ、マイナンバーカードの利用促進と利便性の向上、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化、オンライン診療の促進等を通じ、様々な分野でのデジタル化を目指しています。
- ◆ 加えて、国は、情報通信技術を活用し地方を活性化することを目的として、令和3年に「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、令和4年12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を示して、デジタルの力による地方創生の取組の加速化・深化を進めようとしています。

(3) 市民意識

① 住みやすさ

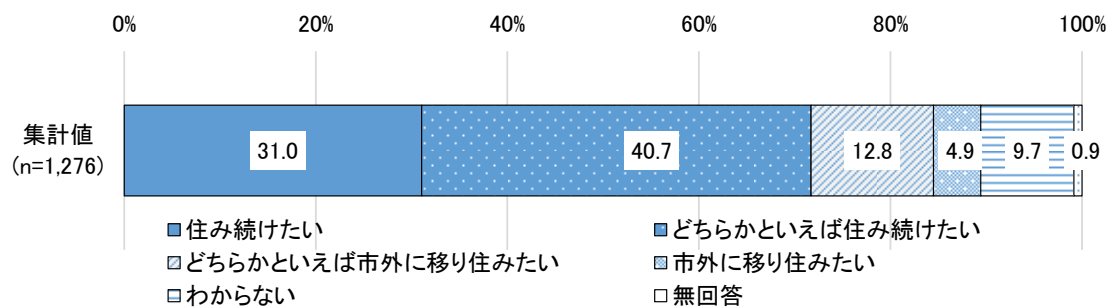
令和5年度市民アンケートによると、古河市が住みよい（「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」の合計）と回答した方は74.9%であり、多くの市民が古河市は住みやすいと感じています。



図表 市民アンケート結果「古河市が住みよいまちか」

② 定住意向

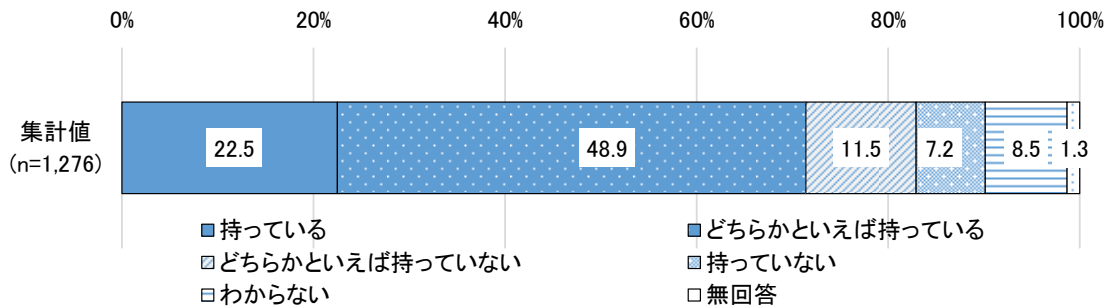
これからも古河市に住み続けたい（「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合計）と回答した方は71.7%であり、多くの市民が古河市に住み続けたいと思っています。



図表 市民アンケート結果「これからも古河市に住み続けたいか」

③ まちへの愛着

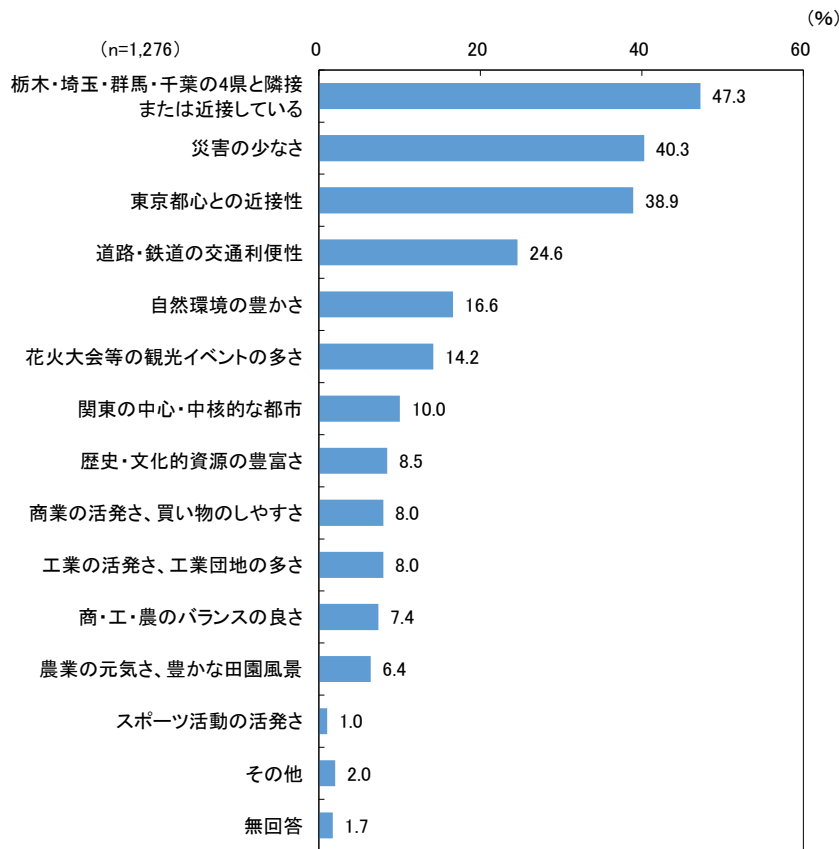
古河市に愛着のある人（「持っている」と「どちらかといえば持っている」の合計）と回答した方は71.4%で、多くの市民が古河市に愛着を持っています。



図表 市民アンケート結果「古河市に愛着を持っているか」

④ 活かしたい古河市の強み

未来に活かしていきたい古河市の強みとしては、「栃木・埼玉・群馬・千葉の4県と隣接または近接している」が47.3%、次いで、「災害の少なさ」が40.3%、「東京都心との近接性」が38.9%で、古河市の強みとして評価されています。



図表 市民アンケート結果「未来に活かしていきたい古河市の強み」

3. SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）とは、2001年に国連で策定されたMDGs（ミレニアム開発目標）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。SDGsは、従来の目標よりもさらに広い視点で環境、経済、社会に関する17のゴール（下記アイコン参照）と169のターゲットで構成されています。その達成に先進国と発展途上国の区別はなく、また取組の主体は、国際機関や政府のみならず企業や地域、市民などあらゆるレベルで人々が取り組むことを期待されています。

わが国においても、内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が2016年5月に設置されたことをはじめ、全国各地で企業や自治体による取組が進められています。多様な目標から構成されるSDGsという新たな視点で、各地域の課題を見直し、地域づくりに取り組むことは、まさしく古河市の持続可能な発展を促すものと考えられます。

本市の最上位計画である総合計画における施策の取組は、SDGsの趣旨と合致しているものと考えられます。そこで、第2次古河市総合計画第Ⅱ期基本計画より、市の各政策にSDGsが掲げる17のゴール（目標）を関連付けて示すこととしました。また、令和2年9月18日に「古河市SDGs推進宣言」を行いました。今後、市民、行政、企業が連携しながら、SDGsという視点で地域づくりに取り組むことで、古河市の持続可能な発展を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標
















SDGsの目標を示した17のアイコンとシンボルマーク














*SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS: サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ(持続可能な開発目標)

第Ⅲ期基本計画の各政策におけるSDGsの17の目標一覧

章	政策	SDGsにおける17の目標			
		貧 困	飢 餓	保 健	教 育
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
1【市民協働】 地域のみならず古河をつくる	1 市民参加と協働のまちづくりの推進				
	2 元気なコミュニティの形成				
	3 男女共同参画・ダイバーシティ社会の実現				●
	4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚				
	5 国際交流と地域間交流の推進				●
2【健康福祉】 互いに支え合う古河をつくる	1 互いに支え合う地域福祉の推進	●		●	
	2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			●	
	3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実			●	●
	4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実	●			
	5 生涯にわたる健康づくりの推進			●	●
	6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実			●	
	7 社会保障の充実	●		●	
	8 安心して産み育てられる子育て支援の充実			●	●
3【教育文化】 人が育ち文化の息づく古河をつくる	1 生きる力を育む学校教育の充実				●
	2 安心して学べる教育環境の充実			●	●
	3 子どもの健全な成長のための学校給食の充実		●		●
	4 家庭・地域の教育力の向上と青少年の健全育成				●
	5 市民のニーズに合った生涯学習の充実				●
	6 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興				●
	7 市民が親しめる生涯スポーツの推進			●	●
4【産業労働】 活力と賑わいのある古河をつくる	1 賑わいを生み出す商業の振興				
	2 地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致				
	3 安定的に農畜産物を供給する農業の振興		●		
	4 地域資源の活用と観光の振興				
	5 雇用の確保と労働環境の充実				
	6 安心できる消費生活の確保				
	7 意欲を活かす創業の促進				

ジェンダー	水・衛星	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	14 海の豊かさを 守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
											●	●
						●					●	●
●			●		●						●	●
●			●		●						●	●
											●	
●				●	●	●					●	●
			●								●	
					●						●	
●												
						●						
			●	●		●	●					
			●	●		●	●	●				
			●			●	●					
			●			●	●					
			●			●	●					
					●		●					
			●	●								

		SDGsにおける17の目標			
章	政策	貧 困	飢 餓	保 健	教 育
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
5【生活環境】 安全で快適な古河をつくる	1 安定した水供給のための上水道の整備				
	2 快適な暮らしを支える下水道の整備				
	3 安全・安心に暮らせる住環境づくり				
	4 多様な自然環境の保全と継承				
	5 公害の防止			●	
	6 環境美化の推進				
	7 ごみの適正な処理と資源循環の推進				
	8 地球温暖化防止活動の推進				
	9 災害に強いまちづくりの推進				
	10 市民の生命や財産を守る消防の強化				
	11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進				
	12 市民の暮らしを守る交通安全の確保				
6【都市基盤】 魅力的で利便性の高い古河をつくる	1 都市の活力を支える道路の整備				
	2 安全で自由に移動できる交通環境の充実				
	3 うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり			●	
	4 風土に根ざした美しい景観の形成				
	5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進				
	6 良好な市街地の形成				
7【行財政】 古河づくりを支える行政経営	1 行政経営マネジメント体制の確立				
	2 まちの活力アップにつなげるシティプロモーション				
	3 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進				
	4 関東の中心として発展する広域行政の推進				

ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
5 ジェンダー平等を 実現しよう 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	8 働きがいも 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	14 海の豊かさを 守ろう 	15 陸の豊かさも 守ろう 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
	●			●					●			
	●			●					●			
				●		●						
	●	●				●		●	●	●		
	●					●	●					
	●	●				●	●	●	●	●		
		●						●	●	●		
				●		●		●				
				●		●						
				●		●						
			●	●		●						
				●		●						
				●		●						
			●	●		●					●	
			●			●	●			●		●
												●
			●									●

4. 第2次古河市総合計画基本構想の概要

(1) 未来の“めざすまち”

『華のある都市古河』

～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～

『華』には

華とは、華のあるまちをイメージしています。華のあるという形容は、都市の基盤をなす工業や商業や農業といった産業が栄え、そうした基盤の上に文化が華開く、名実兼ね備えた都市をイメージしています。また、華は、女性の形容としても使われます。女性が輝く都市、子育てにやさしいまちを柔らかく表現しています。人口減少社会を迎え、若者特に若い女性に選ばれるまちを創ることは、喫緊の課題です。そうした意味において女性の活躍できるまちを目指します。

さらに、華には古河が誇る様々な花（はなもも、桜、菊、バラ）だけでなく、関東最大級の華やかさを誇る花火、雪の結晶である雪華も意味しています。

『都市』には

今も息づく「歴史や文化」を意味する（まち）、これから将来に向かって活気あふれ魅力あふれる選ばれる都市（まち）の意味が込められています。

活気と魅力あふれるまちで暮らしてみたい、住み続けたい、まちで暮らす人たちと一緒にもっと素敵なまちにしたい、そんな古河が大好きという意味が含まれています。

(2) 未来の“めざすまち”の基本方向

1 住み続けたい・住んでみたい、良好な暮らしの環境があるまち

- ◆ 未来の古河市にとって最も大切で基本的な要素は、ここに住まう“人”です。古河市には、首都・東京などへの交通利便性といった“便利さ”と、緑豊かな田園風景などに代表される“暮らしの場としての魅力”が共存しており、子育ての場としても適しています。
- ◆ このため今後は、このような古河市ならではの長を活かし、磨き上げながら、市民にとっては『住み続けたい』、市外に住まう人々にとっては『住んでみたい』と思われるまちを目指し、良好な暮らしを実現するための環境整備や都市住民への情報発信などを通じて、移住・定住の促進を図っていきます。

2 訪れてみたい・働いてみたい、地域資源が活かされ活力があるまち

- ◆ 未来の古河市を彩る要素は、観光や仕事などでここを訪れる“人”です。古河市は、古くから政治・経済、文化、交通の拠点として発展してきた背景を持ち、市内には往時を偲ばせる地域資源が数多く残るほか、近年では、工業のまちとしての特性も際立ちつつあります。
- ◆ このため今後は、このような古河市ならではの歴史・文化的背景や、産業のまちとしての背景を最大限に活かしながら、『訪れてみたい』『働いてみたい』と思われるまちを目指し、都市住民などを呼び込むための仕掛けづくりや、より良い就労環境づくりなどを通じて、まちの活力を創出していきます。

3 明日につなぎたい・受け継ぎたい、次世代へとつながれていくまち

- ◆ 未来の古河市が“古河市らしく”あるために大切な要素は、ここに住まう人、観光や仕事などで訪れる人の“想い”です。古河市には、先人から受け継がれてきた歴史文化がありますが、これらを大切に受け継ぐだけでなく、時代の要請に応えた新たな価値を創出し、発信していくことも重要となっています。
- ◆ このため今後は、『明日につなぎたい』『受け継ぎたい』と思われるまちを目指し、広く市民協働を進め、その過程で“古河市に対する想い”の醸成を図るとともに、間断なき行財政改革によって持続可能な行財政基盤を構築していきます。

(3) 分野別未来の“めざすまち”の基本方向

1【市民協働】地域のみんなで古河をつくる

- ◆ 古河市の未来を切り拓くためには、市民・事業者・行政といった古河市に関わる様々な主体が、地域に対する“想い”を共有するとともに、共通する目標の実現に向けてともに力を合わせ協力する、市民協働のまちづくりが基本となります。
- ◆ このため、古河市自治基本条例の理念を踏まえ、自治会をはじめとする地域コミュニティや、ボランティア・NPO※などのテーマコミュニティの育成を図りながら、多様な主体の参加と連携の機会を拡充していきます。

2【健康福祉】互いに支え合う古河をつくる

- ◆ 未来の古河市を安心して住み続けられるまちとするためには、市民一人ひとりの自律的な取組を基本としながら、誰もがその人らしくいきいきと暮らし、困ったときには地域でお互いに助け合える、健康福祉のまちづくりが大切です。
- ◆ このため、市民一人ひとりの健康に対する意識の高揚と自発的な取組を促すとともに、市民の健康づくりを支える医療体制の充実を図っていきます。また、地域でお互いに支え合う地域福祉のまちづくりを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた支援を拡充していきます。

3【教育文化】人が育ち文化の息づく古河をつくる

- ◆ 未来の古河市を心豊かで文化の薫るまちとするためには、知識と教養を身に着け、学んだことを活かしながら地域をより良くしようと行動する市民を育む、教育文化のまちづくりが大切です。
- ◆ このため、学習プログラムや学校施設の改善など、ソフト・ハードの両面から、グローバル社会をリードする人材の育成を視野に入れ、児童・生徒の学びの環境を向上させていくとともに、市民一人ひとりの目的と意欲に応じた生涯学習環境づくりや、スポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりに努めていきます。

4【産業労働】活力と賑わいのある古河をつくる

- ◆ 未来の古河市を経済的にも豊かで人の集うまちとするためには、地域の特性を踏まえつつ、農・商・工のバランスの良さや近年の工業の強みを活かしながら、産業を活性化し雇用を創造していくことが大切です。
- ◆ このため、農業については担い手の確保と農業生産基盤の整備などに努めながら、高付加価

値化などを推進していきます。また、商業については、古河駅周辺など、各地域で期待される商業のあり方を踏まえながら、賑わいの創出を図っていきます。工業については、技術複合型、高付加価値型の産業集積地を目指しながら、引き続き企業立地を促進するとともに、ノウハウの蓄積や人的ネットワークなどを活かしながら、新たな起業を促す環境づくりにも努めていきます。

5【生活環境】安全で快適な^{まち}古河をつくる

- ◆ 未来の古河市を快適で住みやすいまちとするためには、利根川や渡良瀬川の水辺、平地林の緑といった自然と共生しながら、人と自然に優しいまちづくりを進めていくとともに、安全に暮らせる環境を整備していくことが大切です。
- ◆ このため、自然的環境の保全や環境美化、生活排水の適切な処理などに努め、地域を美しく快適に保っていくのみならず、ごみの減量化や資源化、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。また同時に、災害に強く犯罪や交通事故などが少ない、安全に暮らせる環境づくりを進めていきます。

6【都市基盤】魅力的で利便性の高い^{まち}古河をつくる

- ◆ 未来の古河市における暮らしや経済活動を支えるだけでなく、より魅力的で活力ある地域を創造するためには、人口減少や市の財政など、地域の将来を見据えつつ、真に必要なものへの戦略的投資による都市基盤整備が大切です。
- ◆ このため、地域の実情を踏まえ、優先順位を付けながら計画的に整備を進めることを基本として、都市の活力と市民の利便性を向上させるための交通基盤の整備や、古河らしさを表現し市民の愛郷心の高揚につながるような景観の保全と創造、計画的な都市施設の整備などを進めていきます。さらに、地域間・業種間の連携を進め、企業立地につながるよう、バランスに配慮し機能的な土地利用に努めていきます。

(4) 構想推進のために

【行財政】^{まち}古河づくりを支える行政経営

- ◆ 施策の大綱に掲げたこれからの古河市のまちづくりを着実に推進し、未来の“めざすまち”を実現するためには、行政経営マネジメント体制の確立による、持続可能な行財政運営が不可欠です。
- ◆ このため、引き続き行財政改革を徹底し、職員の意識改革や行政評価などを推進することにより、効率的で効果的な行政経営の実現を目指すとともに、創意工夫による自主財源の確保や施策・事業の見直しなどを通じ、健全な財政を維持していきます。
- ◆ あわせて、近隣自治体と前向きに競う地域間競争のみならず、お互いに協力し合い新たな価値を創造していく「地域間協創」の理念のもと、広域的な連携を進めていきます。

未来の“めざすまち”の姿
『**華のある都市 古河**』
～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～

未来の“めざすまち”の基本方向

1 住み続けたい・住んでみたい、良好な暮らしの環境があるまち

2 訪れてみたい・働いてみたい、地域資源が活かされ活力があるまち

3 明日につなぎたい・受け継ぎたい、次世代へとつながっていくまち

分野別未来の“めざすまち”の基本方向（施策の大綱）

【市民協働】 地域みんなで古河をつくる

【健康福祉】 互いに支え合う古河をつくる

【教育文化】 人が育ち文化の息づく古河をつくる

【産業労働】 活力と賑わいのある古河をつくる

【生活環境】 安全で快適な古河をつくる

【都市基盤】 魅力的で利便性の高い古河をつくる

構想推進のために

【行財政】 古河づくりを支える行政経営

第 1 章

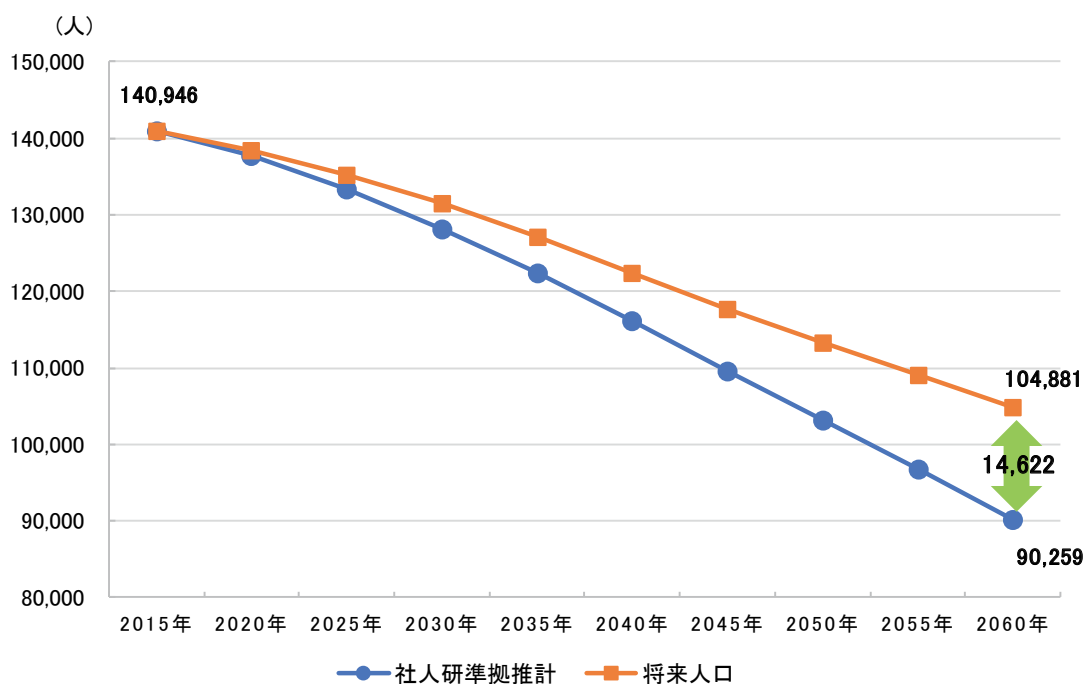
デジタル田園都市国家構想の 実現に向けた 古河市まち・ひと・しごと創生 総合戦略



1. 古河市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン (2019年改訂版)

- ◆ わが国では人口減少・少子高齢化が進行しつつありますが、本市も例外ではなく、概ね2000年をピークに人口減少局面に突入しています。
- ◆ 人口動向を分析すると、人口減少の要因の1つとして、若者層を中心として、古河市から東京などへの人口流出が多いことが考えられます。高校・大学を卒業する年代にあたる若者層が、男女共に大幅な転出超過となっており、特に女性にその傾向が顕著です。このことは、結婚・出産適齢期の女性が減少していることを意味し、出生率の低下と相まって、出生者数がさらに減少するという、人口減少のスパイラルが発生しています。
- ◆ もう1つの人口減少要因として、出生者数が死亡者数を下回る自然減の影響が考えられます。結婚・出産適齢期の女性が減少し、出生率の低下と相まって出生者数がさらに減少しており、その結果、亡くなる方の数に産まれる子どもの数が及ばず、人口減少を招いています。出生率の低下は、該当する年代の女性の結婚・出産や、子育て・就労環境にその要因があるものと思われる。
- ◆ 本市においては国を上回る速度で人口減少が進むと予測されており、2040年には約11万人、2060年には約9万人まで減少すると推計されています。現在の状況が今後も続いた場合には、働き手の減少による地域経済の衰退と、市民の暮らしを支える地域社会などの崩壊を招くなど、地域経済・市民生活に甚大な影響を与えることが予想されます。
- ◆ 人口減少社会においては、減少傾向に歯止めをかけるための取組とともに、減少した状態に対応するための取組が求められています。これらの取組を推進することにより、居住・生活・就労を巡る環境を改善し、人口の流出を抑制するとともに、結婚・出産・子育てを巡る環境を改善し、出生率の向上を目指します。

図表 将来人口推計



2. 古河市まち・ひと・しごと創生 総合戦略

(1) 計画策定の背景

- ◆ わが国では、人口減少・超高齢化をはじめ、新たな感染症への対応や、気候変動による災害の激甚化など、社会情勢がこれまでとは大きく変化しています。本市の人口減少は依然として続いており、若年層の東京圏への流出や結婚・出産適齢期の女性の減少の抑制に向けた施策を進める必要があります。
- ◆ アフターコロナの時代では、子育て・教育・職場などの様々な生活の場面において、GX・DX・SDGs など新たな潮流に地域ぐるみの取組を展開していく必要があります。
- ◆ こうした状況を受け、本市では、人口減少の緩和に向けて、東京圏に近接するという地理的優位性と地域資源を活用し、魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指します。

古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及び横断的目標

【基本目標1】	地域の特性を活かした、仕事をつくる	【横断的な目標】 デジタル技術で多様な主体と共に創るまち 政策目標1 データの共有を通じた複数主体連携による地域課題の解決 政策目標2 横展開可能な古河発デジタル事業の創出
政策目標1	新たな起業・創業と企業立地の促進	
政策目標2	安定した雇用の確保と働きやすい環境づくり	
政策目標3	地域の特性を活かした産業力の強化	
【基本目標2】	移住と定住を促し、新しい人の流れをつくる	
政策目標1	「住んでみたい」移住を促す取組の推進	
政策目標2	「住み続けたい」定住を促す取組の推進	
政策目標3	地域産業の魅力を活かした“呼び込む力”の強化	
【基本目標3】	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
政策目標1	切れ目ない子育て支援の推進	
政策目標2	こどもが健やかに育つ環境づくり	
政策目標3	安心して子育てできる医療体制と家庭づくり	
【基本目標4】	安心な暮らしを守り、魅力的な地域をつくる	
政策目標1	都市基盤の整備と人口減少に対応したまちづくり	
政策目標2	災害に強いまちづくりの推進	
政策目標3	地域の連携による包摂社会の実現	

(2) 基本目標

《基本目標1》地域の特性を活かした、仕事をつくる

① 新たな起業・創業と企業立地の促進

地域に新産業用地の整備を継続して促進し、さらなる企業誘致や地域中核企業を力強く支援し、良質な雇用の創出と若年層の所得増加を目指します。

② 安定した雇用の確保と働きやすい環境づくり

多様な人材の就業を促進し、市内の従業者数の増加に向け、テレワークなどの多様な働き方を実現し、仕事と家庭が両立できるワーク・ライフ・バランスを推進します。

③ 地域の特性を活かした産業力の強化

商工団体などとの連携により、官民一体となって、経営基盤の充実・支援を進め、地域経済の活性化や生産性の向上を図ります。地域未来投資促進法を活用した未来産業用地開発事業（東山田・谷貝・大堤）により、高付加価値の事業を創出し、地域経済の好循環を目指します。

《基本目標2》移住と定住を促し、新しい人の流れをつくる

① 「住んでみたい」移住を促す取組の推進

住んでいる人が自分の街を人に勧めたくなり、誇りに思えることが、市の魅力と価値を高めていくことにつながります。市民と市役所が一体となってまちの魅力を発見・再確認し、みんなで共有しながら発信していくシティプロモーション※を推進します。

② 「住み続けたい」定住を促す取組の推進

観光や公共交通などの地域資源を活かして、良好な住環境の向上を図ります。子育てしやすい環境づくりのため、地域と連携したコミュニティ・スクールの導入など地域全体での教育の質の向上に取り組みます。

③ 地域産業の魅力を活かした”呼び込む力”の強化

6つの工業団地を有する地域の中堅・中小企業の活力を引き出し、特色ある地方創生を実現するため、様々な分野で魅力の向上を目指します。

《基本目標3》若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

① 切れ目ない子育て支援の推進

希望する人の結婚、妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた切れ目ない、きめ細やかな対策や支援を総合的に推進します。

② こどもが健やかに育つ環境づくり

子育て世代への経済的支援など、国や県と連携して少子化対策・こども施策を推進します。こどもや若者の視点で考える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、多様なニーズを有することも地域で支える支援体制の構築を目指します。

③ 安心して子育てできる医療体制と家庭づくり

近隣市町や関係機関と連携して医療体制の充実を図りながら、待機児童ゼロを継続し、質の高い保育環境の確保に努め、多様化する保育ニーズに対応していきます。

《基本目標4》安心な暮らしを守り、魅力的な地域をつくる

① 都市基盤の整備と人口減少に対応したまちづくり

地域生活圏の形成に向けて、コンパクトなまちづくりを進め、老朽化した公共施設の戦略的なインフラメンテナンス※として、ファシリティマネジメント※を計画的に推進します。

② 災害に強いまちづくりの推進

地域における防災力の一層の強化を図るため、必要なハード整備に併せて、市民と地域や企業が一体となった自主防災組織の活性化に取り組みます。

③ 地域の連携による包摂社会の実現

多様性が尊重され、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを目指して、重層的支援体制整備事業により、社会全体が多様性を受け入れる地域社会を形成します。

《横断的な目標》デジタル技術で多様な主体と共に創るまち

① データの共有を通じた複数主体連携による地域課題の解決

古河市 IT 戦略プラン「DX で変わる、つながる、みんなの古河市」を目指して、Business Process Re-engineering（業務改革）を進めながら IT ガバナンス※を強化し、行財政運営の効率化につながるデジタル化や、市民の利便性を向上するため、多様な主体と連携した DX を推進します。

② 横展開可能な古河発デジタル事業の創出

健康・医療・介護、教育、スマート農業、インフラ、防災、モビリティ分野等において民間企業等との連携強化を図り、デジタル社会の実現を目指します。

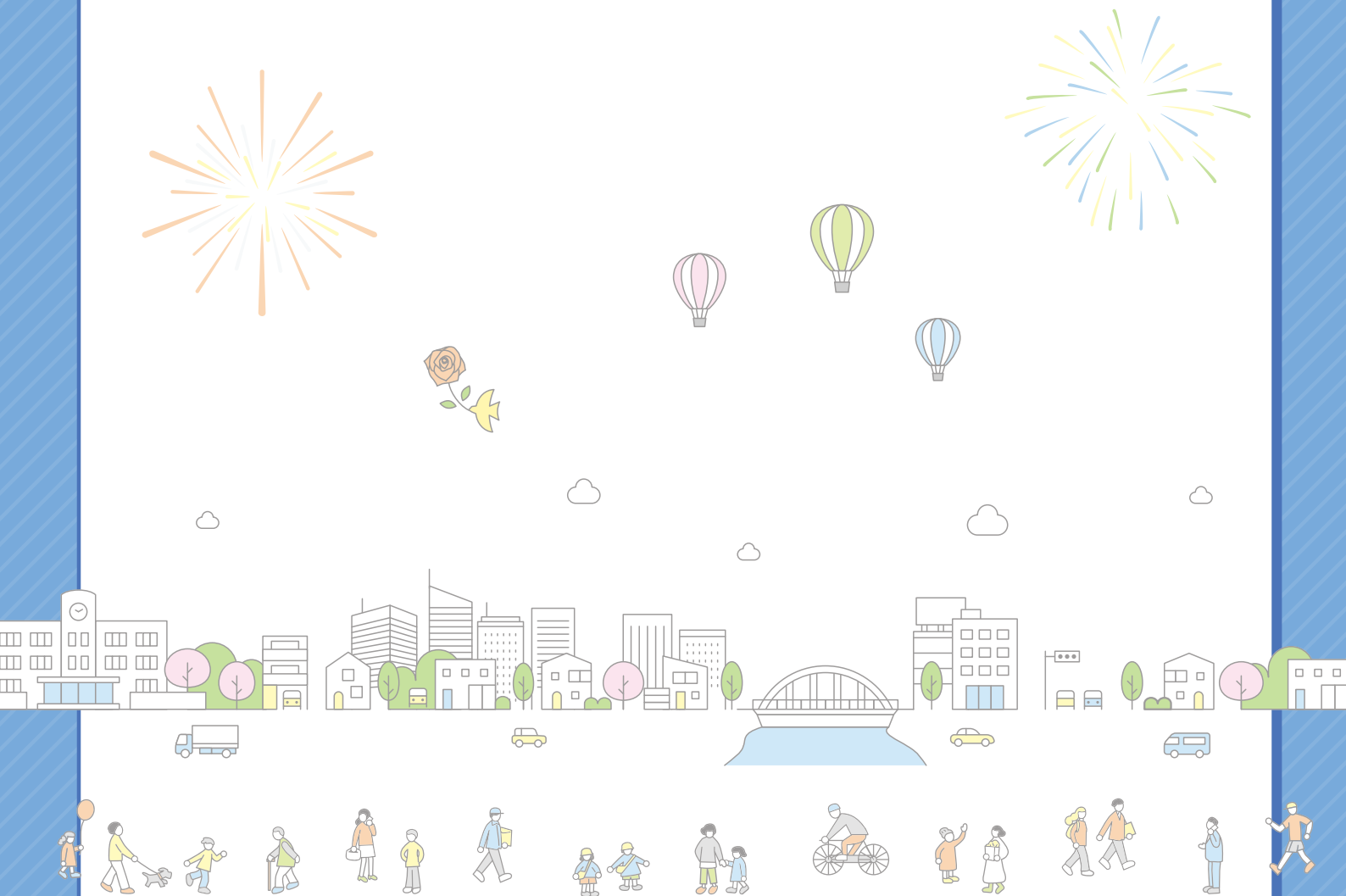
数値目標	基準値	目標値
① 市内総生産額	10,089 億円 (R2 年度)	11,000 億円
② 1人あたりの市民所得額	3,215 千円 (R2 年度)	3,700 千円
③ 社会移動数(純移動数)	536 人 (R4 年)	基準値以上
④ 年間観光入込客数	173 万人 (R4 年)	220 万人
⑤ 年少人口(15歳未満)	15,410 人 (R5.1.1)	基準値以上
⑥ 居住誘導区域の人口割合	56.10% (R5.4.1)	57.00%
⑦ 駅周辺の地価公示価格	75,200 円/㎡ (R5.1.1)	76,000 円/㎡

※R5年6月時点でわかる最新値を基準値としている。

※R10年6月時点でわかる最新値を目標値とする。

第2章

第Ⅲ期基本計画



※第3章国土強靱化計画に関する施策については、**〔国土〕**のマークを表示しています。

※まちづくり市民会議において意見のあった事項に関する主な取組については、**〔市民〕**のマークを表示しています。

古河市における計画等一覧

1 市民協働

計画名称	期間
●第2次古河市男女共同参画プラン（後期実施計画）	令和3～令和6年度

2 健康福祉

計画名称	期間
●いのちを守る計画～古河市自殺対策計画～	令和元～令和8年度
●第3期古河市地域福祉計画	令和3～令和8年度
●第4期古河市障害者基本計画	令和5～令和9年度
●第7期古河市障害福祉計画	令和6～令和8年度
●第3期古河市障害児福祉計画	令和6～令和8年度
●古河市高齢者いきいきプラン 【高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画】	令和6～令和8年度
●第3期古河市虐待・DV対策基本計画	令和5～令和9年度
●第2次古河市国民健康保険保健事業総合計画	令和6～令和11年度
●第3次古河市健康づくり基本計画	令和2～令和6年度
●第2期古河市子ども・子育て支援事業計画	令和2～令和6年度
●古河市公立保育所運営ビジョン	平成30～令和9年度

3 教育文化

計画名称	期間
●古河市子ども読書活動推進計画 第二次	令和6～令和10年度
●古河市教育振興基本計画 後期計画	令和4～令和8年度
●古河市文化芸術振興基本計画	令和6～令和10年度
●古河市スポーツ推進計画	令和2～令和11年度
●古河市学校施設長寿命化計画	令和3～令和42年度

4 産業労働

計画名称	期間
●農業振興地域整備計画	令和4～令和14年度

5 生活環境

計画名称	期間
●古河市地域防災計画	平成20年度～
●古河市国民保護計画	平成19年度～
●第11次古河市交通安全計画	令和3～令和7年度
●第2期古河市空家等対策計画	令和5～令和9年度
●新古河市水道ビジョン	令和4～令和13年度
●古河市水道事業経営戦略	令和4～令和13年度
●古河市耐震改修促進計画	令和4～令和7年度
●古河市雨水管理総合計画	令和5～令和24年度
●古河市公共下水道ストックマネジメント計画	令和6～令和10年度
●古河市公共下水道事業経営戦略	平成29～令和8年度
●古河市特定環境保全公共下水道事業経営戦略	平成29～令和8年度
●古河市農業集落排水事業経営戦略	平成29～令和8年度
●古河市一般廃棄物処理計画	令和2～令和11年度
●第2次古河市環境基本計画	令和4～令和13年度
●第2次古河市地球温暖化対策実行計画	令和4～令和13年度
●古河市市営住宅長寿命化計画	令和2～令和11年度

6 都市基盤

計画名称	期間
●古河市都市計画マスタープラン	平成30～令和17年度
●古河市立地適正化計画	令和元～令和17年度
●古河市景観計画	平成22年度～
●古河市地域公共交通計画	令和6～令和10年度

7 行財政

計画名称	期間
●古河市IT戦略プラン	令和4～令和8年度
●古河市公共施設等総合管理（FM）基本方針	平成27～令和36年度
●古河市公共施設適正配置基本計画	令和2～令和11年度
●古河市職員人材育成ビジョン	令和4年度～

1

【市民協働】

地域のみんなで古河をつくる
まち

現状と課題

- ◆ 市民のニーズが多様化し、行政だけでは解決できない問題が生じており、これまで行政が担ってきた役割を、市民と行政が協力して担う市民協働のまちづくりが重要となっています。
- ◆ 市民の意見を尊重したまちづくりを進めていくためには、市民と行政が様々な情報を共有し、市民の行政に対する関心や理解を高めた上で、政策形成過程から市政に参加する機会を拡大していく必要があります。
- ◆ 古河市では、政策形成過程におけるパブリックコメント※、市長と語ろうまちづくりでの意見交換などにより、市民と行政の双方向のコミュニケーションを図ってきましたが、より多くの市民の参加を得ることが課題となっています。
- ◆ 複雑・多様化する市民ニーズに対応するために、相談にあたる職員の資質向上が求められます。
- ◆ 少子・超高齢社会において、地方議会が果たす役割・責務はますます大きくなっています。このような中、古河市議会では、古河市議会基本条例に基づき、様々な改革を進めてきましたが、さらなる議会の見える化に努め、市民に身近で開かれたわかりやすい議会運営を図る必要があります。



施策・主な取組

施策1 市民参加と双方向のコミュニケーションの推進

1. 開かれた市政運営の推進

市民

市民を含む委員会やワークショップの開催、パブリックコメントの実施等、政策形成過程において市民と行政が協働する機会をつくり、市民の意見を取り入れながら市政を推進します。

2. 市政への理解促進

市民の要望を取り入れた出前講座を設定して利用を促進し、市の様々な施策への理解をより深めていきます。

3. 市政への提言機会の拡大

各種アンケート調査や市民懇談会等の実施による、市民と直接意見交換する機会や、各種デジタルツールや市内公共施設に設置してある投書箱を活用し、市民が市に対する意見や提言を提出する機会の拡大を図ります。

施策2 市民相談の充実

1. 市民相談の体制の充実

複雑かつ多様化している市民相談や問合せなどに対して、相談内容等をデータ化した上で、市民と情報共有するとともに適切・迅速に対応し、また、法的相談案件に関しては、無料法律相談を案内し、市民サービスの向上を図ります。

2. 市民相談時の適切な対応の推進

市民からの相談に対し、関係課と連携を図りながら適切に対応し、市民との信頼関係を築くように努めます。

施策3 身近で開かれた議会づくり

1. 積極的な情報の発信

ケーブルテレビやインターネットによる議会中継や録画配信、見やすくわかりやすい「議会だより」の発行など、積極的に情報を発信します。

2. 議会運営の効率化の推進

タブレット端末など、ICTを活用し、議会運営の効率化を進めます。

3. 親しみやすい議会の推進

市民

議場コンサートや議会報告会等を継続して開催し、市民に身近で親しみやすい議会づくりを進めます。

現状と課題

- ◆ 少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域における課題が複雑になる中で、自治会や行政区及び地区コミュニティを中心に、地域の課題解決のために、地域コミュニティの力が求められています。また、地域活動を支えるための手法やアイデアを身に付ける学習機会の充実も必要となっています。
 - ◆ こうした中、古河市では、自治活動を円滑に運営できるよう行政自治会が組織されています。そして市民主体の地域活動が活発に行われるよう、市内を20の地区に区分し、自治会や行政区だけでなく、地区及びコミュニティ組織に対する助成制度の活用を進めてきました。
 - ◆ また一方で、自ら公益的な活動に取り組むNPOやボランティア団体などが、市民協働のまちづくりに向けて、これからますます活躍することが期待されています。
 - ◆ 今後は、若者や子育て世代なども含め幅広い年代の参加を促し、コミュニティ意識を高めるとともに、コミュニティ活動の担い手となる人材を育成することが重要です。また、市民活動支援センターを利用する公益的な活動に取り組む団体への支援を進めていきます。
 - ◆ コミュニティセンターの管理運営に関しては、従来の指定管理者による方法以外にも、地域の事情にあった利活用方法について見直す必要があります。
- 市民協働のまちづくりを推進する中で、担い手不足による役員の高齢化・固定化、また役員業務の負担による成り手不足が今後の課題となっています。



施策・主な取組

施策1 コミュニティ活動に取り組みやすい環境づくり

1. コミュニティ意識の啓発と人材の育成

コミュニティの必要性について講演会を開催するなど、コミュニティへの関心を高める機会を増やすとともに、若者や子育て世代なども含め幅広い年代の活動参加を促すよう、コミュニティ意識の啓発と人材育成に努めます。

2. コミュニティ活動の環境整備

既存のコミュニティ施設の在り方や、その他の公共施設の有効活用について検討を進め、地域におけるコミュニティ活動を支える学習機会の充実を図ります。

施策2 地域コミュニティやテーマコミュニティの活動の推進 国土

1. 地域コミュニティ団体への運営・活動支援 市民

古河市コミュニティ推進協議会の組織強化を図り、各団体のコミュニティ活動の活性化につなげます。行政自治会や地区コミュニティ等の地域コミュニティ団体への運営、活動及び双方の連携体制を支援しながら、双方の役割を理解することで、魅力ある地域づくりを推進します。

2. テーマコミュニティ活動の推進のための支援 市民

NPO やボランティア等のテーマコミュニティ団体※の自主性を損なうことなく、地域の課題解決に向けた相談や団体活動を支援します。行政自治会や地区コミュニティの連携を推進するとともに、テーマコミュニティ団体等とも連携し、市民主体の地域活動が活発に行われるよう支援します。

3. コミュニティ活動におけるDXの推進

自治会・行政区が地域活動を維持するために、地域情報伝達の速達性の確立・業務の簡素化、地域コミュニティ活動の見える化を支援するなど、スマホ教室の開催を通じて、地域活動のデジタル化を推進します。

現状と課題

- ◆ すべての男女が互いに尊重し合い、ともに手をたずさえ、一人ひとりが自分らしく輝き心豊かに生活できる男女共同参画社会を実現すること、また、性的マイノリティ※（LGBT※等）や年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれることなく、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ※（多様性）社会の実現を目指すことは重要です。
- ◆ 古河市では、平成19年に男女共同参画プランを策定し、家庭・地域・学校・職場などにおける様々な施策を展開してきました。平成21年に男女共同参画都市を宣言、平成29年には第2次男女共同参画プランを策定し、新たな課題への施策を展開しています。また、令和5年には「いばらきダイバーシティ宣言」古河市宣言を行い、すべての市民が互いに尊重し合い活躍できる市を目指し、活動を開始しました。
- ◆ しかし、男女共同参画に関する理解は深まりつつあるものの、固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残り、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）の実現や政策・方針決定の場への女性参画、各種ハラスメントの根絶など、男女共同参画社会の実現に向けては多くの課題があります。また、ダイバーシティ社会実現のため、性的マイノリティへの支援やSDGsの達成に取り組んでいますが、より多様性かつ包摂性を備えた施策が求められています。
- ◆ 今後は、男女共同参画及びダイバーシティの視点から慣習やしきたりの見直しを進めるとともに、市民や事業者等と協力しながら、家庭・地域・学校・職場などあらゆる分野において、誰もが活躍できる環境を整える必要があります。また、性的マイノリティやSDGsについても、情報発信や意識啓発を実施し、理解を促すために働きかけていくことが大切です。



施策・主な取組

施策1 男女共同参画・ダイバーシティ推進体制の充実

1. 男女平等意識の確立とあらゆる分野での男女共同参画・ダイバーシティの推進

第2次男女共同参画プランを踏まえて、男女平等意識の確立とあらゆる分野での男女共同参画・ダイバーシティの推進を図り、各種施策に取り組みます。

2. 男女共同参画推進のための支援体制の拡充

市民ネットワークの協力団体・個人会員の理解を深め、男女共同参画推進のための支援を行うことで、推進体制の拡充を図ります。

施策2 男女共同参画・ダイバーシティ社会実現のための取組の推進

1. 意識啓発や市の取組の周知、啓発活動の推進

男女共同参画宣言都市として、市全体で男女共同参画に取り組んでいることをPRし、講演会・セミナー等を開催し学習の場の提供や情報発信をすることで、市民に対し幅広い意識啓発を図ります。また、性的マイノリティや年齢、国籍、障がいの有無等、どのような立場の人も、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現に向けて、セミナーや研修等を通じて理解を深め、市民への意識啓発を図ります。

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

職場での働き方を見直し、仕事と家庭のバランスが取れた生活を目指すために啓発事業を実施します。さらに、市内企業において仕事と家庭が両立できる職場環境の改善を推進します。

3. 女性の活躍推進

市民

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を目指すため、女性の自主的活動を支援し、幅広い視野を持つ女性リーダーの育成や女性のあらゆる分野への参画の拡充に努めます。

現状と課題

- ◆ 一人ひとりの人権が尊重され、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない社会を築いていくことは、まちづくりの基本となります。
- ◆ 古河市では、人権に関する講座や研修会の開催をはじめとし、差別のない社会づくりに向け取り組んできました。しかし、部落差別（同和問題）、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティなどへの差別や偏見、インターネット上の人権侵害など取り組むべき多くの課題があります。
- ◆ また、隣保館では地域に密着したコミュニティセンターとして人権に係る各種相談事業を実施している他、地域住民の交流が図れるよう自主組織活動の支援及び各種講座を開設しています。
- ◆ 今後も、人権啓発を通して、市民や事業者、関係機関と連携し、意識啓発や人権教育、人材育成を進めるとともに、各種人権相談に対応していく必要があります。



施策・主な取組

施策1 人権啓発活動と人権教育の推進

1. 人権啓発活動の実施

人権啓発リーフレットを作成し、全世帯への配布や市内公共機関や施設等に設置し市民への啓発を行います。また、「人権週間」期間に合わせ、市内店舗や庁舎にて人権啓発グッズを配布します。

2. 人権リーダーの育成

「人権リーダー育成講座」や「人権について考える会」を開催するとともに、関係機関等の主催する人権研修会への参加を促進します。

3. 人権教育の推進

人権について正しく理解を深めてもらうため、人権教育講演会や人権啓発映画上映会を実施します。また、小中学生等を対象に人権尊重の意識を高めることを目的とした人権啓発絵手紙・人権作文コンテストの作品募集、人権教室等を開催します。

施策2 人権相談と地域交流の促進

1. 人権相談の実施と地域交流の促進

広域隣保相談、生活相談、就労相談を身近な相談窓口として多種多様な相談案件を各関係機関と連携して対応を図ります。また、隣保館職員において地域をまわり、住民のニーズや困りごとを把握し解決に向けた支援を行います。

2. 隣保館の運営

地域福祉に密着したコミュニティセンターとして住民の自主活動の支援及び各種講座を開設します。また、人権啓発や交流の場として誰もが気軽に利用できる施設運営を図ります。

現状と課題

- ◆ 社会のグローバル化を背景に、地方自治体においても国際化に対応する人材を育成することが重要となっています。また、歴史的な関係のある都市などとの交流は、居住する地域に対する理解を深めることにもつながります。
- ◆ 古河市では、中学生を中心に、国際友好交流都市である中国河北省三河市と教育交流を進め、異文化への理解や国際感覚の醸成を図ってきました。市内の在住外国人は、4,940人（令和5年11月末現在「住民基本台帳」より）となっていますが、在留資格「特定技能」の分野拡大により、さらに外国人が増えることが予想されているため、市内在住の外国籍住民が安心して暮らせるよう多文化共生の社会づくりが必要です。
- ◆ 今後も、国際交流団体等との協働により、在住外国人に対する日本語教育や外国籍住民との交流を深めるための環境づくりを進めることが求められます。
- ◆ 姉妹都市である、栃木県さくら市、福井県大野市、山形県真室川町との姉妹都市交流を進め、市民主体による地域間交流を一層推進することにより、多様な文化を吸収し、個性と魅力のある都市づくりを進めていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 多文化共生社会の推進 国土

1. 日本語教育への支援 市民

国際交流団体等が実施する日本語教室や日本語ボランティアの養成などに対して支援します。

2. 在住外国人への相談対応 市民

在住外国人支援センター外国人アットホーム in 古河で行っている生活相談等を充実させ、外国人が暮らしやすい環境づくりを進めます。また、窓口来庁者に多言語での対応ができる体制の充実を図ります。

3. 国際化に対応した情報発信の充実 市民

国際交流団体等と連携し、市及び団体ホームページに、生活関連の外国語版ガイドブックや市内ガイドマップを掲載する他、SNS※の活用や行政文書の多言語翻訳を行い、国際化に対応した情報発信を充実します。また、多発する自然災害への対応として、防災情報を発信します。

4. 外国籍や日本語指導の必要な児童生徒への教育支援の充実

増加する外国籍・日本語指導の必要な児童生徒たちへの支援のため、教育委員会と連携し、日本語指導・学用品の貸し出しなどを行います。

施策2 国際交流と相互理解の推進

1. 国際友好都市との交流推進

中国河北省三河市との交流において、相互の国際理解教育のさらなる推進を目指します。

2. 国際交流イベントの支援

市内在住、在勤の外国籍の人と市民とのふれあいの場である国際交流会の開催を支援し、相互理解を深めます。

3. 国際交流団体との連携

茨城県や古河市の国際交流団体等と協働・連携し、国際化に対応したまちづくりを進めます。

施策3 市民主体の交流の推進

1. 市民主体による姉妹都市との交流の推進

姉妹都市である、栃木県さくら市、福井県大野市、山形県真室川町との市民を主体とした交流を推進し、友好親善を深めていきます。

2. 地域間の連携と交流の推進

交流のある国内都市との間で幅広い連携協力を推進し、情報や産業、生活、文化などにおける地域間の連携と市民主体の交流を促進します。

2

【健康福祉】

互いに支え合う^{まち}古河をつくる

現状と課題

- ◆ わが国の少子高齢化や人口減少の問題は、令和2年以後約3年間の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、非常に深刻な状況となりました。これにより、地域のつながりの希薄化が一段と進み、孤立・孤独を感じる者や、ひきこもりなど生きづらさを抱える者の問題が顕在化するなど、地域社会を取り巻く環境は新たな変化をみせています。そのような中で、要援護者等の生活課題は、これまで以上に問題が多様化、複雑化、複合化し、その解決を難しくさせています。
- ◆ 政府は、少子高齢化、人口減少の問題に対し「ニッポン一億総活躍プラン」の中で「こども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指していく」という方針を示しました。そして、福祉の分野では、その後、段階的に社会福祉法の一部を改正し、分野・属性・年代を問わない相談体制や、地域づくりを総合的・一体的に実施する体制である『重層的支援体制整備事業』の実施を推奨していくことを明文化しました。
- ◆ そのような背景の中、古河市では、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の下、令和4年度からこの『重層的支援体制整備事業』をいち早く取り入れて、様々な主体、関連機関等が、互いに連携、協働しながら、生活上の困難を抱える者や世帯を、地域の中で支える体制、施策、取組等の整備を進めてきました。
- ◆ 今後は、この支援体制の更なる充実を目指しながら「断らない相談支援」、「伴走型の相談支援」、「きめ細やかな配慮による支援」の実現を目指していきます。また、併せて、新たな施策の研究や検討、福祉関係者の意識変革と技術の向上、地域福祉を支える人材の育成、福祉財源の確保、また、今後の各種福祉施設等のあり方等についても、更なる検討を進める必要があります。



施策・主な取組

施策1 地域共生社会の実現 国土

1. 住民主体の地域福祉活動の推進 市民

要援護者等の生活上の支援（家事や簡単な手伝い等）を、同じ地域に暮らす住民自身が主体となっていくことができるような、小地域の支え合い・助け合いの活動を支援していきます。また、地域に暮らす要援護者等の「困りごと」を相談機関に円滑につながられるような体制や仕組みを構築していきます。

2. 災害時の避難行動要支援者の支援体制の充実

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が、災害時に円滑に避難することができるように、災害、避難に関する情報を個別に提供するとともに、「個別避難計画※」の作成を促進していきます。また、避難行動要支援者が二次的に避難する場所である「福祉避難所」について、民間施設との協定等により、受入れ体制の充実を図ります。

3. 多様な主体による地域福祉活動の活性化

社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア団体、民生委員、更生保護団体、福祉事業所、企業等、様々な主体による、独自の地域福祉活動が活性化するように支援し、市との更なる連携・協力関係を深めていきます。

4. 重層的支援体制の充実 市民

複雑化、複合化している要援護者等の生活課題に対して、相談者の分野・属性・年代にかかわらず、包括的な支援が提供されるように、関係機関等が連携・協働して支援する重層的支援体制の充実を図ります。また、長期にわたるひきこもり者、孤独・孤立を抱える者、ヤングケアラー※等については、アウトリーチ※による継続的な支援を行うほか、社会参加のために必要な支援についても充実を図ります。

5. 自殺総合対策の推進

古河市自殺対策計画に基づき、庁内の各部署と外部の各関連機関等が互いに連携・協力しあって、自殺防止に関連する様々な施策を総合的に提供することにより、自殺者の減少を目指していきます。また、自殺予防キャンペーン、ゲートキーパー※養成研修、こころの健康相談等により、自殺防止対策とその広報啓発を進めてまいります。

施策2 地域福祉の基盤の強化

1. 保健・福祉拠点の機能と管理体制の充実

古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針に基づいて、「総和福祉センター（健康の駅（福祉事務所）」、「古河福祉の森会館」、「三和地域福祉センター」の各保健・福祉拠点の役割・機能の見直しを図るとともに、今後の施設管理体制についても検討を進めていきます。また、長寿命化を図る施設の建物及び設備の老朽化に対しては、改修等について検討していきます。

2. 社会福祉法人に対する指導・監督

市が所轄庁となっている社会福祉法人の「ガバナンスの強化」、「地域における公益的な取組の促進」、「小規模法人のネットワーク化」を今後の中心課題として、法人の指導・監督と運営支援を進めていきます。

3. 地域福祉活動や新たな社会資源の創出に資する独自財源の確保

様々な地域福祉活動や新たな社会資源の創設、運営等に資する財源の確保について、ファンドレイジング※、クラウドファンディング、SIB※（ソーシャル・インパクト・ボンド）、民間団体による助成の活用等について研究し、その導入の可能性について検討します。また、地域福祉基金の活用方法についても更なる検討を進めていきます。

現状と課題

- ◆ 団塊の世代が 2025 年までに 75 歳以上に達することによる「2025 年問題」に向けて、市では、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を進めてきました。しかし、今後、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年には高齢者の割合が急増し、新たな課題が見込まれる「2040 年問題」が懸念されています。
- ◆ 古河市の高齢化率は令和 5 年 4 月 1 日現在 29.2%（「住民基本台帳」より）であり、今後も要介護認定申請の増加が見込まれます。また、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増える中で、地域の身近な相談体制の充実や介護する側への支援が必要となります。
- ◆ 介護を必要とする高齢者が増加する一方で、元気な高齢者も多く、健康や体力を維持しながら、その豊富な経験や知識、技能を活かせるような社会参加の機会を作ることも重要です。
- ◆ 今後は、個人のニーズに合った適切な介護サービスや高齢者福祉サービスを提供するとともに、フレイル予防^{*}や認知症予防などの介護予防に取り組み、すべての高齢者が元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムをさらに推進していく必要があります。



施策・主な取組

施策1 安心していきいきと暮らせる地域づくり

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

市民

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、高齢者自らの介護予防への取組を支援するとともに、身近な地域で参加できる介護予防活動を推進します。

2. 高齢者の社会参加と生きがいづくり

老人クラブや高齢者同士の交流を深めるとともに、高齢者がそれぞれ培った知識や経験、技術を活かしながら、ボランティア活動等の担い手として活躍できるよう支援します。

3. 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が元気で長生きできるまちづくりを推進するために、見守りや生活上の支援等を行います。また、高齢者へ補助具等の購入費用や外出にかかるタクシー費用の助成等を行うことで、福祉サービスの充実を図ります。

施策2 地域包括ケアシステムの更なる推進

国土

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、包括的に高齢者の地域生活を支援します。また、重層的支援体制により、関係機関との連携の充実を図ります。

2. 家族介護者への支援

住み慣れた地域で高齢者やその家族が安心して日常生活を送れるよう、介護に関する技術・知識の普及啓発、また介護者同士の交流事業等により、介護者の負担軽減を図るなどの支援をします。

3. 介護保険サービス基盤の充実と介護人材の確保

在宅サービスと施設サービスの効果的な提供が可能となるよう、日常生活圏域ごとに介護保険施設の整備を支援します。さらに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者に対しても、地域密着型サービス施設の整備を推進し、サービスの充実に努めます。併せて、県と連携を図りながら、地域包括ケアシステムを支える介護人材を確保するための支援をします。

施策3 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持

1. 認知症施策の推進

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

2. 高齢者の権利や尊厳の保持

高齢者の権利が擁護され、尊厳の保持ができるよう関係機関との連携を図り、高齢者虐待の予防も含めた迅速な対応や成年後見制度^{*}の利用促進、消費者被害の防止等について啓発も含め支援します。

現状と課題

- ◆ 障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせることが重要です。障がいの特性や程度、環境は人によって様々で、また、高齢化にともない、障がいの程度は重度・重複化の傾向がみられます。
- ◆ 古河市の令和4年度末の身体障害者手帳などを有している障がい者数は6,413人で、身近な地域での相談支援や障害福祉サービスのほか、利用者のニーズに応じた地域生活支援などに取り組んできました。生涯にわたる切れ目のない支援が求められている中で、より利用者本位の支援体制づくりが課題となっています。
- ◆ 今後は、障がいのある人が、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域の関係機関と連携し、住まいの場、就労支援、スポーツや芸術文化活動など社会参加支援、コミュニケーション支援などを進めていく必要があります。また、日常生活や社会参加活動を充実したものにするためには、活動しやすい環境整備及び市民全体の理解の促進が求められています。
- ◆ 共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、「心の障壁（バリア）」を取り除かなければいけません。市では様々な啓発活動を行ってきましたが、障がいや障がいのある人に対する理解不足や差別、偏見が依然として存在しており、これらの解消と共生社会の実現に向け、より一層、力を入れていく必要があります。
- ◆ 視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい等のある人に対しては障がい種別や状況に応じたコミュニケーションの手段の確保と情報提供は不可欠です。また情報化社会が進む中、情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）も求められています。
- ◆ 生まれながら、あるいは幼い時から障がいのある子どもに対し、こどもの持つ能力を育てるため、できるだけ早期から適切な療育や教育を受けられるよう環境を整えることが重要です。これらの課題に対し、市では、児童発達支援センターを中心に障がいのある子どもたちの早期療育、支援に取り組んできました。また、こどもの発達に不安を持つ保護者等に対し、相談窓口や親同士の交流の機会の場の整備を進めています。しかし、療育を必要とする子どもは年々増加しており、それぞれの特性に合わせた療育が必要となっています。そのため、さらなる相談及び支援体制の充実が求められています。



施策・主な取組

施策1 相談支援体制の充実

1. 身近な相談支援体制の充実・強化

相談支援事業の充実や相談支援専門員の質の向上により、障がいのある人が、必要な時に身近な地域で気軽に相談できる体制の充実・強化を図ります。

2. 切れ目のない支援体制の充実

早期から適切な療育・教育を受けられる体制を整備するとともに、保健、教育、福祉等の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

施策2 地域生活支援の推進

1. 地域生活支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、地域全体で支える体制を整備し、個別のニーズに対応した障害福祉サービス等の質的、量的充実を図ります。

2. 心のバリアフリーの推進

障がいのある人への虐待防止に関する意識啓発及び心のバリアフリー※を推進して、障がい者差別の解消に向けた取組を進めるとともに、障がいのある人が生活に重要な法律行為を適正に行うための成年後見制度の利用促進を図ります。

施策3 社会参加活動支援の推進 国土

1. 移動しやすい環境整備と交通手段の推進

障がいのある人が安心して外出できる環境の整備と移動のための交通手段の確保を推進します。

2. コミュニケーション支援の推進

手話通訳者の派遣、読み書き（代読・代筆）情報支援員の養成など、聴覚・視覚・言語機能などの障がいのある人のコミュニケーションを支援します。また、市が発行する広報紙、パンフレット等、様々な障がいのある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

3. 社会参加活動支援の推進 市民

子どもから高齢者、障がいのある人やボランティアが集い、世代交流するイベントの開催やスポーツ・レクリエーション教室の推進を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。

施策4 児童発達支援体制の充実

1. 発達障がいの早期支援

乳幼児健康相談や乳幼児健診を実施し、発達の遅れや偏りがみられる乳幼児に対し、早期に療育や医療につなげるとともに、家庭において適切な育児が行われるよう支援します。

2. 療育体制の充実

個々の発達特性に応じた専門性の高い療育の提供や、幼稚園・保育園等、学校など身近な地域における発達支援や相談などを、専門スタッフが実施し、療育の質の向上と充実を図ります。

現状と課題

- ◆ すべての市民は、健康で文化的な最低限の生活を送る権利を有していますが、経済や雇用体系の変化、高齢者に対する親族の扶養の変化などにより、生活困窮者は増加する傾向がみられます。
- ◆ 古河市では、経済的困窮をはじめとして、病気、住まいの不安、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理・債務問題などの課題が多岐にわたり、こうした課題を複数抱える者が存在するなど、生活困窮者の有する課題が複雑かつ多様化しています。
- ◆ 今後は、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度を連携させながら、複雑かつ多様化する課題に対して、様々な関係機関や地域住民等との連携のもとで、個人の状況に応じた包括的・早期的な支援をしていきます。特に、健康の駅内に設置された「つなぐハローワークこが」との連携を密にして就労支援を実施していきます。
- ◆ 生活保護受給者の日常生活や社会的自立の支援のために健診や医療機関への早期受診勧奨、生活習慣病や重症化予防のため健康管理が必要とされています。
- ◆ 「一時生活支援事業」や「子どもの学習・生活支援事業」の実施やあり方に向けた検討が必要とされています。



施策・主な取組

施策1 生活保護受給者の自立促進

1. 生活保護制度の適正運用

生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、保健・医療・福祉などとの連携を図りながら、各種社会保険制度の活用により、経済的自立を支援します。

2. 生活保護受給者の就労支援

生活保護受給者の自立に向けた就労支援を、関係機関との連携を図りながら、継続的に実施します。また、生活困窮者自立支援事業との連携も図ります。

3. 生活保護受給者の健康管理支援

生活保護受給者の健康課題を把握し、健診や医療機関への早期受診勧奨、生活習慣病の予防、治療中断による重症化を防ぐため等の健康管理支援を行います。

施策2 生活困窮者の自立支援対策の推進

1. 生活困窮者の自立支援の充実

市民

生活困窮者自立支援法の改正に基づき、庁内の関係部署、外部の関連相談機関等が一堂に会する「自立支援会議」を開設・運営することにより、多機関の協働による生活困窮者の相談支援体制のさらなる強化を図っていきます。

また、「家計改善支援事業」、「就労準備支援事業」のさらなる改善、充実を図るとともに、新たに「一時生活支援事業」や「子どもの学習・生活支援事業」についても、その実施やあり方に向けた検討を進めます。

現状と課題

- ◆ 少子高齢化やライフスタイルの変化、あらゆる分野における DX(デジタルトランスフォーメーション) の加速、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応の進展等の社会変化が予測されています。誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性を持つ取組の推進を通じて、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指しています。
- ◆ 特定健康診査・がん検診、健康教育、健康相談、予防接種等の健康づくり及び疾病予防事業を通じて、市民の健康習慣づくり、食育、メンタルヘルス、禁煙・受動喫煙防止、歯科保健等の対策を推進し、生活習慣病の発症・重症化予防、がん等の疾病の早期発見、早期治療、感染症予防につなげ、健康の保持増進を図っています。
- ◆ 健康で生きがいをもち、笑顔あふれるまちとなるよう、乳幼児期から高齢期までのすべてのライフステージにおける健康づくりを支援し、個人の健康を支え守るための環境を整備しています。
- ◆ 母子保健については、妊産婦健康診査や産後ケア等、安心して妊娠・出産・子育てができるように母子の健康を支援します。また、こどもたちの健やかな成長と発達を見守り、その保護者の支援にも力を入れていくことが必要です。



施策・主な取組

施策1 市民の健康づくりの支援

1. 市民自らが取り組む健康づくり活動への支援

健康教室・相談や県と共同で実施するヘルスケアポイント事業等を通じて、健康増進における普及啓発を推進し、ライフコースアプローチ※を踏まえた健康づくりを積極的に支援します。また、医療専門職による個別的支援を重点としたフレイル予防を早期に取り組み、健康保持増進に努めます。

2. 食育活動の推進

家庭や地域、行政が連携し、乳幼児から高齢者に至るまで、生涯を通じた切れ目のない食育を推進し、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図り健康寿命の延伸を目指します。

3. 心の健康づくりへの支援

保健師等による相談を実施するとともに、心の健康相談事業や県で実施する精神保健相談への紹介などを通じ、早期に精神科医と面接できる機会を提供し一人ひとりの心の健康づくりを支援します。

施策2 健康管理と疾病予防 国土

1. 健康診査・がん検診等を受診しやすい環境づくり

疾病の早期発見・治療を目的として医療機関とも連携し、特定健診を含む健康診査やがん検診を受診しやすい環境づくりに努めるとともに未受診者へ受診勧奨を行い、受診率向上を図ります。また、生活習慣病等の重症化予防をはじめ、様々な疾病予防に向け、個々のライフコースに合わせた健診受診後の保健指導や健康教育の充実を図ります。

2. 安全で有効な予防接種の推進

予防接種法に基づき、感染症の発生及び重症化予防のため、予防接種委員会並びに協力医療機関と連携を図りながら、適正かつ安全な予防接種実施のための体制を整え、定期接種の勧奨に努めます。

施策3 母子の健康を見守る体制の充実 国土

1. 母子保健の推進

母子保健法等に基づき、母子健康手帳の交付や健診・相談業務及び乳幼児期の家庭訪問等、疾病の早期発見と母子の健康増進を図るとともに、安心して育児ができるよう支援します。

2. 妊娠・出産・子育て期を通じた母子への支援

妊産婦健康診査及び産後ケア、産前産後サポート事業の実施とともに、安心して妊娠・出産・子育てができるよう関係機関と連携し母子の健康を継続的に支援します。

現状と課題

- ◆ 身近な地域で、市民がいつでも適切な医療を受けられることは、安心な生活を送る上で不可欠であり、救急医療を含めた医療体制のさらなる確保が必要となっています。
- ◆ 古河市では、市内及び近隣の医療機関を中心に、市民の疾病予防や治療にあっているほか、広域的な連携によって救急医療体制を構築しています。また、在宅医療を推進するため、地域の医療機関と連携しています。
- ◆ 今後、ますます少子高齢化が進む中で、安心して出産や子育てができる医療環境や、慢性疾患などにも対応できるような医療と介護の連携が課題となっています。また、複雑・多様化、高度化する医療ニーズに適正に対応していくため、引き続き地域の医療機関の連携や広域的な連携を進める必要があります。
- ◆ 安全な血液を安定的に確保するため、また、救急医療体制への援助活動の一つとして、献血を推進しています。少子高齢化の影響もあり、献血可能人口が減少しているため、若年層への働きかけが必要です。



施策・主な取組

施策1 地域医療と救急医療体制の充実

1. 地域医療の充実

適切な受療の機会を提供し、かかりつけ医の普及や地域の医療機関との連携を図り、市民の健康づくりを支える医療の充実に努めます。

2. 救急医療体制の充実

救急医療機関の受け入れ体制の充実のため、近県や近隣市町の医療機関と連携しながら、救急医療体制の強化に努めます。

3. 献血の推進と骨髄等移植ドナーへの助成

献血の正しい知識の普及や啓発に努め、安全な血液の確保を図ります。また、骨髄等を提供した市民に、提供に係る入院・通院の日数に応じて助成するなど、ドナー登録を推進し骨髄等の移植を支援します。

施策2 安心して子育てできる医療環境の充実

1. 小児科産婦人科医療体制の充実

市民

近隣市町や関係機関との連携を図りながら、出産・子育て期にかかる広域医療体制の充実を図ります。また、小児救急医療体制を支援するなど、安心して子育てできる医療環境の充実に努めます。

現状と課題

- ◆ 国民健康保険は、県が財政運営の責任主体となり、市と連携しながら、国保運営の健全化を図っています。将来的な「都道府県単位での保険料水準の統一」に向け、国・県の動向を踏まえ、適切に取り組む必要があります。
- ◆ 医療費の適正化に向けた取組に加え、国の保険者努力支援制度を効果的に活用しながら保健事業を実施し、市民の健康を確保するとともに、制度の安定的な運営に努めています。
- ◆ 後期高齢者医療制度については、被保険者数の増加に伴い、医療費も増加しています。茨城県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、制度の安定的な運営を図るため、保険料収納率の向上や医療費の適正化に取り組んでいます。
- ◆ 次世代を担う子どもたちを健やかに産み育てる環境を整えるため、子どもを育成する家庭の経済的支援と、重度心身障がい者等の健康の保持増進を図るため、医療費の一部助成をすることで、生活の安定と福祉の向上に努めています。
- ◆ 国民年金制度はすべての国民が安定した老後生活を送るために社会全体で支え合う制度です。市民生活に大きな役割を果たす年金制度について、今後も動向を把握し、市民の理解が得られるよう、適正な制度の周知、相談・窓口業務等を行う必要があります。



施策・主な取組

施策1 制度の周知と普及

1. 国民健康保険制度の周知

国民健康保険制度の適正かつ安定的な運営を確保するため、被保険者の理解と協力が得られるよう情報提供に取り組みます。

2. 後期高齢者医療制度の適正な運営

広域連合が決定した保険料に基づいて保険料の徴収を行うとともに、各種申請の受付などの窓口業務及び制度の広報活動を実施します。

3. 医療福祉費支給制度の普及

市民

小児、ひとり親家庭の父母子、重度心身障がい者、妊産婦などを対象とした医療福祉費支給制度の普及に努めます。

4. 国民年金制度の促進

国民年金制度の周知とともに市民からの相談に対応し、普及と受給権の確保に努めます。

施策2 制度運営の適正化

1. 保険適用の適正化の推進

国民健康保険の加入・喪失手続等を推進し、保険適用と保険税賦課の適正化を図ります。

2. 医療費の適正化

レセプト※等のデータ分析に基づく第2次古河市国民健康保険保健事業総合計画により、特定健康診査等の受診率向上、ジェネリック医薬品※の利用促進、重複・多剤の適正受診を推進するために保健事業を実施し、健康寿命の延伸及び医療費の適正化に努めます。

現状と課題

- ◆ わが国では1990年以降、合計特殊出生率が1.57を切ったことから少子化対策を求める世論が高まり、「子育て支援」というキーワードを旗印に様々な制度改正や施策が実施されてきました。令和5年4月1日には、「こどもの権利の尊重」「子育て支援」を根底から強化するための「こども基本法」が施行となり、同日、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」が発足しました。今後、改正児童福祉法の施行や「こども未来戦略方針」による施策が次々と控えており、「こどもの権利の尊重」及び「子育て支援」は、国が総力を挙げて取り組むテーマとなっています。
- ◆ このような動きの中で、古河市における令和5年度の年少人口割合は11.2%と、他の自治体同様減少傾向が続いており、ライフスタイルや核家族化の進展による家族構成の変化、地域のつながりの希薄化が生じているため、今後は地域や社会全体で子育てを支援していく仕組みの構築が重要です。
- ◆ 次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、妊娠から、出産、子育てに至るまで、包括的かつ切れ目のない支援を行い、子どもを生み育てやすい環境をつくります。また、支援が必要な子どもや家庭が、自立による安定した生活を送れるように取り組む必要があります。



施策・主な取組

施策1 こどもの権利の尊重と理解の促進

1. こどもの意見表明の機会確保

すべてのこどもが個人として尊重される「こども基本法」の理念に基づき、こどもの意見表明や、社会活動参加の機会を確保します。

2. 一人ひとりの状況に応じた支援体制の構築

市民

地域の力を活用するなどして、こども食堂や学習支援等、こどもの成長段階やニーズに応じた安心・安全に過ごせるこどもの居場所づくりの支援体制の構築に取り組みます。

3. こどもの権利侵害の防止、相談支援の強化

市民

ヤングケアラーの早期発見、児童虐待・DVを未然に防ぐための啓発活動を行うとともに、様々な相談に適切に応じられるよう専門職を常時配置し、相談支援にあたります。また、地域や警察等の関係機関・団体との連携を図り、児童虐待の早期発見と迅速な対応ができるよう体制を強化します。

施策2 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援体制の強化

1. 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援体制の構築

子育て情報の積極的な提供により、妊娠期から子育て期まで継続的に支援します。また、子育て支援センターやファミリーサポートセンターの整備や利用促進を図り、こどもを産み育てやすい環境を整えます。

2. こども家庭センターの設置と運営

市民

妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置します。また、センターを運営するにあたり、こどもの施策に携わる関係課や民間団体等と連携し、子育てに関する資源のネットワーク化を進め、総合的な相談支援体制を構築します。

施策3 出産や子育て等の経済的支援

1. 出産や子育て等の経済的負担の軽減

市民

子育てにかかる経済的負担を軽減し、産み育てやすい環境づくりのため、子育て世代への支援を充実します。また、定住につながるよう経済負担の軽減策の見直しを検討します。

2. こども・若者に対する医療費の助成

市民

小児医療福祉費支給制度に加え、市独自の医療費助成を行い、子育てにかかる医療費負担を軽減します。

施策4 保育の質の向上

1. 安全な保育環境の整備

市全体の教育・保育施設の安全性の向上のため、国・県の補助等を活用し、既存施設の改修や設備修繕を適切に行います。また、保育の安全性の向上のため、ヒューマンエラーを補完するICT ツールの導入を促進するなど、こどもを安心して預けることができる保育環境を整備します。

2. 多様な保育ニーズへの対応

市民

ワーク・ライフ・バランスや働き方の多様化に伴う保護者ニーズに応え、一時預かりや延長保育、病後児保育などでのフレキシブルな対応を目指し、子育てのしやすい環境を整備します。

3. すべてのこどもが必要な保育を受けられる体制整備

特別な配慮が必要なこどもや個別の支援を必要とするこどもが円滑に教育・保育施設を利用できるように、受け入れを促進するための体制強化や環境整備を支援します。

4. 保育環境の質の向上

こどもが健やかで安心・安全に成長できる環境の確保のため、ICT ツールを活用した取組や保育体制の強化を支援します。また、保育士等の処遇改善や資質向上の取組を支援し、保育士等の人材確保や人材育成に取り組みます。

3

【教育文化】

人が育ち文化の息づく^{まち}古河をつくる

現状と課題

- ◆ グローバル化の進展や、人工知能の進化といった技術革新の進展などに直面している今日、教育を取り巻く環境は大きく変わり、学校教育においては、状況に応じた対応が求められています。
また、学校現場においては、学力の低下、いじめ・不登校など諸課題への対応、特別支援教育の充実や日本語指導が必要な児童生徒に対する支援など、複雑かつ多様な課題に向き合う必要があります。そのため、児童生徒が生涯にわたって能動的に学び続けられるよう、教師が「教える」から子どもが「学ぶ」への転換を図り、「子どもが主役の授業」を推進します。また、「主体的・対話的で深い学び」の視点から確かな学力の定着を図るとともに、一人ひとりの学力や学習状況を継続的かつ正確に捉え、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指しています。
さらに、道徳教育や読書活動の充実により、児童生徒の道徳性や豊かな情操を養い、他者への思いやりなどを育みます。
- ◆ 特別な教育的ニーズのある児童生徒の増加に対応するため、特別支援教育の充実や日本語指導など、多様なニーズへの対応が課題となっています。
また、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動に対する未然防止と適切な対応・支援を行うため、学校や地域の関係機関との連携強化や総合的・継続的な相談体制の構築により、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。
- ◆ 将来、世界で活躍できるグローバル人材を育成するため、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を高められるよう外国語指導助手(ALT)を適切に配置し、小中学校における外国語活動・外国語の学習指導体制の充実をさせていくことが必要です。
また、キャリア[※]教育の視点を取り入れた体験活動の充実を図り、児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育むキャリア教育の推進が求められています。



施策・主な取組

施策1 確かな学力と豊かな心の育成

1. 確かな学力を育む教育の推進

学習指導要領の趣旨を活かして、各教科において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を目指します。効果的なICTの活用を通じた「子どもが主役の授業」を推進し、児童生徒の学力の向上を図ります。

また、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、小学校の各教科等における学習に円滑に接続されるよう、指導の工夫や指導計画の作成を支援します。

2. 豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、相手を思いやる心やたくましく生きる心を育てるとともに、人権尊重の意識を高める心の教育を推進します。

また、「特別の教科 道徳」の授業改善を図るとともに、読書活動や読書環境を整え、自己の生き方についての考えを深めることができるよう、児童生徒の道徳性を養います。

施策2 特色ある学校教育の充実と多様な教育的ニーズへの対応

1. 個に応じた教育の推進

市民

ティームティーチングや少人数指導など、きめ細かな教育を推進し、児童生徒一人ひとりの確かな学力の定着を図ります。

また、個別の支援や特別な配慮を要する児童生徒に対する支援の充実に努めます。

さらに、障がいの状況や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や、インクルーシブ教育を推進するほか、日本語指導が必要な児童生徒への対応を図ります。

2. 特色ある教育活動の展開

市民

考える力を基盤として、自ら考え判断し表現できる児童生徒の育成を目指した学校の意欲的な取組を支援することにより、特色ある教育活動の展開を図ります。

3. 教育相談体制の整備

市民

不登校、いじめや暴力行為等、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に学校や関係機関が連携し、早期解決に向けて全体で取り組み、生徒指導上の課題について地域全体での見守りを推進します。

施策3 将来に向けた人材育成

1. 外国語教育の充実

市民

外国語指導助手(ALT)を適切に配置し、小中学校における外国語教育を充実させます。
また、オンラインを活用した遠隔共同授業やイングリッシュキャンプの実施など、海外の学校等と連携した学習を推進し、グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力を育みます。

2. キャリア教育の推進

市民

学校の教育活動全体を通じて取り組むとともに、「キャリア・パスポート」等を活かし、小中高の学びのつながりを大切にされたキャリア教育の推進を図ります。
また、地域の人的・物的資源を活用し、将来の夢や目標をもち、生涯にわたって学び続ける児童生徒を育成します。

現状と課題

- ◆ 児童生徒の健康維持・増進に努めるとともに、教職員の健康とより質の高い指導・運営体制を構築するため、学校の業務・職場環境の改善等が必要です。
- ◆ 学校施設は、児童生徒の学習の場や豊かな人間性を育む場としての役割だけでなく、災害時の緊急避難場所としての役割も担っているため、安全性の確保が極めて重要です。
- ◆ 少子化により今後も児童生徒数の減少が見込まれ、教育環境の向上や社会性の確保の観点から、子どもたちにとって望ましい学校の在り方について引き続き検討していく必要があります。
- ◆ 古河市には32の小中学校があり、校舎・体育館等の老朽化が進んでいる学校があるため、耐久性を向上させるなど長寿命化を図り、実情に応じた改修や適切な維持管理が必要です。
- ◆ GIGA スクール構想により飛躍的に整備されたICT環境を効果的に活用した個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実が求められています。対面指導の重要性や児童生徒の発達段階にも留意しつつ、遠隔・オンライン教育など、デジタルの利点を活かした活用を推進します。
- ◆ GIGA スクール構想に基づく教育を継続して推進するため、学習用端末等のICT機器の更新を行う必要があります。今後も、学校ICT環境の整備を計画的に進めるとともに、教員が授業にICTを活用して指導する能力や、児童生徒のICT活用を指導する能力など、教員の資質能力・指導力向上に向けた取組を行います。



施策・主な取組

施策1 就学しやすい環境づくりと学校保健の充実

1. 子どもを見守る環境づくり

児童生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者等へ電子メール等を活用した不審者出没情報の提供を行い、安全強化に努めます。

2. 教育機会の均等に向けた経済的支援

保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施を図ります。

3. 児童生徒・教職員の健康の保持・増進

児童生徒、教職員の健康管理のために健康診断を実施し、健康保持や増進に努めます。また、教職員に対してストレスチェックを実施するとともに、その結果を踏まえた職場環境改善などを図ります。

施策2 学校施設や設備等の充実と維持管理 国土

1. 学校施設の適正配置

児童生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の観点から、適正規模・適正配置について検討します。

2. 学校施設の適正な維持管理

学校施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化を図りながら、適正な維持管理を行い、安全・安心な教育環境を提供します。

3. 学校における教材等の充実

学校からの要望を踏まえた上で、学習指導要領に対応した教材等を計画的に購入し、整備を進めます。

施策3 教育DXの推進とICT環境の充実

1. 教員の資質能力・指導力の向上

市教育委員会や茨城県県西教育事務所による学校訪問を計画的に実施し、教員の指導力を向上させるとともに、教員の資質向上のため、それぞれのキャリアステージに沿った研修体制の充実を図ります。

2. ICT環境の充実と効果的な活用

学校ICT環境の整備を計画的に進め、1人1台端末を用いた効果的な活用を進めるとともに、対面指導の重要性や児童生徒の発達段階にも留意しつつ、遠隔・オンライン教育を有効に活用した取組を推進します。

現状と課題

- ◆ 古河市の学校給食は、古河地区小学校5校では自校方式で提供し、それ以外の小中学校及び古河中等教育学校についてはセンター方式で提供しています。同じ市内において異なる給食の提供方式を採用しており、献立内容も異なっている状況にあります。
- ◆ 安全・安心で安定的な給食の提供に加え、食物アレルギーを有する児童生徒への対応の一つとして、学校給食センターでは除去食（乳・卵の同時除去）の提供を行っておりますが、その他の品目への対応が課題となっております。また、児童生徒が食に関する知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食センターを拠点として、食育や地産地消を推進しています。
- ◆ 自校方式給食室では、設備機器の老朽化に伴い、修繕部品の調達が困難な状況になっております。自校給食を継続していくためには、耐用年数に応じた設備更新をしていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 学校給食と食育の充実

1. 栄養指導による食育の推進
学校における給食メニューの再検討や栄養教諭等による食に関する栄養指導を充実させ、望ましい食習慣が身につくよう意識啓発を行います。
2. 食物アレルギーへの対応
保護者及び学校と連携を密にしながら、それぞれの状況に応じた対応を継続していきます。食物アレルギーを有する児童生徒の状況把握に努めるとともに、増加する学校給食センター除去食の要請に対応するため、提供のあり方や方法について検討していきます。また、卵乳以外のアレルギー品目への対応について検討していきます。
3. 食育拠点の充実
学校給食センターを食育の拠点とし、児童、生徒、保護者への見学のほか、市民を対象とした試食会を開催し、食育を学ぶ場を提供することで、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の育成を図ります。
4. 地産地消の推進
古河名物耐甘露煮、JA（農協）等生産者団体との連携を深め、地元の野菜や加工食品の食材活用を図り、地産地消を進め、児童生徒の地元農業・食品加工業への理解促進に努めます。

施策2 学校給食施設や設備等の充実と維持管理

国土

1. 学校給食センターの管理運営
施設設備の定期的な保守点検を行い、自校給食室の統合を見据え、施設の長寿命化を図っていきます。また、学校給食費については、公会計化による市主体での徴収・管理へと変更するよう努めます。
2. 自校給食室の管理運営
古河地区小学校の自校給食室を学校給食センターへと段階的に統合することについて、関係機関と連携し、協議を進めていきます。統合までは、運営手法の検討や施設・設備の適切な維持管理に努め、自校給食事業の円滑な運営を行います。
3. 給食施設の衛生管理の徹底
衛生検査・害虫駆除業務の民間委託や栄養士を対象とした研修会の参加・実施などにより、各給食施設の衛生管理を徹底します。
4. 災害時における適切な食事の確保のための学校給食施設の活用
避難所における適切な食事の確保のため、学校給食施設等の活用を含めた災害時の対応や協力体制等について関係部局間で協議し、各地域における災害時の体制づくりを進めます。

現状と課題

- ◆ 家庭や地域の教育力の低下、SNS の普及など、青少年を取り巻く環境が急激に変化し、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、各種体験の不足などが問題となっているほか、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性や犯罪に加担する可能性も大きくなっています。
- ◆ 古河市では、子ども会をはじめとする青少年団体の活動支援、多様な自然・社会体験の提供などとともに、青少年を対象とした相談活動などを行ってきました。
- ◆ 今後も、青少年団体の育成・支援、地域活動等への青少年の参加を促進するとともに、地域ぐるみで青少年の健やかな育ちを支えるための体制を充実する必要があります。
- ◆ 家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化、子どもの貧困など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、様々な問題を抱えている家庭が増えてきており、家庭の教育力や地域における家庭を支える力の低下が指摘されています。
- ◆ 少子化が進展する中であっても、子ども達が集団でスポーツや芸術に参加する機会を確保するための環境を整える必要があります。



施策・主な取組

施策1 家庭教育支援の充実

1. 家庭教育の推進

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や、家庭の役割の重要性を啓発するために必要な情報の提供に努め、家庭教育の充実を図ります。

施策2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進と子どもの居場所づくり

1. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進

市民

コミュニティ・スクールにより、学校・家庭・地域で学校運営や学校運営に必要な支援について話し合い、話し合ったことを地域学校協働活動により実現し、地域とともにある学校を目指します。地域と学校で、「どのような子どもを育てるのか」「そのためには」という目標とビジョンを共有し、その実現に向けた活動を支援します。

2. 地域クラブ活動の推進

「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という考えのもと、子どもたちが将来にわたりスポーツや文化・芸術に親しむ機会を確保するため、地域と連携して環境づくりに取り組みます。

3. 放課後児童の居場所づくり

市民

放課後児童クラブを充実して、児童が放課後等を安全安心に過ごせる場を確保し、心身ともに健全な育成を図ります。

施策3 青少年の健全育成のための取組推進

1. 青少年の社会的自立の促進と育成団体の支援

子ども会活動等を通じて様々な経験を積むことでコミュニケーション能力を高め、青少年の主体性や協調性を育みます。

また、青少年育成に携わる団体の活動を支援するとともに、団体の連携と地域教育力の活性化を図ります。

2. 非行等の防止対策と健全な環境づくりの推進

「青少年の健全育成に協力する店」登録事業者との情報交換や、青少年相談員を中心とした街頭パトロールを継続的に実施することで青少年理解と非行等の防止に努めます。

また、近年増加するインターネット上の犯罪やトラブルに青少年が巻き込まれないよう、メディアリテラシー※に関する啓発活動等により健全な環境づくりを推進します。

3. 多様な体験活動の提供と郷土愛の醸成

市民

子どもたちの意見を取り入れたり、企業や地域団体等の知見や活力を活かしたりしながら魅力的で価値ある体験機会を提供します。

水辺の楽校等、地元の豊かな自然を活用した様々な体験活動や創作活動を通して、郷土への愛情や誇りを感じることができる施策に取り組みます。

二十歳の門出を祝福し、仲間との絆を深め、生まれ育った土地・育ったまちへの郷土愛や地域の一体感の醸成のために、充実した式典「二十歳のつどい」を開催します。

現状と課題

- ◆ 情報化や国際化の進展、ライフスタイルの変化などの中で、新たな知識や技術を習得し、心豊かな生活を送るため、自主的な学習意欲が高まっており、市民の多様な学習ニーズへの対応が重要となっています。
- ◆ 古河市では、公民館などを中心に、各種講座を開催し、情報提供を進め、市民の自主的な活動を支援してきました。この中で、生活上の課題や地域課題に対応した講座等の企画・実施や、あらゆる人々が参加できる学習機会の提供が課題となっています。
- ◆ 今後も、公民館や図書館など生涯学習に関連する施設の効果的な運営を図り、市民の学習ニーズに的確に対応しながら、いつでもどこでも学べるように生涯学習の機会や環境の充実に努めるとともに、その成果を地域の中で活かせるような環境づくりを進めていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 生涯学び、活躍できる環境づくり

1. 生涯学習講座の充実・強化

公民館等の施設職員、生涯学習指導員、社会教育主事などと連携しながら、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応した公民館等講座を市内各所で実施し、市民の生きがいと地域への愛着心を育みます。

2. 学習情報の提供

講座や施設利用の案内、各種団体の紹介など、市民が必要とする学習情報の提供（講座情報誌「まなびピアこが」の発行等）に努めます。

3. 人材資源の活用

地域の中で、技術や豊かな知識・経験を有する人材を発掘し、その人材資源を活用した講座やプログラムを充実します。

施策2 生涯学習施設等の充実

1. 生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理・運営

生涯学習の拠点となる施設を計画的に整備・改修し、その機能向上を図り、また、計画的な施設の適正配置を進める目的で、中央公民館及び周辺公民館等4館を閉館し、総和地域交流センター建設を進めます。管理面については、地域の実情に見合った効果的な運営を検討します。

施策3 読書環境の充実 国土

1. 図書館機能と蔵書の充実

市民の学習ニーズに応じた図書館機能を維持するべく、継続的な図書資料の購入と計画的な施設改修を行い、図書館の長寿命化を図ります。

2. 読書団体の育成・支援

読書団体などを育成・支援し、幼児期からの読書意識の高揚を図ります。

3. 子ども読書活動の推進

子ども読書活動推進計画に基づき、絵本の読み聞かせやおはなし会、ブックスタートなど地域のボランティアと連携して、子どもが本に親しむ環境づくりを進めます。

現状と課題

- ◆ 長い歴史と伝統に培われた古河市は、多くの歴史的資源や文化人を有しています。本市では歴史博物館を中心に、国指定重要文化財（建造物・歴史資料）をはじめ、県指定・市指定を含む有形・無形の歴史・民俗文化財、史跡・天然記念物や芸術品など多種多様な文化遺産の公開・調査・収集・保存を進めてきましたが、相続等に際しての紛失や散逸、開発、老朽化等により消失する可能性があります。これらを保全しつつ、さらなる有効活用方法が課題となっているほか、地域の民俗芸能の後継者不足も懸念されています。
- ◆ 古河市は豊かな歴史的・文化的財産の蓄積を活かしたまちづくりを目指し、歴史博物館、篆刻美術館、街角美術館、文学館、三和資料館などを設置し、市内外に対し、歴史文化情報を発信するとともに、ジャンル別の博物館施設を分散配置することで市内の周遊性を図ってきました。
- ◆ 古河市文化協会を中心に、市民文化祭をはじめ、様々な機会を通して発表の場を設けたり、芸術文化に触れる機会を提供したりしています。しかし、高齢化等により活動団体が減少し、後継者の育成・確保などが課題となっています。
- ◆ 郷土の歴史文化を学び、大切にしていくことは、地域に対する愛着を持つことにつながり、さらに地域文化を後世に永く伝えることは、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める上で欠かせないものです。今後も、歴史的・文化的財産や史跡、郷土芸能などの保全や継承を図るために、博物館施設を有効活用していくことが求められています。そのために博物館運営の基幹となる専門知識を有した学芸員の人材確保と育成が課題となっています。
- ◆ 加えて、これまで収集・保存してきた歴史・文化資料等を適切な環境で保存し、それらの情報を、安全・快適な空間で市民（来館者）に提供するため、博物館施設の経年劣化にともなう計画的な修繕が必要です。
- ◆ 文化芸術の振興は、市民生活や人づくり、まちづくりにおいて欠かせない重要な要素となっています。古河市では、市民の文化芸術活動を支える集客施設が整備されておらず、文化芸術活動の発表や発信する場としてのニーズに応えられていない状況です、また、質の高い音楽や演劇等に触れる機会が得にくいことが課題となっています。そのため、市民の文化芸術活動と交流の拠点となる施設を整備する必要があります。



施策・主な取組

施策1 文化財の保存と継承

1. 文化財や伝統文化の保存・継承

市民

市内に残る貴重な歴史的・文化的財産の保存に向けて、文化財指定及び記録・補修等に努めるとともに、市民が地域の民俗芸能に関心を持ち、学び、理解するための機会を提供し、後継者の育成を図ります。

2. 埋蔵文化財の保護・保存

埋蔵文化財の周知・広報に努め、開発等により遺跡の毀損のおそれがある場合には発掘調査を実施し、記録保存を行います。また、考古学的知識を有する埋蔵文化財専門職員の継続的な常勤配置に努めます。

施策2 博物館等施設の充実

1. 歴史・民俗・文化資料の調査・収集と保存・整理

市民

公開承認施設※である歴史博物館をはじめとする各博物館施設において、地域に関連する貴重な歴史・民俗・文化資料の調査や収集、保存、研究を進め、資料データベースの構築を図ります。また専門知識を有した博物館学芸員の常勤配置と育成に努めます。

2. 歴史や文化に関する情報提供の推進

市民

各博物館施設での企画展や講座等の充実を図り、ホームページ等を活用して積極的な情報提供を行い入館者の増加を図ると同時に、各施設間だけでなく学校や周辺地域との連携をより深め、来訪者の回遊性を高めることに努めます。

3. 博物館施設の適正な維持管理

市民（来館者）に対する安全・快適な空間を提供するための修繕等を実施しながら施設の長寿命化を図ります。また、国指定重要文化財を含む所蔵資料を適切な環境で保存するための適正な施設維持に努めるとともに、収蔵スペースの狭小化を解決するための方策を検討していきます。

施策3 文化活動や芸術文化活動の促進

1. 芸術文化活動への支援

市民

各種文化団体の自主活動及び市民文化祭などの活動発表への支援を行います。また、優れた芸術に接する機会を提供するとともに、文化施設収蔵資料を活用した作品を全国から公募するなど、市民の芸術文化活動を促進します。

2. 地域文化を創造する人材の育成・確保

市民文化リーダーの育成とともに、芸術文化活動団体への若年層の加入促進に努めます。また、関係団体間のネットワークづくりを推進します。

3. (仮称) 古河市新公会堂の整備

市民

「(仮称) 古河市新公会堂の整備に向けた検討報告書」に基づき、市民の意向を反映した計画を策定し、市民の文化芸術活動と交流の拠点となる施設整備を推進します。

現状と課題

- ◆ 健康志向の高まりを背景として、市民のスポーツに対するニーズが高まり、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツのできる環境づくりが求められています。日常的にスポーツに親しむことは、健康の保持・増進や体力向上だけでなく、生きがいのある生活にもつながります。
- ◆ 古河市では、生涯スポーツを支える各種スポーツ団体の育成・支援を行うために、スポーツ施設の安全性や利便性を確保し、類似または同一機能を有する施設の統廃合も視野に入れた効率的かつ安定的な施設運営が課題となっています。
- ◆ スポーツには「多様な競技を自ら体験して楽しむスポーツ」と「トップアスリートの技を観て楽しむスポーツ」があります。市民ニーズを取り入れた「スポーツフェスタ古河」の継続化を図りながら、市民が気軽に参加出来る環境づくりを推進することが大切です。
- ◆ 全国大会へのスポーツ大会参加補助金制度やスポーツ協会の交付金制度を継続してスポーツ少年団及びスポーツクラブの活動を支援するとともに、各種団体と連携を図りながらトップアスリートの発掘と育成に取り組む必要があります。



施策・主な取組

施策1 生涯スポーツの振興 国土

1. 組織の充実

スポーツ協会、スポーツ少年団及びスポーツ推進委員会との連携を強化するとともに、各種スポーツ団体を支援し、組織の強化と人材の育成を図り、「いつでも・だれでも・どこでも」スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

2. 行事の充実

市民ニーズに応じてそれらを体験できる機会を増やししながら、参加者拡大のための啓発に努めるとともに、行事の見直し（調査）を進めます。

施策2 スポーツ施設の充実と有効活用 国土

1. スポーツ施設の充実

施設の統廃合も視野に入れながらスポーツ施設の環境整備を計画的に行い、あらゆる世代に対してスポーツの場を提供できるよう努めます。

2. 施設の有効利用の推進

市民のスポーツに対するニーズや学校教育及び地域活動の実状に応えるため、既存施設を有効活用するとともに、学校体育施設を開放して、スポーツの推進を図ります。

施策3 競技力向上とトップアスリートの育成

1. 競技力の向上

多様化・高度化するスポーツニーズに応えるために、プロスポーツ選手と一緒に体験できる機会の提供、専門的な知識や技能を有する指導者の育成に努めます。

2. トップアスリートの育成

全国大会へのスポーツ大会参加補助金制度を継続し、才能あるジュニア世代等の選手の発掘・育成に向けて各種団体との連携を図ります。

4

【産業労働】

活力と賑わいのある^まち^ち古河をつくる

賑わいを生み出す商業の振興

現状と課題

- ◆ 古河市は関東のほぼ中央、茨城県の西端にあり、鉄道や車での首都圏へのアクセスが良好な環境にあります。古河地区の市街地を中心に商店街が形成されていますが、各地へのアクセスが良いことなどから、買い物客の流出がみられ、民間消費でみると支出流出率がマイナスとなっており、市外に流出する金額の割合が高い傾向にあります。
- ◆ 商店街は地域活性化やコミュニティ形成など、市の顔として存在してきましたが、近年においては、モータリゼーション^{*}の進展、量販店との競合、消費者ニーズの多様化、電子商取引市場の拡大に加え、事業主の高齢化が進み、業況は厳しい環境にあります。しかしながら、今後少子高齢化が進む中、対面型店舗ならではの人のつながりや、コミュニティ維持、賑わいの創出、観光拠点の役割など商店が活発化することが求められています。
- ◆ 全国的にも年間販売額は増加傾向にあり、古河市においても年間販売額は一定の水準を保ってはいるものの、小売業や飲食・生活関連サービス業などの事業者数は減少傾向にあります。このため、商店街だけでなく、市内全域的にも商業の活性化を図り、事業所数を維持しながら、消費者ニーズに対応した魅力的な新規出店を図る必要があります。



施策・主な取組

施策1 地域商業の振興と経営基盤の充実支援

1. 商工団体の育成と支援

商工団体の各種独自事業を支援することにより、会員の積極的な参加を喚起し、総合的な地域商業の振興と活性化を推進します。

2. 中小企業への経済的支援

中小企業事業資金融資制度利用者に対し、利子及び保証料を補助することで、負担の軽減を図ります。

施策2 まちなかの賑わいづくり

1. まちなか賑わいづくりの推進

市民

古河駅周辺については、古河の玄関口「顔」としての魅力づくりを推進するとともに、民間の活力を十分に活かすことで、市内外から人が集まる環境づくりに取り組みます。

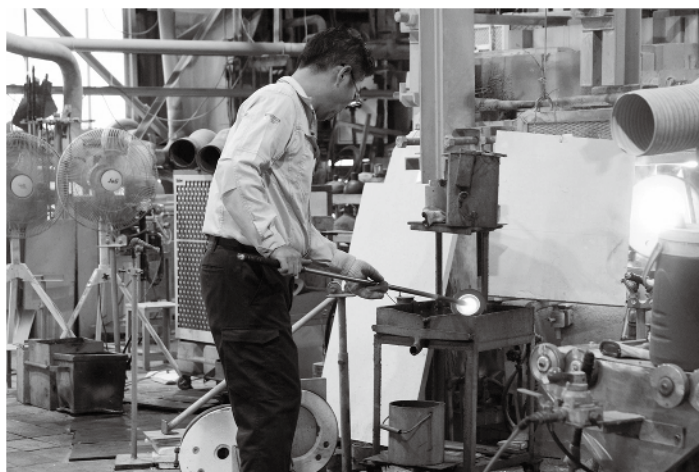
2. 空き店舗等対策の推進

市民

関係団体などとの連携により、空き店舗の有効活用、創業者支援を図ります。

現状と課題

- ◆ 新型コロナウイルス感染症が、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼす中で、企業は様々な努力により事業を継続してきました。一方、コロナ禍でのテレワーク等により地方へ意識が向くなどの変化が表れ、国の政策でもデジタル田園都市国家構想が示され、デジタルによる地方の課題解決に向けて進んでいます。
- ◆ そのため、古河市においても、立地企業と自治体や関係機関等の一層の連携強化により、産業分野のデジタル化の推進に加え、官民連携による地域のデジタル化への移行に貢献していくことも重要になります。さらには、地域の活性化のために、産業・企業の魅力を市内外へ広く発信するPRにデジタルを主体とするなどの検討を行っていきます。
- ◆ 加えて、企業立地後に、課題とされる労働力確保の問題や企業の社会貢献へつながるカーボンニュートラル、BCP※などの推進も、官民の連携が重要となります。そのため、地元企業の横のつながりの強化や、新たな情報発信などに取り組む必要があります。
- ◆ 今後は、企業の誘致に加え、既存企業の活躍のバックアップを市が広く関わり進めていくことが、産業発展のカギになります。
- ◆ 一方、新たな産業用地を検討する際に、市内の山林等の空間地の適地がないため、地域未来投資促進法等に基づき、土地利用調整を図りながら産業用地を創出する必要があります。



施策・主な取組

施策1 市内工業の充実に向けた支援 国土

1. 立地企業との連携推進

市内製造業、流通業等の既存企業との連携に努め、職場環境の向上、雇用問題など課題解決を図ります。

加えて、カーボンニュートラルやBCPなどへの取組を関係機関と連携して進めます。

2. 商工団体等関係機関との連携強化

市民

市内の商工団体等と連携しネットワークを活用することで、既存企業等の現状を把握しながら、総合的な地域工業の振興を図ります。

3. 工業・企業の魅力発信

市民

市と企業の連携により、オープンファクトリーやデジタル媒体の活用など様々な手法を活用して、幅広い層に企業、産業の魅力を発信することで、産業の活性化、関係人口の拡大へつなげ、企業と地元の成長を進めます。

施策2 労働力の確保と企業誘致活動の推進

1. 労働力の確保

市民

新しい働き方への取組やデジタル人材の活用、女性活躍の視点など、企業の魅力ある労働環境の推進を支援するとともに、市内企業の魅力を市内外へ広く発信することで、労働力の確保につなげます。

2. 企業立地の推進

市民

首都圏中央連絡自動車道や新4号国道、筑西幹線道路等の都市基盤を活かせる立地優位性の高い区域において、土地利用調整を図りながら新たな産業用地を創出し、必要な立地支援策を講じることで、新たな企業の立地を促進します。

施策3 経営革新の支援

1. 産官連携による支援

県西地区の産業支援機関で組織する古河地区工業連絡会等を通して、産官連携の地域づくり、社会貢献への取組を支援します。

また、将来のエネルギーマネジメント等地域課題への取組・連携も行います。

RESAS※などデータ活用による産業の分析を行い、今後の連携に活用していきます。

現状と課題

- ◆ わが国の農業は、生産者の減少・高齢化に直面している中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の継続に加え、令和3年度にロシアによるウクライナ侵攻等を背景として、食料自給率の向上や食料安全保障の強化の期待が一層高まっており、持続可能な農業構造の実現に向けた取組が重要となっております。
- ◆ 古河市の農業は、利根川・渡良瀬川が生み出した肥沃な土地と、東京都心から50~60km圏に位置し交通利便性が高いという特性を活かし、これまで都市近郊型農業として発展し、稲作や野菜づくりが盛んに行われてきました。しかしながら、全国的な傾向と同様に、農産物の価格低迷や従事者の高齢化、後継者不足などによる耕作放棄地の増加などが進行し、古河市の農業も厳しい環境にあります。
- ◆ 近年では、経営規模拡大による法人化もみられ、認定農業者の支援と併せて担い手の育成を進めていますが、今後とも、地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農希望者の育成・支援を進めるとともに、経営の安定化を図っていく必要があります。
- ◆ また、農地には、生産の基盤としての機能を基本として、自然環境の保全機能、防災機能など様々な多面的役割があることから、今後も優良農地を計画的に保全するとともに、遊休農地の現状を把握し、その発生防止及び解消に向けた取組の継続が必要となっています。
- ◆ さらに、農産物に対する消費者の安全・安心志向や高品質志向が高まっていることから、農産物の安全の確保だけでなく、将来的に持続可能な農産物の供給、品質の向上、競争力の強化など、生産者がより良い農業経営を営んでいくためのGAP（農業生産工程管理）の取組を推進していくことが今後の課題となっています。
- ◆ 将来、少子高齢化に伴う農業後継者の減少のため、生産性の高い基盤づくりを目指し、低コスト化や高収益化を目的とした水田や畑地の生産基盤を整備するとともに、担い手農家への農地の利用集積を促進し、高生産性農業の実現を図っていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 農業の経営強化と担い手の育成 国土

1. 地域農業担い手の育成・支援

地域農業の担い手となる認定農業者の育成・確保と、将来の農業を支える新規就農者や後継者となる若者や女性などの育成・支援を図ります。

2. 農業者や団体の育成と農業生産力の強化

生産者団体の組織の強化と、若者にとって魅力的な職業となるよう、情報提供や支援を行い「儲かる農業」づくりを進めます。

3. 農地の有効利用や農業経営の効率化

転作作物[※]の導入・定着を促進するとともに、農業経営の規模縮小・経営転換を考えている農家や農地管理が困難な農家などの農地を担い手農家に集積し、農用地の利用の効率化や高度化を促進します。

施策2 生産基盤と農村集落環境の整備 国土

1. 優良農地の確保・保全

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全と生産基盤や環境の整備に関する方針を決定し、計画的な農業の振興を図ります。

2. 農用地の総合整備

圃場の大区画化及び汎用化など必要な整備を行うとともに、区画整理や用排水路、農道等、必要な基盤整備を行い、農業生産の安定化と効率化など経営安定のための一体的な環境整備に取り組めます。

3. 環境にやさしい営農活動の推進

農業用廃プラスチックの適正処理及び農薬等の適正使用、GAP の取組の推進、特別栽培農産物などの制度の普及に努め、環境保全に配慮した取組を推進します。

4. 農地の保全・遊休農地の解消 市民

遊休農地の現状を把握し、農業関係団体等とのネットワーク化を進めるとともに、所有者及び管理者の意向を踏まえた遊休農地の発生防止及び解消に努め、農地の保全を図ります。

施策3 農業・農産物による古河のブランドづくりと体験・交流の促進

1. 農畜産物のブランド化及び産地の知名度向上の推進

価格の安い外国産農畜産物に対抗するため、安心・安全な地場農畜産物のブランド化を推進し差別化を図ります。また、県銘柄産地の指定を受けている「にんじん」「ニガウリ」「サニーレタス」を市場や消費者等へ積極的にPRし、知名度向上を推進します。

2. 地産地消の推進

農業者団体等と連携し、学校や福祉施設での地元農産物の利用を図るとともに、直売所やアンテナショップ、イベント等で販売を行い、地産地消を推進します。

3. 6次産業化の推進

農産物の加工販売を目的として、茨城県農産加工指導センター等と連携し、加工事業者に対する6次産業化[※]への育成・支援を図ります。

4. 安全・安心な農畜産物の供給

放射性物質の検査及びホームページでの検査結果の公表や生産履歴、記帳の徹底、GAP等の取組を推進し、安全・安心で高品質な古河市産農畜産物を消費者に提供します。

5. 都市と農村の交流

東京近郊の立地を活かして、日帰り型のグリーンツーリズム[※]を基本とし、都市住民や団塊世代の受け皿として農作業体験、農産物直売所及び市民農園を通じた交流の場の充実を図ります。

地域資源の活用と観光の振興

現状と課題

- ◆ 四季折々の自然の美しさ、歴史と伝統などに彩られた文化、海外からも評価が高い食など、わが国には多彩な観光資源があります。国は、極めて重要な成長分野として観光を位置付け、観光立国を掲げて観光客の誘致などに力を入れています。
- ◆ 古河市は、利根川・渡良瀬川の水辺、平地林・屋敷林に代表される関東平野の原風景としての風情があり、万葉の時代から古河公方・古河藩などの時代を通じて培われてきた歴史・文化的資産があり、さらには桃まつりや花火大会、伝統の提灯竿もみまつりなど、多くの観光資源を有しています。
- ◆ 市では、市内の名所などへ観光客を誘導する観光サインの整備、観光自転車の整備などにより、市内回遊を促すための環境整備に努めたほか、(一社)古河市観光協会との連携によるまつりなど観光イベントの開催支援、観光ガイドの育成支援などを通じ、古河市観光のPRに努めています。
- ◆ 古河市が有する自然や歴史・文化的資産、古河市独自の農の魅力など、観光資源を改めて掘り起こしてこれを最大限に活かしつつ、新たな産業づくりを進めて地域ブランドを創造するとともに、効果的に情報発信していくことが求められます。
- ◆ 360度遠方を見渡せる大パノラマ、関東平野のドマンナカを実感できる場所として、多くの人に渡良瀬川の堤防に足を運んでもらうことに照準を合わせ、渡良瀬遊水地を中心に、4県が近接するこの地域ならではの観光振興を図っていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 市内回遊の魅力づくり

1. 新たな観光資源の活用	市民
従来の観光ルートに加え、ガストロノミー※体験や、熱気球搭乗などの体験型コンテンツの造成や自転車用周遊ルートマップの作成により、幅広い年齢層の誘客を図ります。	
2. 歴史的資産を活用した魅力づくり	市民
歴史博物館周辺の景観や、篆刻美術館、お休み処「坂長」などの伝統的建造物を活用し、さらに魅力ある空間づくりを行います。	
3. おもてなしの充実	
観光ボランティアガイドの充実をはじめ、市民が一体となって来訪者をもてなす土壌をつくります。	
4. パークアンドサイクルの活用	
自転車の活用により、隣接市町の観光スポットや史跡めぐりを軸に、アクティブに広大な渡良瀬遊水地を感じてもらうツーリズムを推奨します。	

施策2 魅力あるイベントの開催とプロモーションの展開

1. 観光イベントの充実	市民
桃まつりや花火大会等のイベントを充実し、インバウンドの獲得を図ります。	
2. 積極的な観光情報の発信	市民
メディア等に対して積極的に情報発信を行うとともに、パッケージツアーの企画により旅行会社を介しての誘客を図ります。	

施策3 古河の魅力を高めるブランド価値の創造

1. 古河の物産の振興	市民
地域振興施設における地元農産物や古河ブランドを含む特産品などの販売を促進するとともに、市の魅力をPRする情報交流施設として道の駅等施設の充実を図ります。 また、ふるさと納税制度等を活用し、古河ブランド認証品及び古河の物産について広くPRするとともに、販売の促進を図ります。	

現状と課題

- ◆ わが国は新型コロナウイルス感染症による社会的・経済的影響から緩やかに回復基調となっており、令和5年5月の有効求人倍率（季節調整値）は1.31となっています。都道府県や職種、業種によって異なりますが、少子高齢化による労働人口の減少に伴い中小企業を中心とした人手不足の状況が続いています。
- ◆ 古河市では、国・県や工業会など関係団体との連携のもとに、市内における雇用の創出や就業のあっ旋などに努めているほか、中小企業勤労者の福祉の向上を図るため、社団法人日本労働者信用基金協会の制度を活用して、勤労者の生活安定支援に努めています。
- ◆ 若者の市外への流出を抑制し、人口を維持していくためにも、魅力的な雇用と働きやすい労働環境の創出が求められます。すべての勤労者が安心・安全に働くことができるよう、関係機関と連携し労働環境の向上に取り組む必要があります。
- ◆ 古河市の人口減少の要因は、若年層の東京圏への流出や、結婚・出産適齢期の女性の減少、出生者数の減少にあります。また、若年層の東京圏への流出の要因は、「挑戦できる場」、「輝ける場」が足りないことが考えられます。地方で働きやすく暮らしやすい環境を整え、地方へのひとの流れを作るためテレワークを推進するなど、これからの新しい働き方の可能性を追求するとともに、地方移住やワーク・ライフ・バランスへの関心の高まりに対応した取組が重要となっています。



施策・主な取組

施策1 雇用の確保と労働環境の充実

1. 市内での雇用機会の拡大

ハローワーク等関係機関と連携のもと雇用機会の拡大と若者の地元就職と他市町村からの労働人口の流入を促進します。

2. 子育てしながら働きやすい労働環境の充実

市民

出産・子育てしやすいまちづくりに向け、育児休暇制度の充実、時間短縮勤務や再就職のしやすい労働環境の充実に努めます。

3. 勤労青少年の雇用・就労の支援

勤労青少年の雇用・就労の推進に向け、ハローワークや若者サポートセンター等と連携し、求人情報の収集と提供、キャリアカウンセリングなど包括的な就労支援を図ります。

4. テレワークの推進

市民

地方にいながら都会と同じように働けるテレワーク環境の整備を推進し、官民が連携して挑戦できる場（起業促進）や輝ける場（自己実現）を提供することで、進出企業や利用者同士の交流を促し、新たな事業の創出や古河市への人の流れを創出します。

施策2 安心・充実して働ける環境づくり

1. 中小企業勤労者の経済的支援

中央労働金庫から融資を受けた中小企業勤労者の負担する保証料の一部を市が補給することで、融資利用者の負担軽減を図ります。

2. 労働災害の防止

関係機関と協力して労働者の安全、健康の確保に関する啓発を図ります。

安心できる消費生活の確保

現状と課題

- ◆ 激しさを増す企業間競争や、インターネットなどを通じた非対面型の買い物形態の定着などを背景として、産地など重要な情報の偽装、架空請求、個人情報の流出、悪質な販売業者によるトラブルなど、消費者を取り巻く状況は深刻さを増しています。
- ◆ 古河市では、消費生活センターを中心として、消費生活相談や被害者の救済に取り組んでいます。また、消費生活相談員による出前講座や消費者キャンペーンなどを通じ、複雑・多様化する消費者被害の未然防止に努めています。
- ◆ 消費者相談の内容も多様化・複雑化・専門化しており、高齢者からの相談も大幅に増加するなど、消費者行政の役割は重要性を増しています。このため今後も、啓発活動の充実や消費者団体の活性化促進などを通じ、自立した消費者を育成するとともに、相談員の研修などにより消費生活センターの機能の充実を図り、消費者が安全で豊かな消費生活を送ることができる環境づくりに努めていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 安心な消費生活を送るための環境づくり

1. 消費生活相談の充実

国民生活センターでの研修等により、相談員のスキルアップと資質向上を図り、消費生活相談に適切なアドバイスを行い、迅速に解決していきます。

2. 消費者被害の未然防止

専門相談員による出前講座を自治会や施設等で開催し、年齢層に合った消費者教育を推進します。また、基礎的な知識や情報を提供し、消費者意識の啓発を図り、安心して賢い消費生活を送るための環境づくりに努めます。

3. 消費者団体の育成と支援

地域の見守り体制となる消費者団体の育成と支援を図ります。また、消費者団体と連携し各種イベント等での啓発活動を行います。

意欲を活かす創業の促進

現状と課題

- ◆ 近年、古河市に限らず事業主の高齢化などを理由とした休廃業が相次いでいます。今後も事業者数の減少が見込まれており、これによる経済的損失が懸念されています。経済の維持、ひいては成長を目指すためには、新たな創業や事業承継が求められます。
- ◆ 古河市では「古河創業支援ネットワーク」を構築し、産業競争力強化法に基づく「古河市創業支援等事業計画」に基づき、創業希望者または、創業後間もない事業者に対して、創業支援セミナー等を実施することにより、創業に必要なスキルを身に付けるための支援や事業継承者の育成に努め、今後も継続的に取り組む必要があります。
- ◆ 今後についても、国・県などの関係機関や、商工会議所、商工会や工業会などの産業団体、金融機関などとの幅広い連携を図り、創業希望者の掘り起こし、粘り強い支援を継続していく必要があります。



施策・主な取組

施策1 創業支援・事業承継支援

1. 創業支援・事業承継支援への取組

古河創業支援ネットワークなどを通じて、創業を考える方への支援に努めるとともに、後継者不在で地域事業が失われることがないように事業承継に取り組めます。

2. 創業者・後継者への支援

市民

行政、商工団体、金融機関、経営者団体、士業団体などから構成する古河創業支援ネットワークを活用した相談体制を整え、創業希望者の多様なニーズ・ステージに応じた相談に対応するとともに、BCPや事業継承者の育成を含めた事業継続を可能とする支援を行います。

施策2 創業者掘り起こし

1. 広報活動の強化

起業を思い立つ前段階である潜在的起業希望者に起業や創業へのきっかけづくりとなるよう、「創業支援セミナー」等のネットワーク構成員と連携し、広報活動を行います。

2. 地域独自の創業支援の充実

市民

行政だけでなく、地域の創業支援関係団体と連携し、空き店舗補助対象地区の拡大等独自性のある支援について検討します。

5

【生活環境】

安全で快適な^{まち}古河をつくる

現状と課題

- ◆ 安全で安定的な水道水の供給は生活に不可欠な要素であり、上水道は、市民生活に最も身近な社会基盤といえます。関係法令に基づき、各種水質検査を行って水質の維持に万全を期しています。これからも、法改正による規制物質の増加などに対応しながら、安全な水を供給していく必要があります。
- ◆ 古河市の上水道は、約70%が思川からの暫定水利権[※]により取水しています。平常時の給水はもとより、災害時においても安定した水供給の実現を図る必要があります、安定的な水利権の確保などが重要となっています。
- ◆ 安定した水道水の供給のため老朽管の更新を計画的に進めています。東日本大震災などの教訓を踏まえ社会基盤の強靱化が求められており、関係機関との連携や新古河市水道ビジョンに基づき浄水場などの重要施設を計画的に更新していく必要があります。
- ◆ 新古河市水道ビジョンや古河市水道事業経営戦略に基づき計画的な維持管理と経営基盤の強化を図りながら、広域連携による水道事業の基盤強化を進める必要があります。



施策・主な取組

施策1 安全で安定した水供給 国土

1. 水質の保全

水質検査により安全な水道水の供給を確保します。また水質異常時には、水道事業者等相互間の連携により水質の保全に努めます。

2. 水利権の確保

思川開発事業の推進によって、水供給の不安定な暫定水利権から安定水利権の確保を目指します。

施策2 計画的な維持管理と経営基盤の効率化 国土

1. 老朽管の更新

令和7年度を目途に石綿セメント管の更新をするとともに、更新時期を迎えている配水本管の更新計画を策定します。

2. 浄水場の安全・強靱・持続

老朽化した浄水施設の更新や耐震対策については、施設の統廃合により効率的な更新及び維持管理を行います。

3. 業務の効率化とコスト縮減

民間委託の見直しによりさらに業務の効率化とコスト削減を図ります。

4. 水道事業に係る広域連携の検討

将来にわたり安全で良質な水の安定的かつ効率的に供給し続けていくため、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携を推し進めます。

現状と課題

- ◆ 下水道は、快適な市民生活を確保するだけでなく、河川などの公共水域の水質を保全し、かつ浸水被害を軽減するためにも、極めて重要な役割を有する都市施設です。
- ◆ 古河市の下水道（污水）については、令和4年度に全体計画を見直し、下水道計画区域を古河処理区 1,562ha、総和处理区 2,743ha、三和处理区 1,150.4ha、下水道計画人口を古河処理区 54,700 人、総和处理区 40,700 人、三和处理区 22,624 人としました。事業計画区域については令和5年度に、市内全域で 2,451.53ha となり、令和4年度末現在で整備率 87.2 %、2,137.99ha の整備が完了しています。今後も、費用対効果を総合的に判断しつつ整備投資効率の高い区域の計画的な整備を進める必要があります。
- ◆ 古河市の下水道（雨水）については、都市下水路事業を令和6年度に下水道事業に移行し、全体計画区域を 3,951ha、事業計画区域を 1,292.9ha としました。今後、令和4年度に策定した雨水管理総合計画に基づき、事業計画区域において、浸水被害の軽減を図るため段階的に整備を進める必要があります。
- ◆ 公共下水道及び農業集落排水施設の維持修繕については、老朽化した管きょや処理施設の改築更新、長寿命化等を計画的に実施し、公共水域の水質保全に努める必要があります。
- ◆ 農業集落排水事業特別会計については、令和6年度より地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行し、下水道事業として効率的な事業経営の為に、更なる経営体制の強化と資産管理が必要となってきます。
- ◆ 古河地区のし尿については、さしま環境管理事務組合で適正処理をしています。平成28年度に廃止となった渡良瀬処理場は早期の解体撤去を進めます。



施策・主な取組

施策1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化 国土

1. 時代に即した汚水処理施設の整備促進

生活排水バスタープランに基づき、費用対効果をあげるための下水道・合併浄化槽の整備重点化を行うとともに、計画的な整備を推進します。

2. 下水道（汚水・雨水）の施設整備

事業認可区域内の公共下水道（汚水・雨水）施設整備を段階的に進めていきます。

3. 下水道施設等の機能保全

老朽化した下水道施設の機能保全のための計画的更新を促進するとともに、耐震補強、耐水化を行います。併せて、汚水処理場・中継ポンプ場・マンホールポンプの処理機能の確保と安全性の向上を図ります。

4. 下水道施設等の維持管理

管きよ・雨水調整池・汚水処理場等の下水道施設の維持管理を実施します。また、PPP※/PFI※を活用した効率的な維持管理についても検討します。

5. 下水道事業の健全経営

公営企業会計に既に移行している公共下水道事業に加え、農業集落排水事業を公営企業会計に移行し、下水道事業として効率的かつ持続可能な事業運営を図ります。また、広域化・共同化を推進し農業集落排水施設の接続・統合を実施します。

未接続世帯への接続促進を継続的に実施し収益の向上を図るほか、民間企業の活用により徴収事務の効率化、事業コスト等の削減を図ります。

6. 合併処理浄化槽の設置推進と適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽の設置費補助を継続するとともに、法定検査や保守点検を含めた維持管理向上を進めます。

施策2 適正なし尿処理の推進 国土

1. 適正なし尿処理と処理場跡地管理

古河地区のし尿は、さしま環境管理事務組合への処理委託を行っており、今後も適正な処理を推進します。渡良瀬処理場については、早期の解体撤去を進めつつ、周辺住民の生活を考慮した跡地利用の検討を行います。

現状と課題

- ◆ 市民の安全を確保し、地震に強い安全なまちを実現できるよう、昭和56年以前に建築された住宅、建築物を対象に、耐震診断・耐震改修を促進しています。今後も、必要性・重要性に関する意識啓発に努めながら、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っていくことが重要です。
- ◆ 古河市では、住宅の長寿命化や、市民が安心して居住できる住宅の建設などを促しています。今後も引き続き「良い住宅をつくって、長く大切に使う」ことの重要性を周知するとともに、既存建築物や工作物などの安全対策を促進していくことで、誰もが安心して暮らせる住まいづくりを進めていく必要があります。
- ◆ 市民が安心して快適な生活を維持する上で、安全な住宅等の建築、優良な宅地開発など良質な住環境の確保、また災害時の被害を最小限に抑えるなどの対策が必要です。それには、適切な情報を適宜提供し、法令に基づく適正な指導や検査を行うことが重要です。
- ◆ 圏央道の開通や企業の進出など、古河市を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。これらの機会を最大限に活かし、市内への移住・定住を促すためにも、多様な居住者ニーズに応えるとともに、あらゆる年代の人々が安心して生活を営むことができ、職と住が近接し生活の豊かさを実感できる住まいの環境づくりが重要になっています。
- ◆ このため、良質な住宅建設の誘導や、住宅セーフティネット※制度による既存ストックの活用や、空き家の利活用の推進など、快適な住まいづくりを進めるとともに、古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針を考慮した市営住宅の計画的な改修や耐用年数が経過し老朽化した住宅への対応を行い、安全で快適な環境づくりを図っていく必要があります。
- ◆ 古河市では、さしま環境管理事務組合が設置しているさしま斎場と市が設置している古河市斎場があります。生活基盤を支える施設として、住民ニーズの多様化により質的、機能的な面で様々な対応が求められております。高齢化の進展により火葬件数は増加する傾向にあるため、誰もが利用しやすい斎場施設の充実と適正な管理、運営に努めていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 住宅の安全性・快適性の向上 国土

1. 木造住宅等の耐震化に対する支援

耐震性の重要性について、市広報やホームページなどにより啓発に努めるとともに、木造住宅の無料耐震診断などを実施し、木造住宅等の耐震化を促進します。

2. 住まいの長寿命化の促進

長期優良住宅※建築等計画の認定を行うとともに、市民や施工者に対して長期優良住宅の事例や税制優遇措置等のメリットについて情報提供を行います。

3. 安心して暮らせる住宅環境の確保

宅地耐震化に関する情報や地震災害のハザードマップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）の情報を提供したり、災害時の被害を減らすための既存建築物や工作物等の安全対策を促進していくこと、さらに災害等における対応体制を充実させることで、安心して暮らせる住環境の確保に寄与していきます。

4. 建築・開発の指導の充実

良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、指定道路台帳を活用し、適切な建築・開発の指導を推進するとともに、建築・開発パトロールを定期的に行うことにより違反建築物の発生防止及び建築物の是正指導に努めます。

施策2 住宅政策の推進 国土

1. 総合的な住宅政策の展開

良質な住環境を誘導するため、空き家や既存ストックの活用、マンション管理の適正化など住環境への配慮を促進し、快適な住まいづくりを進めます。

2. 市営住宅の適切な管理

長寿命化計画に基づき市営住宅の計画的な改修や修繕を行うとともに、長期的な需給動向をふまえて老朽施設の更新・廃止等を計画的に進め、住宅確保要配慮者等が安心して住生活が出来るよう安全で快適な住環境の形成を図ります。

3. 利活用及び市場流通の促進

市民

利活用可能な空家等の市場流通、空き家を活用した移住・定住の促進、地域のコミュニティの維持・再生に必要な機能展開を図るなど、地域課題の解決や魅力向上につながる、まちづくりの一環として空家等対策に取り組みます。

施策3 斎場の適正な整備と維持管理

1. 斎場の管理と運営

古河市斎場の周辺環境に配慮した施設の維持・管理に努めるとともに、指定管理者制度[※]を採用し利用者の心情と利便性を第一に考慮し適切な運営に努めます。

2. 斎場の整備・充実

施設機能整備基本計画に基づき、古河市斎場の改築工事を適切に進めます。

多様な自然環境の保全と継承

現状と課題

- ◆ 古河市は、関東平野のほぼ中央に位置し、利根川・渡良瀬川など自然の恵みと共存・共栄を図りながら、今日の発展を築いてきたまちです。市域は概ね平坦な地形で、向堀川などいくつかの河川が流れ、水田・畑などの農地が広がり、平地林・屋敷林など里地里山の風景が残る、自然豊かな地域です。
- ◆ また、渡良瀬遊水地は、本州最大のヨシ原を主体とした湿地に、多様な生物相が形成されており、平成24年7月にラムサール条約※湿地に登録されました。湿地環境の保全や賢明な利活用・地域振興を目的とする「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」やコウノトリ・トキの野生復帰を通じたエコロジカルネットワークの形成による魅力的な地域づくりを目指す「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」への参画を通じ、渡良瀬遊水地の豊かな自然の保全や周辺地域の振興を進めていく必要があります。
- ◆ 大切な自然の中でも、利根川・渡良瀬川の2大河川や関東平野の原風景といえる里地里山、渡良瀬遊水地といった自然環境は、後世に受け継いでいきたい大切な古河市の財産です。このため今後も、市民の関心の向上に努めながら、環境保全に向けた啓発活動や環境保全学習などを推進し、自然環境に対する認識を深めていく必要があります。
- ◆ また、市民や市民団体、NPO、事業者・行政などによる多様な連携のもとに、渡良瀬遊水地、利根川・渡良瀬川などの水辺、農地、平地林などの保全と維持管理などを通じ、人と自然が共生する古河市らしいまちづくりを積極的に進めていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 自然に学び、親しむ活動の推進

1. 環境保全啓発活動の推進

ECO フェスタ古河等の開催を通じて、主体となる各団体の連携や協働の取組を推進します。

2. 環境保全学習の推進

市民

次世代を担う子どもたちが多様な環境問題を学習する体験型環境学習講座を各小中学校において推進します。

3. 自然環境とのふれあいとマナーの向上

水や緑に触れ肌で感じ体験することで、自然環境への興味や関心を高めていきます。

施策2 自然環境の保全活動の推進

1. 渡良瀬遊水地及び周辺エリアの保全と創造

渡良瀬遊水地の周辺自治体と協働して河川クリーン作戦に取り組み、自然環境の保全に取り組みます。

2. 里地里山の保全

関係団体と連携し、里地里山の保全に対する市民の関心を高めるとともに、平地林の維持管理を図ります。

3. 野生生物の生息空間の保全

外来生物の移入・繁殖による生態系及び住環境への被害拡大防止を図るため、アライグマ等の防除対策に取り組みます。

現状と課題

- ◆ 公害には、市民の普段の生活を原因とする「都市・生活型公害」と、工場・事業所による事業活動を原因とする「産業型公害」があります。近年は、生活に関連する騒音・悪臭などの公害が大きな比重を占めており、いわゆる「都市・生活型公害」が全国的な問題となっています。
- ◆ 市内には工業団地及び多くの工場があり、工場から排出される大気質や排水水質による環境負荷が懸念されるため、公共用水域へ排出される工場排水の水質測定を実施し監視指導をしています。また市では県からの権限移譲を受け、道路交通騒音の測定及び市内主要河川及び用排水路などの水質測定を毎年行っており、測定結果を関係機関と共有し環境保全に活用しています。
- ◆ 市内には多くの農地があり、畜産業や農業行為に起因するたい肥や稲わら等の焼却に起因する悪臭もあるため、関係機関と連携して対応を行っています。
- ◆ 市内では住宅開発、企業の立地、住工混在地域が増えており、騒音・振動・悪臭など、市民の日常生活に密接した公害苦情が増加傾向にあるため、発生源対策を行い安全で快適な生活環境の確保に努めていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 公害の未然防止のための監視活動 国土

1. 水質汚濁の防止

事業所排水・河川水・井戸水の水質調査を行い、適切な水質汚濁防止対策を推進します。

2. 騒音の防止

市内幹線道路の自動車騒音を監視測定し、適切な騒音防止対策を推進します。

3. 悪臭の防止

臭気指数規制を活用した適切な悪臭防止対策を推進します。

施策2 公害発生源への対応 国土

1. 公害発生源への対応

公害の発生源を速やかに特定し、原因である事業者への立ち入り調査・指導等を行い、収束を図ります。

現状と課題

- ◆ まちを美しく保つことは、日々の暮らしを快適にするだけでなく、犯罪の抑止などの防犯環境づくりや、活動への参画を通じた地域を愛する心の醸成などにもつながります。
- ◆ 古河市では、市民総ぐるみ清掃や利根川・渡良瀬遊水地のクリーン作戦を実施し、市民との協働による環境美化を推進しています。また、アダプト・プログラム[※]による環境美化活動や、事業者による自主的な環境美化活動も盛んに行われており、地域と連携した活動が広がりを見せているところです。
- ◆ しかしながら、たばこ・空き缶・ペットボトルなどのポイ捨てや、人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たず、ペットのフン害などもみられて、地域的美観や生活環境の阻害要因となっている例も発生しています。
- ◆ 環境美化は、「まちを美しく保ちたい」という、市民一人ひとりの意識を基本に支えられています。今後も、市民・事業者・行政の連携のもと、環境美化活動をさらに活性化していく必要があります。また不法投棄の未然防止を図るため、監視パトロールや土地所有者等への適正管理などを行っていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 環境美化とモラル・マナーの向上

1. 環境美化意識の向上

モラルやマナーの向上など、まちの美化への意識啓発を進め、ごみの投げ捨てなどの環境悪化の抑止を図ります。

2. 共助による環境美化の推進

市民総ぐるみ清掃や渡良瀬クリーン作戦などの清掃活動を通して、共助^{*}による清潔でうるおいのあるまちづくりを推進します。

3. 動物の愛護及び適正飼育の推進

動物の愛護及び適正飼育などに関する知識の普及・啓発を行うとともに、愛猫・畜犬の登録と狂犬病予防注射を推進します。

施策2 不法投棄防止対策の推進

1. 不法投棄の防止

不法投棄やポイ捨てをされない環境づくりを目指すために市民への普及啓発を進めます。また、管理されていない土地所有者に対して、土地の適正管理指導等を行い不法投棄の防止を図ります。

2. 不法投棄の処理及び再発防止

不法投棄されたごみを適切に処理し、環境の保全を図ります。また、再発防止のため看板の設置・貸与や不法投棄を防止する監視体制の強化を図ります。

ごみの適正な処理と資源循環の推進

現状と課題

- ◆ 大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済構造のもとで、わが国は暮らしの便利さや物質的な豊かさを手に入れてきました。その一方でごみの増大によるごみ処理費用の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な問題が生じてきました。
- ◆ ごみ処理は、古河市にとどまらない大きな課題であり、焼却処理を減らすため市民・事業者・行政の役割分担のもとリデュース、リユース、リサイクルという3Rの推進など、循環型社会[※]の構築に向けた取組をより活性化していく必要があります。また、ごみ処理の有料化についても、さしま環境管理事務組合とその構成市町による検討を進める必要があります。
- ◆ ごみの収集については、分別方法が古河地区と総和・三和地区で若干異なるため、ごみの種類に応じた収集頻度に若干の違いがあるものの、年間を通じた収集日数は市内全域で統一されていますが、今後もより効率的で効果的な収集方法の導入に向けて検討を進めていく必要があります。
- ◆ 古河地区のごみは市直営の「古河クリーンセンター」で、総和・三和地区のごみは、さしま環境管理事務組合が運営する「さしまクリーンセンター寺久」で処理しています。古河クリーンセンターは、老朽化が進んでいるため修繕などにより延命化を図っていますが、今後の施設整備の方向性について長期的・広域的な視点から検討を進めています。



施策・主な取組

施策1 資源循環の取組の推進

1. ごみの減量化・資源リサイクルの推進

従来の「ごみ処理」から「資源管理」へ転換し、資源循環型社会を形成するという視点で、搬入・処理・搬出の管理を行います。また、ごみ問題の意識啓発や学習機会の提供などを通してごみの減量化、3R活動の推進、分別収集の徹底、生ごみ等の堆肥化を一層推進していきます。

2. 生ごみ堆肥化と資源集団回収の促進

家庭用生ごみ処理機器購入や自治会・子ども会等が行う資源集団回収に対し支援を行い、生ごみの堆肥化とごみの減量化・資源化を促進します。

施策2 収集と処理の適正化・効率化 国土

1. 収集サービスの向上とごみ処理・処分の適正化

市内のごみ処理一元化に向けた協議を進めるとともに、収集方法の改善等を図り適正で効率的な収集・運搬及び処理・処分を推進します。

施策3 ごみ処理施設の整備と維持管理 国土

1. ごみ処理施設の整備と維持管理

老朽化した古河クリーンセンターの適正維持管理及びさしま環境管理事務組合所管のクリーンセンター寺久等の各処理施設に対する適正管理を行います。老朽化が進んでいる古河クリーンセンターについては修繕などにより施設の延命化を図りつつ、施設の集約化を含めた今後のごみ処理施設の方向性の検討を進めます。

地球温暖化防止活動の推進

現状と課題

- ◆ 地球温暖化は、温室効果ガスが大量に排出され、大気中の温室効果ガス濃度が上昇することにより、気温が上昇する現象で、異常気象や生態系の変化など様々な影響が懸念されています。地球温暖化の防止については、世界中の国や地域の承認を受けた「パリ協定」が採択され、早急な対応が求められています。
- ◆ 日本では2020年に「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言し、古河市においても、令和2年（2020年）にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和4年（2022年）7月に第2次古河市環境基本計画を策定し、2050年カーボンニュートラルの実現へ向けた取組を進めることとしています。
- ◆ カーボンニュートラル実現のために、再生可能エネルギー※の普及促進は必要な対策の一つとされていますが、設置を巡っては周辺環境の変化などの問題も起こっています。
- ◆ 古河市では、主に太陽光発電設備が設置される傾向にあるため、設置や維持管理に対する条例及び施行規則を定め、国の再生可能エネルギーに対する考え方を注視しながら、地域の実状に応じた再生可能エネルギーの普及促進を目指しています。



施策・主な取組

施策1 地球温暖化防止対策の推進

1. 地球温暖化防止対策の啓発

市広報やキャンペーンなど様々な機会を通して、情報発信を行い地球温暖化の防止に関する啓発活動を行います。

2. カーボンニュートラル実現に向けた取組

カーボンニュートラルに関する情報発信や講座の開催など、2050年カーボンニュートラルの実現へ向け啓発活動を行います。また、二酸化炭素の排出量削減に向けた取組に対する支援を行います。

施策2 再生可能エネルギーの普及促進

1. 再生可能エネルギーの適切な導入

太陽光発電設備など再生可能エネルギー発電施設に関しては、周辺環境との調和を図りながら、地域の実状に応じ適切に導入されるよう、条例に則った指導を行います。

災害に強いまちづくりの推進

現状と課題

- ◆ 古河市は、利根川・渡良瀬川という大河川に面していることから、大きな水害リスクを抱えています。令和元年台風第19号時には利根川・思川が氾濫危険水位を超え、浸水想定区域内の約10万人の市民を対象とした避難指示が発令され、多くの市民が指定避難所などへ避難するという経験をしました。また、市内の中小河川においては、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨による河川氾濫によって住宅や農地が冠水するなど、大きな被害をもたらしました。
- ◆ 地震については、平成23年3月11日に発生した、東日本大震災において、古河市では震度5強を記録しましたが、茨城県の想定では今後、最大震度6強に備える必要があります。
- ◆ 市では、市民の生命・財産を守るため、関係機関と連携し、災害に強いまちづくりを進めています。引き続き、防災・減災※に対する市民への様々な方法による啓発、自主防災組織の育成などを通じた地域防災力の向上に努め、近隣自治体や事業所などとの災害応援協定の見直し及び拡充が課題となっています。
- ◆ また、古河市地域防災計画を見直し、市職員災害対応マニュアルの整備や訓練などの充実を図るとともに、災害に強い都市基盤の整備や、指定避難所等に使用される公共施設の環境整備、そのほか防災行政無線、市ホームページ、公式LINE、防災・防犯メール等の様々なツールを用いて災害時の情報伝達力の強化に努めていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 地域防災力の強化 国土

1. 防災・減災対策の推進

古河市地域防災計画に基づき、災害対応マニュアルを整備し、災害発生時には速やかに災害対応をするため、地域・市民・防災関係機関が連携し防災減災の推進を図ります。

2. 防災意識の普及啓発

地域防災勉強会や防災講座（出前講座）などを実施し、市民の防災意識を高めるとともに、ハザードマップ等で洪水時の浸水エリアや指定避難所等を周知します。

3. 自主防災組織活動の促進

自主防災組織の組織率の向上を目指し、地域防災力の強化を図ります。また、地域の防災リーダーとしての防災士の育成にも努めます。

4. 防災体制の強化

関係機関との連携により市災害対策本部体制を含めた防災体制の整備を推進します。また、市職員の災害対応訓練（図上訓練）の実施や、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援、応援協定の締結を図ります。

施策2 防災施設の整備と設備の充実 国土

1. 防災施設の充実

公共施設の耐震診断や耐震補強により安全安心な指定避難所等を確保し、避難者がより円滑な避難生活を送れるよう設備の充実を図ります。

2. 災害備蓄物資の充実

飲料水を確保するため耐震性貯水槽の管理を行います。また、計画的に各種資機材・備蓄品の整備を進めるとともに、市民に対して家庭内備蓄（ローリングストック）を推奨します。

3. 災害時の防災情報の提供

市民

災害時の有効な情報伝達手段として防災行政無線システムの整備を図るとともに、市ホームページ、公式LINE、防災・防犯メールなどの災害時の情報伝達力の整備を図ります。

現状と課題

- ◆ 古河市の消防は、茨城西南広域消防本部による常備消防と、古河市消防団による非常備消防により構成されています。消防は、消火活動だけではなく、災害対応など多岐にわたる活動をしています。
- ◆ 近年では、住宅密集地の増加、高層集合住宅の増加、一人暮らし高齢者宅の増加、企業立地・工業団地の増加など、高齢化・複雑化する火災災害に対する消防へのニーズも多様化しており、これに対応し得る人員・組織体制、設備・資機材の整備に努めていく必要があります。
- ◆ また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、市民一人ひとりの防火・防災意識を啓発するとともに、引き続き、地域と消防組織の連携により、初期消防力、地域防災力を高めていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 消防施設の整備と維持管理 国土

1. 消防設備・資機材の整備

老朽化した消防団詰所や消防ポンプ自動車の更新など、活動に必要な施設資機材の整備を行います。

2. 消防水利の維持管理

火災及び災害時に必要な消火栓や防火水槽の維持管理を行います。

施策2 火災予防と消防活動の充実 国土

1. 火災予防の啓発

関係機関と連携を行い、巡回広報活動など様々な形により、火災予防を啓発します。

2. 消防団員の確保

消防団員の活動しやすい環境をつくるため、消防団応援の店の強化や補助金による支援を行い、消防団員の確保に努めます。

3. 常備消防との連携

古河市における火災及び災害に対応できる常備消防である茨城西南広域消防本部との連携を図ります。

4. 水防訓練の実施

水害に備え、消防団員の水防技術習得と、水防意識の高揚を図るために訓練を実施します。

現状と課題

- ◆ わが国における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は平成 15 年以降減少していますが、近年、社会構造が大きく変わり、価値観も変化する中で、家族や地域のつながりが希薄となり安全の基盤が変わりつつあります。特殊詐欺やサイバー犯罪のような新たな形態の詐欺被害が多発するなど、犯罪の被害は幅広い年齢層に及び、犯罪発生の様態も複雑・多様化しています。
- ◆ 古河市ではこれまで、警察との連携のもとに、防犯キャンペーンや児童・生徒などを対象とした防犯教室などを実施するとともに、地域住民の自主的な防犯活動の推進や防犯カメラ・防犯灯の設置などを進めてきました。その結果、古河市における刑法犯認知件数は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が沈静化し行動制限が緩和されるとともに増加傾向にあります。
- ◆ 「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり」のために、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防犯意識の高揚と地域の実情に即した各地域における住民、市、事業所、警察等が一体となった安全に向けた取組を進めていくことが求められています。
- ◆ このため今後も、警察や防犯関係団体などとの連携により、「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり」を継続して進めていくことが必要であり、防犯意識の高揚に向けた意識啓発や、防犯カメラの設置や防犯灯等の整備などを計画的に行い、総合的に犯罪防止策の強化を図ります。また、地域の自主防犯組織の活動充実を図るため、防犯啓発品の配布や研修の実施など積極的な支援を行います。
- ◆ 近年の人口減少、高齢化に伴い、利用がなされていない空き家が年々増加しています。平成 28 年の調査では、市内に 2,125 件の空き家等が存在しており、空き家の放置が地域における生活環境等に影響を及ぼす課題として危惧されています。
- ◆ 本市では、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため令和 5 年に「第 2 期古河市空き家等対策計画」を策定し、市民が安全にかつ安心して暮らすことのできる生活環境の確保に取り組んでいます。古河市空き家バンク制度による利活用、管理不全空き家等の発生予防、適切な管理が行われていない空き家等への対応、空き家等対策に関する連携体制の構築を行い空き家等の解消を推進します。



施策・主な取組

施策1 防犯教育の充実

1. 防犯教育の充実

関係機関と連携した、防犯教室やキャンペーン等による広報・啓発活動を実施し、市民への防犯意識の定着を図ります。

2. 地域の防犯活動の推進

セーフティマイタウン[※]等の団体による取組など、地域住民の自主的な防犯活動を支援します。

施策2 犯罪を抑制するまちづくりの推進 国土

1. 犯罪抑止の充実

古河警察署との情報共有により犯罪発生が多い地域や通学路を選定し、防犯カメラを設置し犯罪の抑止を図ります。

2. 夜間の犯罪防止

夜間における歩行者の安心・安全の確保と犯罪被害の防止を目的に LED 防犯灯等の設置及び維持管理を行います。

施策3 空き家対策の推進 国土

1. 空き家化の予防 市民

居住中または使用中の段階から、所有者等へ状況に応じた情報提供を行い、空家等の適切な維持管理や相続登記に関する情報提供と普及啓発を行い、新たな空家等の発生抑制に取り組みます。

2. 地域・関係機関との連携

行政と地域住民や各種専門団体・企業・NPO等の専門家との連携を図り、所有者等への効果的な助言と相談に対応する体制を構築するとともに、所有者等や関係団体及び庁内関係部署と連携・協力しながら、空家等問題の解決を進めます。

3. 地域の安全確保

地域の安心安全を確保し、良好な生活環境の維持・保全に向けて、市内の空家等の状況を把握するとともに、空家等の状況に応じた措置・対応を実施します。

現状と課題

- ◆ 令和4年の県内における人身交通事故発生件数は6,271件で、平成12年のピーク時以降、減少傾向となっております。しかし死者数については、91人で全国ワースト9位であり、交通死亡事故多発県に位置し、高齢者の死者数は50人で全体の約5割を占めております。また主な特徴として、飲酒運転による交通事故、横断中の交通事故、高齢者が被害者のみならず自動車運転の誤操作や認知機能の低下による事故を起こし、加害者となるケースもみられ、いまだ憂慮すべき状況にあります。
- ◆ 古河市では、令和4年の交通事故発生件数296件で近年は横ばいで推移しており、令和4年の死亡事故の発生件数4件です。警察や関係団体との連携のもと、交通安全キャンペーンや交通安全教室などを実施し、子どもや高齢者の交通安全意識を高めるとともに、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めています。
また高齢化が進む中、市内は北関東でも主要な国県道も多く整備され、企業等が進出して大型車も含め、日々の交通量も多い状況であります。これからも引き続き、交通事故の未然防止に向けた取組を継続していくことが重要となります。
- ◆ 今後も警察や交通安全関係団体との連携を強化しつつ、飲酒運転の撲滅、交通安全キャンペーン・交通安全教育など子どもや高齢者等の事故を防止するための啓発活動を効果的に実施していく必要があります。
- ◆ 計画的な交通安全施設の維持・修繕と、地域の交通実態に即した交通環境の改善を行い総合的な事故防止対策に一層取り組み、交通事故のないまちを目指していく必要があります。
- ◆ 自転車等は、車や公共交通機関とともに市民の主要な足として多く利用されています。しかし、利用者が多く集まる駅周辺に放置されやすく、その対策として古河駅周辺の駐輪場の整備及び自転車等の放置禁止区域を指定し、放置対策を進めており、引き続き都市の道路機能と良好な景観の確保を図る必要があります。



施策・主な取組

施策1 交通安全の意識づくり

1. 交通安全意識の高揚

交通安全街頭キャンペーン、パトロール、イベント、広報、SNS等を通じ、交通安全の呼びかけを実施し、意識の高揚を図ります。

2. 交通安全教育の実施

警察、関係機関等と連携しながら、幼児から高齢者に至るまで段階的な交通安全教育を強化するとともに、学校、自治会、行政区、企業等への交通安全教育を実施し、交通事故防止対策に取り組めます。

3. 交通安全関係団体の育成

交通安全母の会や交通安全推進員などによる、市民の自主的な交通安全活動を支援するとともに、その担い手の育成を推進します。

施策2 交通安全対策の実施

1. 交通安全施設の維持・修繕

交通事故多発地区を中心に交通安全施設（カーブミラー、区画線等）を維持・修繕し、交通事故防止に努めます。

2. 自転車等の駐輪対策の推進

古河駅周辺に乗り入れる自転車等利用者の利便性を確保し、駅周辺の環境整備を図ります。

3. 放置自転車等の対策の推進

古河駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、歩道などへの自転車等の放置を防止することで交通の安全、都市の美観保持を図ります。

6

【都市基盤】

魅力的で利便性の高い古河^{まち}をつくる

現状と課題

- ◆ 古河市の広域的道路網は、国道4号及び新4号国道、国道125号及び国道354号などにより構成されていますが、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）境古河ICが平成27年3月に供用開始され、平成29年2月には圏央道の県内全区間が開通し、交通需要の増加に伴い4車線化事業も進み、令和8年度末までに東北自動車道（久喜白岡JCT）から東関東自動車道（大栄JCT）までの4車線化の完成が見込まれることから、広域的な交通利便性はより一層高まると期待されています。
- ◆ 広域的な交通利便性は、産業立地を促す上で不可欠な要素であり、古河市の大きな特長となり得ます。このため今後も、筑西幹線道路及び境古河ICへのアクセス道路などの未整備区間の解消を目指し、交通利便性のさらなる向上を図ることが求められます。
- ◆ 産業立地の進展にともない、通行車両の増加や大型化が予想されます。このため、市内の主要交差点などにおける渋滞の解消に努めるとともに、市民の日常生活の安全性と利便性を確保するため、生活道路の維持・管理を計画的に行っていく必要があります。
- ◆ 道路は市民生活と産業振興のために欠かすことのできない都市基盤ですが、近年、道路・橋梁などの老朽化も目立ってきています。このため、パトロールによって問題箇所などを早期に把握し対応するとともに、令和4年度策定の舗装修繕計画、及び令和4年度改定の橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に整備及び維持管理をしていくことが求められています。



施策・主な取組

施策1 幹線道路ネットワークの充実 国土

1. 幹線道路の整備

筑西幹線道路をはじめ、十間通りなどを軸とした幹線道路ネットワークを整備するとともに、大規模災害時にも広域的道路交通網を確実に機能させる、安全で災害に強い環境づくりを進めます。

2. 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備を推進し、市民生活の安全性と利便性の向上、大規模災害時の緊急車両の安全な通行の確保を図ります。

3. 主要な国道や県道の整備促進

主要な道路の整備を国や県に要望し、幹線道路ネットワークを活性化させ、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を促進していきます。

4. 近隣市町・市内横断連絡道路の整備促進

幹線道路ネットワークを整備しながら、周辺市町への連絡道路を充実し、市民等の広域的な活動を支えていきます。

施策2 身近な生活道路の整備 国土

1. 安全で快適な道路の整備

交通量の変化に対応するための道路整備や交差点改良を行い、安全で快適な交通を確保し、渋滞の解消に努めるとともに、大規模災害時の緊急車両の安全な通行を確保します。

2. 狭い道路の整備・解消

対面通行や歩行者の通行、救急活動や消火活動に支障をきたす狭い道路については、地元住民と協力しながら幅員4m以上への道路整備を進め、安全で快適な交通を確保します。

施策3 快適な道路環境の維持・管理 国土

1. 舗装や道路構造物の維持・管理

路面性状調査や定期的パトロールに基づき、安全で快適な道路の維持管理を行います。

2. 橋梁等のインフラの安全管理

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、維持管理を行います。

現状と課題

- ◆ 古河市の公共交通には、市が運営するコミュニティバス、デマンドタクシー、民間が運営する鉄道、路線バス、タクシー等があり、市民の日常生活を支えています。
- ◆ このうち鉄道については、湘南新宿ライン、上野東京ラインが運行しており、利便性が高い状況にあります。一方 2024 年問題とされている公共交通の担い手である運転手不足もさらに深刻化することが予想され、今後運転手不足により地域交通の維持が困難となることも考えられ、運転手の確保のための対策が必要となっています。
- ◆ 公共交通網の弱体化は、自動車を運転できない高齢者や子どもなど、いわゆる交通弱者の外出や通院・通学などに支障をきたすものと懸念されます。また、将来、若者の転出を抑制しつつ東京などからの転入を促していくためにも、地域における公共交通の利便性確保が求められます。
- ◆ このため、市民の意向や、将来的な需要予測などを踏まえ、効率的・効果的な支援を推進することが不可欠であり、ICT を活用した交通 DX なども推進し、民間路線バス・タクシー・コミュニティバス・デマンド交通など多様な輸送資源を活用して持続可能な公共交通体系を構築し、高齢者をはじめすべての人が安全で快適に移動できる環境を整備していくことが必要となっています。



施策・主な取組

施策1 持続可能な公共交通網の形成 国土

1. 地域公共交通ネットワークの構築 市民

「古河市地域公共交通計画」に基づき、民間交通機関と一体となった地域公共交通ネットワークの構築を図ります。

2. 宇都宮線の新駅設置を含めた鉄道の充実 市民

（仮称）南古河駅の設置推進をはじめ、鉄道利用の環境整備を進めます。

施策2 バス等の充実と利用の促進 国土

1. コミュニティバス・デマンド交通の充実 市民

市内循環バスやデマンド交通の運行の充実に努め、運行体系やコースの見直しを行いながら、持続可能とするための適正な運賃体系を構築し、利便性の向上を図ります。

2. 路線バスの維持

市内を運行している民営の路線バスに対して、路線を維持するため、補助金を交付するなど支援を行います。

施策3 交通拠点の整備

1. 関係機関との協議

古河駅や駅前広場など交通拠点の整備について、関連機関と協議するなど、整備に向けた検討を進めます。

現状と課題

- ◆ 古河市は、広大な関東平野の真ん中に位置し、利根川・渡良瀬川の2大河川に面した水辺のまちであり、総和地区・三和地区を中心に多くみられる平地林・屋敷林は、地域の原風景として、また身近な緑地として、これまで大切に受け継がれてきました。
- ◆ 市域には、利根川・渡良瀬川のほか向堀川・女沼川・宮戸川・西仁連川などの一級河川が流れていますが、平成27年9月関東・東北豪雨では、西仁連川などが氾濫し大きな被害をもたらしました。このため今後も、引き続き河川・水路の整備・改修を行い、水害の防止に努めていくことが必要となっています。
- ◆ また、河川がつくり出す空間は、防災面のみならず市民の憩いの場としても貴重であることから、自然体験の場として有効かつ安全に利用・運営できるよう、今後も水辺の活用と保全に努めていく必要があります。
- ◆ 他方、市内の公園や緑地は、子どもから高齢者まで多世代が活動できるレクリエーションの場として、また災害時の避難場所として多様な機能を有しています。古河総合公園・ネーブルパーク・ふるさとの森などの公園が整備され、これらはイベントなど多目的に利用され、市民の憩いの場となっています。
- ◆ 今後は、地域の実情を踏まえて公園・緑地の整備と維持管理を計画的に進めていくとともに、市民の参画を得ながら、貴重な資源である平地林の保全や市街地の緑化を進めていく必要があります。



施策・主な取組

施策1 河川の改修・整備と維持管理 国土

1. 一級河川の整備促進

期成同盟会を通して、国・県に女沼川の改修や整備促進を要望します。

2. 準用河川及び水路の整備と維持管理

主要水路の流域や排水機能等の現況調査を実施し、準用河川及び素掘り水路の整備や老朽化した水路構造物の修繕を計画的に推進します。

施策2 安全で美しい水辺環境づくり 国土

1. 安全な水辺環境の維持

市民の生活環境を守るため、集中豪雨時等の水位観測及び樋管^{*}の開閉を行い、治水対策を推進します。

2. 河川や水路のパトロールの実施

定期的なパトロールに加え、豪雨・台風などの災害等の緊急時にもパトロールを実施し、災害時には初期対応を含めた早期復旧に努めます。

施策3 計画的な公園・緑地の整備と市民との共同による維持管理 国土

1. 公園や緑地の整備 市民

地域住民に親しまれ防災機能を備えた公園緑地の整備及び観光の拠点となるような公園の整備に努めます。

2. 公園の管理、運営の充実 市民

遊具等の点検及び植栽の剪定を行い、安全に安心して遊べるよう、地域住民とともに適正な管理運営を推進します。

施策4 平地林の保全と緑化の推進

1. 平地林の保全と緑化の推進

霞ヶ浦地域森林計画及び古河市森林整備計画に基づいた平地林の保全整備により、荒廃森林の抑制に努め、森林の有する多面的機能を発揮させる活動に対する支援と緑化の啓発を行います。

風土に根ざした美しい景観の形成

現状と課題

- ◆ その地域らしい美しい景観は、まちを訪れる人の目を楽しませ、貴重な観光資源となるだけでなく、自らが暮らすまちに対する、市民の愛着を高めるためにも重要です。
- ◆ 古河市には、河川や平地林が織りなす自然的景観のほか、有力な徳川譜代大名の城下町であった町割りや日光街道の宿場町の風情を色濃く残す歴史・文化的景観があります。市では、早くから古河歴史博物館周辺や遊歩道のほか、古河公方公園の景観整備を進めてきました。
- ◆ 本市は、これらの良好な景観づくりに向けた取組を、市民・事業者・行政の連携のもと一層推進させていくため、平成23年1月に景観法に基づく景観行政団体となり、同年3月には景観形成に関する方針や行為の制限等を定めた「古河市景観計画」を策定しました。平成26年度には古河市景観賞を創設し、優れた景観の形成、啓発、普及に貢献している個人や団体を表彰してきました。
- ◆ 本市には、古河歴史博物館周辺の「景観形成重点地区」をはじめとし、優れた景観が各所に形成されているものの、市民の認知や関心が未だ低いということがアンケート調査で明らかになっています。このことから、主に古河駅西口地区に残る優れた景観に親しみをもち、楽しく歩けるエリアとなるよう取組を進めています。また、周辺景観と調和した街なみをつくるため、屋外広告物の掲出を適切に指導し、良好な都市景観の向上を図っています。



施策・主な取組

施策1 景観計画に基づく景観づくりの促進

1. まちの景観に関する意識の高揚と更なる魅力向上

市民

今後は、歴史博物館周辺の「景観形成重点地区」を中心とした古河駅西口エリアの魅力の再発見や、ワーク参加者が提案したアイデア実現のため、ワークショップやまちづくりイベントを開催し、市民の景観まちづくりに対する意識の高揚を図った上で、更なる魅力向上のための整備のあり方を検討します。

施策2 地域の景観づくりの促進

1. 屋外広告物の啓発

茨城県屋外広告物条例の許可基準に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持、公衆に対する危険を未然に防ぐため、屋外広告物の掲出を適切に指導します。また、条例に違反した広告物の抑制や撤去により、良好な景観の維持に努めます。

現状と課題

- ◆ 都市計画により秩序ある土地利用を進めることは、地域の魅力を高め都市の発展に寄与するだけでなく、スプロール化※を防止するなど、市民の生活環境を快適に保つためにも重要です。
- ◆ 古河市においては、「古河市都市計画マスタープラン」に基づき、地域の活性化等を考慮しつつ、商業・工業・農業のバランスの取れた土地利用の誘導を図っています。土地区画整理事業などによる計画的な開発が進む地区がある一方で、指定された用途地域と現況の土地利用との乖離による生活環境の悪化が懸念される住工混在地区や土地利用が進まない地区などがみられます。
- ◆ 本市では、人口減少や少子高齢化の進行、都市の低密度化に伴う機能の低下など、様々な課題が浮き彫りとなっていることから、コンパクトで持続可能な都市づくりを行うためにも都市経営を見直すことが求められています。そのため、古河市立地適正化計画に基づいた誘導を図ることで、本市の特性に応じたコンパクトシティ※の形成を目指しています。
このように、本市の将来を見据えた上で、都市機能の高度化と市民の居住環境の向上を図りつつ、産業立地を誘導するための用地を確保していくことが求められています。
- ◆ また、このような将来の土地利用を適正かつ効率的に行うためにも、市民の理解を得ながら地籍調査を計画的に推進し、基礎的な土地の情報を整理していくことが大切になっています。



施策・主な取組

施策1 都市と自然のバランスの維持

1. 適正な市街化の推進

良好な住宅地や産業拠点の整備を進め、都市機能を考慮した適正な市街化を推進します。また、市街地における比較的大規模な低・未利用地の活用を促進します。

2. 都市における自然の保全

市民

都市における自然を良好に保全し、環境保全機能の向上を図ります。

施策2 計画的な土地利用・都市施設配置と適時適切な見直し

1. 都市計画基礎調査の実施

適正な都市計画決定の変更に向け都市計画基礎調査を行い、人口動態や市街化の状況など、都市の現状を正確に把握します。

2. 用途地域の見直し

現在の土地利用の状況や都市計画基礎調査の結果を踏まえ、適切な用途地域への変更を進めます。

3. 都市計画の変更

都市施設の適正配置など、必要に応じて都市計画を変更し、都市機能の向上を図ります。

4. 集約連携型の都市構造の形成

集約連携型都市構造を形成するためには、市街化区域内に定めた拠点を中心に、高密度の土地利用を展開し、都市機能の充実を図っていくことが重要となります。そのため、古河市立地適正化計画に定めた都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定に基づき、適正に人口密度が維持できるよう、コンパクトで持続可能な都市づくりを推進します。

また、既存集落にも配慮した市街化調整区域における適正な土地利用を推進します。

施策3 地籍調査の推進と土地情報の整備

国土

1. 地籍の明確化

第7次国土調査事業十箇年計画に基づき地籍調査を行うことで、土地の高度利用化や大規模災害に備えた土地情報の整備を進めます。

良好な市街地の形成

現状と課題

- ◆ 古河市では、商・工・農のバランスが取れた都市構造のもと、水辺と緑に包まれるように市街地が形成されています。この市街地は、都市の活力の源としてのみならず、市民の暮らしの場としての視点からも、良好な環境づくりが求められます。
- ◆ 市内の市街地は、都市化が急速に進みましたが、道路をはじめとする都市基盤が不十分であったため、土地区画整理事業などの手法により、質の高い居住環境の形成に努めてきました。都市の活力を生み出し、災害に強く、誰もが暮らしやすい、安心・安全なまちづくりを進める上で、今後も継続的に市街地整備を進めていくことが、魅力ある市街地形成の実現には必要です。
- ◆ 市街地整備にあたっては、住民など関係者による合意形成を基本としながら、土地区画整理のほか、地区計画などの手法の検討が必要です。
- ◆ 基盤整備が不十分と考えられる区域においては、地域特性や実情を踏まえた計画を検討することとし、目的の実現に向け事業に取り組んでいくことが大切です。



施策・主な取組

施策1 都市基盤と住環境整備の推進 国土

1. 市街地整備の計画的な推進

土地区画整理事業の手法を活用している古河駅東部地区においては、宅地及び公園、緑地などの造成工事や、道路、調整池などの公共施設の整備を計画的に推進します。保留地処分については、広くPRを進めるとともに、民間事業者の活用など、様々な手法により、早期売却を図り、魅力ある市街地整備を進めます。

また、古河駅南地区においては、地区計画に位置付けられた地区施設道路の整備を推進します。

2. 未整備市街地の整備

未整備の市街地においては、地域特性を踏まえた多様な整備手法を検討します。また、土地区画整理区域として都市計画決定されている大堤南部地区については地権者の意向を踏まえ、(仮称)南古河駅設置に合わせた計画を推進します。

施策2 適正な土地利用の推進 国土

1. 事業計画及び地区計画の見直し

現在、土地区画整理事業を進めている古河駅東部地区においては、地区計画による土地利用の誘導を図るとともに、社会環境等の変化や事業進捗及び実情に合わせ、随時事業計画の見直しや地区計画の変更を検討する等、良好な市街地形成に取り組みます。

2. 都市機能の集約

地区の特性に応じた公共施設や商業施設等の配置を進め、交通の利便性など地理的条件を活かした、より暮らしやすい市街地を形成します。

7

【行財政】

まち
古河づくりを支える行政経営

現状と課題

- ◆ 人口減少や少子高齢化、社会経済情勢の変化、新たな行政需要などに対応するため、市が行うすべての事業について行政評価による改善・見直しの実施や市民にわかりやすい組織体制づくり、職員の資質向上が求められています。
- ◆ これまで古河市では、行政改革に積極的に取り組み、コスト削減、人員抑制、業務の効率化等を推進し一定の成果をあげてきました。しかしながら、市民ニーズや行政を取り巻く課題は高度化・複雑化しており、今後も引き続きこれらの成果を維持し、効果的・効率的に市民サービスを提供するためには、改革への一層の取組が必要となります。
- ◆ これからの古河市は、限られた経営資源（人・モノ・財源・情報）を適正に配分し、行政が本来担うべき機能を発揮できる仕組みづくりが必要であり、そのためには組織ぐるみで抜本的に改革に取り組み、持続可能な行財政経営の実現が求められます。
- ◆ 行政サービスが多様化し業務量が増大している中、効率的・効果的な行政運営に主体的に取り組むことができる人材の育成や安定的かつ持続的な行政サービスの提供に必要な人材の確保、また、職員一人ひとりがライフステージや家庭状況に合わせた働きやすい職場環境づくりが求められています。
- ◆ これまでは人口増加社会を前提に建設され続けてきた公共施設ですが、これからは人口減少、少子高齢化がより一層進む社会であることを前提に、公共施設や公共サービスのあり方を根本的に見直していく必要があります。



施策・主な取組

施策1 実効性の高いPDCAサイクルの確立

1. 総合計画に基づく施策展開の推進

毎年度の戦略方針で掲げた重点化施策を実施計画と連動させることで、総合計画に基づく具体的かつ実効性の高い施策の展開を推進します。

2. 地方創生の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の実現に向け、人口減少に歯止めをかけるための取組と、減少した状態に対応するための取組を併せて推進し、その効果検証を適切に行い、フィードバックすることで実効性を高めます。

3. 効果的な行政評価の確立

実施計画において事業の活動・成果指標を設定し、事業執行後の成果についての適正な評価を実施します。評価結果から事業実施に係る手段や事業自体を見直しすることで、効果的で実効性の高い施策展開を図ります。

4. 国際目標（SDGs）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づき、SDGsの17目標（ゴール）と総合計画を関連付けて行政活動を推進することで、よりよい社会の実現に貢献します。また、地域社会におけるSDGsの周知及び啓発活動や、地域におけるSDGsに関する取組の支援のため、SDGsパートナーをはじめとする多様な主体と連携し、ローカルレベルでSDGsの達成に貢献します。

5. EBPMの推進

行政で保有している情報や各種データを分析し、客観的証拠に基づいた政策を検討・立案するEBPMを推進することにより、住民への説明責任を果たし、行政への信頼性を高めます。

6. 監査事務の充実

監査基準に基づく監査を実施し、監査結果を公表します。また、監査知識の習得と監査技術の向上に努めるとともに組織体制の充実を図っていきます。

施策2 持続可能な財政運営

1. 効率的な財政運営

事務事業の効率化や見直しによる経費削減を継続する一方で、国からの財源の確保や地域経済の活性化による税収の増加を図り、公金の適正な管理運用に努め、経営基盤を強化します。

2. 財政状況の公表

地方公共団体財政健全法に基づく財政指標、決算統計指標及び統一的な基準による財務書類などを用いて財政状況を検証し、広報紙・ホームページ等により広く伝え、わかりやすい情報の発信に努めます。

3. 市税の適正な課税

法令に沿った公平な課税を行うために、事務の効率化を図りつつ各種課税対象の的確な把握に努めます。また、市民からの理解を得られる説明能力向上を目指して、職員一人一人のスキルアップを図り、より丁寧な対応を行い市税に対する理解を深めてもらえるように努めます。

4. 市税の適正かつ公平な納税の推進

市税の確実な納付のため、口座振替等による納期限内納付を推進しつつ、多様な納付方法を取り入れ利便性の向上に努めます。また、納税の公平性を保つため、督促状・催告書の発送、必要に応じた滞納者の財産調査、法令に基づいた差し押さえ等の滞納処分を行います。滞納事案によっては、茨城租税債権管理機構と連携して滞納整理を行います。

施策3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進

国土

1. 公共施設の全体最適化

市が所有する公共施設等を市民共有の財産、市の貴重な経営資源と捉え、「公共施設適正配置基本計画」に基づき、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施していくことにより、より良い行政サービスの提供を持続しつつ次世代への負担を残さない、効率的かつ効果的な公共施設の維持管理に努めます。

2. 庁舎のあり方の検討

分庁方式による課題を検証し、効率的で機能的な行政が展開できるよう、今後の庁舎のあり方について検討を進めます。

3. 公有財産の有効活用

市が保有する土地・建物について、適正な管理のもと、用途廃止施設等の適切な後利用に取り組むほか、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用や財源確保に向けた売却・貸付けや、ネーミングライツ※事業の推進に取り組みます。

4. 計画的保全の推進

施設の情報、修繕履歴、点検記録などの情報を一元化し、事後保全から予防保全に取り組みます。また、全施設の長期的な保全計画を策定し、将来にわたる財政負担の平準化を図ります。

施策4 市民ニーズを実現する組織づくり

1. 柔軟な組織づくり

多様な住民ニーズに対応するために、組織間の連携を重視し、市民の視点に立った柔軟で機動力のある組織の構築に努めます。また、業務と従事者の適正化を図り、正規職員の能力を最大限に活かせる体制づくりを進めます。

2. 人事評価制度の活用

人事評価制度の見直しを随時行い、能力と実績に基づく人事管理を行うことにより、職員の意欲と能力の向上を図る人事評価制度を推進します。

3. 人材育成の推進

古河市職員人材育成ビジョンに基づき、階層ごとに求められる役割と知識を習得する階層別研修の充実を図るとともに、職員の自己啓発を促進、支援し、職員一人ひとりの意識と能力の更なる向上に努めます。

4. 新たな人材の確保

長期的な職員数の変動を見据え、職員の年齢構成の均衡等を図りながら、将来必要となる職員数を維持するため計画的に職員を採用し、古河市職員人材育成ビジョンに掲げる職員像に共感して活躍できる多様な人材の確保に努めます。

5. 働きやすい職場環境づくり

職員がやりがいと充実感を感じながら働くことができ、健康で豊かな生活が送れる職場環境づくりに努めます。

6. 窓口サービスの利便性の向上

行政と民間の適正な役割分担を推進し、わかりやすく丁寧な接遇や、個人情報の適正管理など、従事者の資質向上を図るとともに、新たにコンシェルジュ配置や窓口利用満足度調査を実施することで、窓口サービスの利便性の向上に努めます。

施策5 適正な行政運営の推進

1. 法令の順守

適正な行政運営を確保するため、条例規則等の整備を行います。また、各課事業の法律相談を実施し、法令の順守を推進します。

2. 権限移譲への適切な対応

新たな法律の施行等、国・県の動向を注視し権限移譲に適切に対応することにより、くらしに身近な行政サービスをよりきめ細かに提供するとともに、事務処理手続きの簡素化など住民サービスの向上を図ります。

3. 適正な入札・契約及び検査の推進

関連する法令に基づいた入札・契約及び検査を古河市の実情を踏まえ引き続き適正に実施します。

4. 統計調査の的確な実施
経済産業等の政策の基礎となる各種統計調査に対し、適切な業務体制の運用により効率的な実施に努めます。
5. 的確な秘書業務の遂行
円滑な市政運営のために、市長及び副市長の秘書業務（スケジュール管理等）を的確かつ迅速に行います。また、年頭に当たり、市政の発展に指導的な立場でご活躍の方々が一堂に会し、心新たに古河市のまちづくりについて思いを共有し、市民の結束力とまちづくりの推進力を高めます。併せて、条例に基づく市政功労者及び寄附者の表彰を行います。
6. 適正な選挙の執行管理
適正な選挙の管理執行と、投開票作業の効率化に努めます。 また、有権者の選挙に対する意識向上のため、効果的な啓発に努めます。
7. 公平・公正な行政の確保
公平委員会は、職員の権利と利益の保障のため「勤務条件に関する措置の要求」について審査・判定し、「不利益処分に関する不服申立て」については裁決又は決定を行います。 また、固定資産評価審査委員会は、「固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服申出」の審査を行います。
8. 危機事象等への適正な対応
事件事象などの危機事象や不当要求などに対し、適正な対応をとるための体制を整えます。

施策6 ふるさと納税制度等を活用した地域再生の推進

1. ふるさと納税制度等の活用	市民
地方創生の推進として、市民協働や健康福祉、教育文化、産業労働、生活環境、都市基盤など、あらゆる分野の施策や事業において、戦略的な目標を設定して、計画的に実施する地域再生のための取組にふるさと納税制度等を活用します。	

現状と課題

- ◆ 市民アンケート調査結果の分析では、シビックプライド※を構成する5つの要素のうち「愛着」は高いものの、「共感」「誇り」が低い傾向となりました。今後は「共感」「誇り」を高め、自分たちのまちを外に発信していけるよう、外向的なシビックプライドを形成していく必要があります。
- ◆ 人口減少が進む中であっても、市民自身がまちの多様な魅力に気付き、愛着を感じ、ボランティア活動などにつなげていくことができれば、市全体の活力を上げていくことが可能となります。そのためには、市民自らも市の魅力発信者となれるような土台づくりを行い、市民がより共感できるプロモーション体制の構築が求められます。また、古河市に住み続けたい・住んでみたい人を支援するため、移住定住を支援する施策を実施する必要があります。
- ◆ 市の情報発信には様々な方法がありますが、それぞれの特性を活かし、適切な発信方法を選択することが重要です。特に広報古河及び市ホームページは情報発信の主力媒体であるため、広報紙はデザインや記事の構成などに配慮し、市民がよりわかりやすく親しみやすい紙面づくりに努めなければなりません。また、ホームページは市民が必要な情報を取得できるよう、充実した情報量のあるウェブサイトを構築する必要があります。



施策・主な取組

施策1 まちへの愛着・誇りを醸成するシティプロモーション 国土

1. シティプロモーションの推進 市民

古河に住むことが市民の誇りになるよう、市民がまちの魅力に気づき、磨き、発信する活動を支援します。

また、ブランド戦略を通して市内市外双方から古河市が「住む理由のあるまち」との認知を獲得することで、市に住むことの満足感や市への愛着、誇りを高め、シビックプライドの醸成を図ります。

2. 移住・定住の推進 市民

古河市に住み続けたい、住んでみたい人を支援するため、移住・定住のインセンティブとなる奨励制度を実施します。

施策2 魅力ある情報発信 国土

1. 広報紙の充実 市民

市民が知りたい情報を容易に入手できるよう、紙面の構成やデザイン等を工夫するとともに、読者アンケートを実施することでニーズの把握に努め、市民が何を求めているか追及します。また、こがキラ photo クラブ(市民記者)と連携した市民目線による情報の発信を行い、より身近に感じられる広報紙を目指します。

2. ホームページの充実 市民

充実したホームページづくりに努め、市の各種施策や行政情報をはじめ、各種イベントや観光情報など、市内外に向けた情報の充実を図るとともに、より迅速な発信に努めます。

3. 多彩なツールを活用した行政情報の発信 市民

まちへの愛着の向上を図るため、広報古河・市ホームページのほか、SNS やデジタルサイネージ※を活用し、各種市政情報の可読性を高め、親しみやすい情報を発信します。

現状と課題

- ◆ 市民に信頼される行政を運営していくためには、行政による迅速な情報公開や適切な情報発信が重要であることから、「古河市情報公開条例」、「個人情報保護法」及び「古河市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を徹底した上で、市が保有する行政情報を公開しています。今後はさらに、公開可能なあらゆる行政情報のオープンデータ※化を進め、民間企業の事業や市民生活において活用することを可能にし、市民サービス向上につなげるとともに、行政の見える化により信頼性を向上させます。
- ◆ 情報システムのセキュリティ対策向上のため、「古河市情報セキュリティポリシー※」の順守や、CSIRT※運用などにより、情報の適切な管理とリスク対策に努めるとともに、多様化する市民のニーズに対応するため、行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済など、より多くの市民がデジタル技術を活用したサービスを利用できる仕組みが必要です。
- ◆ 人口減少・高齢化や社会インフラの維持などによりサービス提供に係るコスト増が見込まれる中、限られた資源の中で質の高いサービスを維持するため、AI※やRPA※をはじめとした新技術を積極的に活用し、市役所においてもDXを推進する必要があります。



施策・主な取組

施策1 行政情報の適正な管理 国土

1. 情報公開・個人情報保護の推進

情報公開条例、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に管理するとともに、情報の公開に努めます。また、公開状況及び個人情報開示状況を公表するとともに附属機関である審議会等の会議結果概要の公表に努めます。

2. 文書の適正管理

文書の適正な管理に努め、情報公開の円滑な推進を図ります。

3. オープンデータの推進

市が保有する公開可能なあらゆる行政情報のオープンデータ化を進め、行政の見える化により信頼性を向上させます。

施策2 スマート自治体の推進とセキュリティの強化

1. スマート自治体の推進 市民

「古河市IT戦略プラン」に基づき、AIやRPAなどの情報技術の活用により、申請手続きのオンライン化やキャッシュレス決済、業務自動化等の行政のデジタル化を推進し、市民の利便性を向上させ、行政運営の効率化を図りつつ、さらにサービスの在り方を変革する取組（DX）につなげることで、市役所と市民の距離を縮め、すべての市民が行政サービスの向上を実感できる姿を目指します。

2. 情報セキュリティの強化

「古河市情報セキュリティポリシー」の順守やCSIRTの運用により、情報セキュリティの一層の強化を図ります。また、職員向けセキュリティ研修を通じてさらなる意識向上にも努めていきます。

3. 地域社会の情報化の推進 市民

情報通信に関する市民・事業者向けの情報発信・周知などを行うとともに、民間企業等との連携強化を踏まえ、地域におけるIT関連の情報共有等を図ります。また、地域BWA制度を活用した市内公共施設への公共Free Wi-Fiの設置を推進し、地域社会の情報化を推進していくとともに、デジタルデバイドの解消のために、スマートフォン教室を開催する等、高齢者を含め誰もが情報を得やすくなるよう支援していきます。

4. マイナンバーカードの普及と利活用の推進

市民がマイナンバーカードの利便性を享受できるよう、書かない窓口の導入をはじめとした各種手続きの簡素化や電子化を進めます。また、DXの推進など行政運営の効率化により、行政コストの削減を図ります。

現状と課題

- ◆ 少子高齢化や人口減少社会への対応など多くの課題が山積しており、またコロナ禍を経て新たに浮き彫りとなった課題にも直面しています。共通する課題に対して周辺自治体などと連携を図って対処していくことが大切です。また、多様な行政サービスを限られた財源や人員で効率的に提供するため、近隣の自治体と協力して広域的に行政課題に取り組むことが必要です。
- ◆ 現在、古河市では、これらの広域的行政課題に対して、消防や救急などの分野では「茨城西南地方広域市町村圏事務組合」を、環境分野では「さしま環境管理事務組合」を、そして行政全般分野では「県西地域総合振興協議会」などに参画し、これらによる取組を通じて、圏域住民のニーズに応えています。
- ◆ 古河の地には、関東の真ん中という地の利のもと、圏域の政治・文化・行政の拠点として、また、北関東と南関東を結ぶ交通拠点として、古くからその役割を果たしてきたという地理的・歴史的特性があります。この特性を活かし、関係自治体などと幅広く連携しながら、関東の中心、中核的な都市として発展していくことを目指し、地域活性化を図っていくことが重要になっています。

施策・主な取組

施策1 広域行政の連携

1. 周辺自治体間の連携強化

効率的で質の高い行政運営が求められていることから、周辺自治体との連携強化を図り、広域的な行政運営を推進します。

2. 国・県と連携した行政の推進

地域の発展や市民の安全安心を向上させるため、国・県と連携した行政を推進します。

3. 中核的な都市としての役割発揮

中核的な都市としての役割を担うよう、拠点性を高めるとともに、周辺地域を牽引する都市を目指します。

施策2 広域事業の効果的推進

1. 一部事務組合等の効率化

構成市町との連携を強化し、共同で処理できる業務は、一部事務組合等において、効率的かつ効果的な運営を促進します。

第 3 章

国土強靱化計画



1. 国土強靱化計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

- ◆ わが国は、地震や津波、台風といった多くの自然災害を経験してきました。東日本大震災等の教訓を踏まえ、国は、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「強靱化基本法」という）を公布・施行し、次いで「国土強靱化基本計画」（以下「強靱化基本計画」という）を策定して、自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す取組の推進を図ってきました。
- ◆ 「国土強靱化」とは幅広い概念であり、ハード面の整備だけでなくソフト面の取組も含まれます。このため地方自治体には「国土強靱化地域計画」の策定が求められ、平成29年には茨城県が「茨城県地域強靱化計画」（以下「県計画」という）を策定しました。本市においても、平成31年に「古河市国土強靱化計画」を策定し、令和4年にはこれを改訂して、「古河市国土強靱化計画（第2期）」を策定したところです。
- ◆ その後、国は、相次ぐ自然災害や、情報通信技術の著しい発展等を背景として、令和5年に強靱化基本法を改正し、次いで、新たな「国土強靱化基本計画」を閣議決定しました。本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策の推進に、引き続き計画的に取り組んでいく必要があります。
- ◆ このような背景のもと、「第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画」（以下「第Ⅲ期基本計画」という）の一部として一体的に策定することにより、国土強靱化計画を市の最上位計画の内に位置付け、強靱化に向けた取組をさらに力強く、計画的に推進していくこととしました。

(2) 計画の基本目標

- ◆ 強靱化を推進する上での目標を、本市の現状や県計画等を踏まえ、次のとおり定めます。

いかなる災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- IV 迅速な復旧復興が図られること

(3) 計画の位置付け等

①計画の位置付け

- ◆ 本計画は、強靱化基本法第13条に基づき策定するものです。国の強靱化基本計画や県計画を踏まえ、第Ⅲ期基本計画の一部として一体的に策定することにより、国土強靱化に関し、本市における各個別計画等の指針とするものです。

②計画の期間

- ◆ 本計画は、第Ⅲ期基本計画の一部として一体的に策定しています。このため、計画期間は、第Ⅲ期基本計画と同様に令和6年度から令和9年度までの4年間となります。

③地域防災計画との役割分担

- ◆ 地域防災計画は、地震や洪水など災害種類ごとに防災に関する業務等を定めた計画であり、発生後の応急対策や災害復旧・復興対策についても計画範囲としています。
- ◆ 一方、国土強靱化計画は地方自治体の状況に応じて、発生後の様々なリスクを想定（リスクシナリオの設定）しつつ平時（発生前）の備えを中心に包括的な対応策を講じるものであり、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、非常時のみならず平時にも活用できるまちづくりの視点も含めた計画となります。
- ◆ 両計画はどちらも災害発生という危機に対して、地方自治体が総力をあげて対応していくために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら古河市の強靱化を目指すこととなります。

図表 国土強靱化計画と地域防災計画との関係

	国土強靱化計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主たる目的	適応力・回復力	保護・防御
特徴	都市計画や地域経済の強靱化を含む	具体的な手段を明示
施策の設定方法	リスクシナリオを回避するための施策	予防・応急・復旧・復興などの 具体的施策
施策の重点化	有	無
根拠法令	国土強靱化基本法	災害対策基本法

2. 想定される大規模災害

(1) 近年の災害履歴

- ◆ 地震については、平成 23 年の東日本大震災により、死者 1 名（震災関連死者含む）、負傷者 3 名、家屋全壊 8 棟等の被害が生じています。また、水害については、平成 27 年の関東・東北豪雨により、人的被害 5 名、家屋半壊 8 棟等の被害が生じています。

地震

年号	震源地	マグニチュード	最大震度	市内の被害状況
平成 23 年 3 月	三陸沖	9.0	5 強	死者 1 名（震災関連死者を含む）、 負傷者 3 名、家屋全壊 8 棟、 半壊 17 棟、一部損壊 3,002 棟

(参照：東日本大震災の記録～地震・津波被害編～（茨城県）)

水害

年号	種類	市内の被害状況
平成 27 年 9 月	平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨	人的被害 5 名、家屋半壊 8 棟、床上浸水 3 棟、 床下浸水 11 棟

(参照：平成 27 年水害統計調査)

(2) 被害想定

- ◆ 平成30年の「茨城県地震被害想定調査」によれば、本市では首都直下のM(マグニチュード)7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震(茨城・埼玉県境)を含め2つの大規模な地震被害が想定されています。
- ◆ また、水害については、利根川・渡良瀬川の2大河川に面する本市の場合、利根川の堤防決壊により甚大な被害が生じることが想定されています。

地震

地震規模想定	地震規模	市内の最大震度
首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震 (茨城県・埼玉県境)	Mw7.3	6強
地殻内に一律Mw6.8の震源を想定した場合	Mw6.8	7

(参照：平成20年3月25日中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」)

水害

堤防決壊箇所	避難率	排水ポンプ場の運転	水門操作	排水ポンプ車の運転	被害死者数
古河市(利根川)	0%	無	無	無	約3,900人

(参照：平成20年3月25日中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」)

3. 行動目標とリスクシナリオの設定

(1) 行動目標

- ◆ 本市の強靱化を推進するため、国の強靱化基本計画及び県計画を踏まえ、事前に備える目標（行動目標）を次のとおり設定します。

行動目標1	直接死を最大限防ぐ
行動目標2	救助・救急、医療活動の実施・生活環境の確保
行動目標3	必要不可欠な行政機能の確保
行動目標4	必要不可欠な情報通信機能の確保
行動目標5	経済活動の機能維持
行動目標6	ライフラインの確保と早期復旧
行動目標7	二次災害の拡大防止
行動目標8	迅速な復旧・復興

(2) リスクシナリオ

- ◆ また、国の強靱化基本計画及び県計画を踏まえ、事前に備える目標（行動目標）ごとに、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を次のとおり27項目設定します。

事前に備えるべき目標 カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生
		1-2	地震による住宅、建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救援、医療活動の 実施・生活環境の確保	2-1	食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止
		2-2	救助・救急・医療活動の長期停滞、停止
		2-3	大規模な帰宅困難者の発生
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-5	避難所運営の不備による避難者の生活環境の悪化
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2	防災体制の不備による行政の防災対応力の低下
4	必要不可欠な情報通信機能の確保	4-1	情報通信の麻痺、長期停止
		4-2	情報伝達の不備による被害拡大
5	経済活動の機能維持	5-1	サプライチェーンの寸断による企業活動の停滞
		5-2	食料の安定供給の停滞
6	ライフラインの確保と早期復旧	6-1	ライフラインの長期機能停止
		6-2	地域交通ネットワークの分断
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	二次災害の拡大防止	7-1	大規模延焼火災の発生
		7-2	道路沿線の建物倒壊に伴う交通閉塞
		7-3	防災インフラ等の損壊による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の流出及び農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	迅速な復旧・復興	8-1	廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
		8-5	風評被害による地域経済等への甚大な影響

4. 脆弱性評価と強靱化を推進する施策

- ◆ 事前に備える目標（行動目標）及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、本市が抱える脆弱性と、その脆弱性を踏まえ第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策を、次のとおり整理します。

行動目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生

本市の脆弱性
<ul style="list-style-type: none">◇ 本市は関東平野のほぼ中央に位置しており、その地理的要因から、これまで大きな水害や地震が頻発する地域ではありませんでした。そのため、災害に対して「いままで大丈夫だったから」といった傾向がうかがえます。◇ 高齢化に加え人口減少が見込まれるのは本市も例外ではなく、地域住民のリーダー不足も想定され、担い手育成が必要です。災害時には行政の職員のみでは対応が困難なことも想定され、地域の特色や地域力に応じた施策が必要です。◇ 災害発生時に市民が自ら身の安全を確保し、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から市民一人ひとりが防災知識の取得に努めるとともに、自主防災組織などの地域防災力を向上させ、共助体制を強化する必要があります。◇ また、発災時に被災者となりやすい災害弱者への体制が十分ではありません。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策
<ul style="list-style-type: none">1-2-2 地域コミュニティやテーマコミュニティ活動の推進1-5-1 多文化共生社会の推進2-1-1 地域共生社会の実現2-3-3 社会参加活動支援の推進3-2-2 学校施設や設備等の充実と維持管理5-3-1 住宅の安全性・快適性の向上5-9-1 地域防災力の強化5-10-1 消防施設の整備と維持管理5-10-2 火災予防と消防活動の充実7-2-2 魅力ある情報発信

1-2 地震による住宅、建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生

本市の脆弱性
<ul style="list-style-type: none">◇ 本市はいままで大きな地震が多発した地域ではないため、地震への備えが不十分な傾向が見受けられます。住宅が密集している地域も多く、家屋倒壊や火災延焼なども考えられ、

地震の被害想定が強靱化のためには必要と思われます。ゆれやすさマップなど各種地盤情報を集約し周知していくことが必要です。

- ◇ また、無形の民俗文化財の喪失や、有形文化財の維持が困難になることも想定されます。
- ◇ 本市においても多くの公共施設等の社会資本の老朽化が想定され、「FM計画」などにより長期的な視点の下での対策が必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 2-1-1 地域共生社会の実現
- 2-1-2 地域福祉の基盤の強化
- 2-8-4 保育の質の向上
- 3-2-2 学校施設や設備等の充実と維持管理
- 3-5-3 読書環境の充実
- 3-7-1 生涯スポーツの振興
- 3-7-2 スポーツ施設の充実と有効活用
- 5-2-1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化
- 5-3-1 住宅の安全性・快適性の向上
- 5-3-2 住宅政策の推進
- 5-9-1 地域防災力の強化
- 5-9-2 防災施設の整備と設備の充実
- 5-10-1 消防施設の整備と維持管理
- 5-11-3 空き家対策の推進
- 6-1-1 幹線道路ネットワークの充実
- 6-1-2 身近な生活道路の整備
- 6-6-1 都市基盤と住環境整備の推進
- 6-6-2 適正な土地利用の推進
- 7-1-3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進

1-3 大規模火災による多数の死傷者の発生

本市の脆弱性

- ◇ 本市は市街地の一部に木造住宅の密集地があります。冬季には乾燥した強風が吹くことが多く、災害発生のタイミングにより大規模な火災発生、延焼の可能性があります。
- ◇ 予防に努めても火災を100%防ぐことは困難です。発生した火災を素早く鎮火させ、延焼拡大を防ぐことが必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 1-2-2 地域コミュニティやテーマコミュニティ活動の推進
- 5-9-1 地域防災力の強化
- 5-10-2 火災予防と消防活動の充実
- 6-1-3 快適な道路環境の維持・管理
- 6-6-1 都市基盤と住環境整備の推進

1-4 大規模浸水による多数の死傷者の発生

本市の脆弱性

- ◇ 本市は利根川、渡良瀬川という大河川に面しているという地域特性があり、洪水時には甚大な被害が想定されています。水害に対し、避難体制の構築などを「古河市水防計画」に基づき進める必要があります。
- ◇ 水害は一般的に「逃げる時間がある災害」といわれており、市民一人ひとりがリスクを事前に知り、自分の避難行動を確認しておくこと、共助により災害弱者の避難を支援する体制を構築することが必要です。
- ◇ 各種計画や対策について、近年の気象や都市基盤などの状況変化に適した、根本的な見直しが必要です。また、河川堤防の強化要望を継続して国、県へ行くことも必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 1-2-2 地域コミュニティやテーマコミュニティ活動の推進
- 2-2-2 地域包括ケアシステムの更なる推進
- 3-2-2 学校施設や設備等の充実と維持管理
- 5-2-1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化
- 5-9-1 地域防災力の強化
- 5-9-2 防災施設の整備と設備の充実
- 5-10-1 消防施設の整備と維持管理
- 5-10-2 火災予防と消防活動の充実
- 6-3-1 河川の改修・整備と維持管理
- 7-2-2 魅力ある情報発信

行動目標 2 救助・救急、医療活動の実施 ・生活環境の確保

2-1 食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止

本市の脆弱性	
◇	本市では避難所が浸水域の市内南西部を除いたエリアに分散しており、被災者に食料、飲料水や生活必需品等を迅速に供給することが重要になります。
◇	物資供給のためには、物資の備蓄・調達体制の強化や幹線道路整備による輸送体制の強化、水道施設等の防災対策が必要です。
◇	行政機能や家庭生活、企業活動などは、各種エネルギーの供給に大きく依存しており、供給会社の対策を進めてもらうよう働きかけが必要です。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策	
2-1-1	地域共生社会の実現
3-3-2	学校給食施設や設備等の充実と維持管理
5-1-1	安全で安定した水供給
5-1-2	計画的な維持管理と経営基盤の効率化
5-9-1	地域防災力の強化
5-9-2	防災施設の整備と設備の充実
6-1-1	幹線道路ネットワークの充実
6-1-2	身近な生活道路の整備
6-3-3	計画的な公園・緑地の整備と市民との共同による維持管理
6-6-1	都市基盤と住環境整備の推進
6-6-2	適正な土地利用の推進

2-2 救助・救急・医療活動の長期停滞、停止

本市の脆弱性	
◇	本市では常備消防、医師会、保健所等との連携により救助、救急、医療体制の充実を図っています。しかし、災害時には、医師や消防等の人員不足、医療物資の不足、道路の寸断などにより救助・医療活動が停滞、又は停止してしまうことが想定されます。
◇	災害が大きければ大きいほど、常備消防をはじめとする防災関係機関等が被害を受け、災害対応に支障をきたす場合があり、発災直後の初動期における地域住民相互の助け合いによる人命救助や初期消火などによる被害の軽減が重要です。
◇	災害発生時に、救助・救急・医療活動が停滞しないよう、幹線道路と医療機関等を結ぶ道路の防災対策や代替道路の検討を進める必要があります。
◇	災害後、医療活動の停滞や避難生活の長期化により、健康被害の発生、拡大が想定されます。また災害弱者への医療、福祉、介護の連携が必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 1-2-2 地域コミュニティやテーマコミュニティ活動の推進
- 2-1-1 地域共生社会の実現
- 2-3-3 社会参加活動支援の推進
- 2-5-2 健康管理と疫病予防
- 2-5-3 母子の健康を見守る体制の充実
- 5-9-1 地域防災力の強化
- 5-10-1 消防施設の整備と維持管理
- 5-10-2 火災予防と消防活動の充実
- 6-1-1 幹線道路ネットワークの充実
- 6-1-2 身近な生活道路の整備
- 6-6-1 都市基盤と住環境整備の推進
- 6-6-2 適正な土地利用の推進

2-3 大規模な帰宅困難者の発生

本市の脆弱性

- ◇ 本市には多くの企業が立地しており、従業員には JR 古河駅の利用者も多数います。災害発生時に職場や学校に取り残された人が一斉に帰宅した場合に、公共交通機関が止まった鉄道駅周辺では、大混雑の発生に起因する集団転倒やパニックなどの恐れが高まり、大変危険な状態が想定されます。
- ◇ また、徒歩帰宅者は飲料水やトイレ等を求めて沿道の避難所等に向かうことが想定される一方で、地域の避難者も集まることから避難所での混乱の可能性があります。
- ◇ 帰宅困難者対策として、市内事業所等との連携が必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 5-9-1 地域防災力の強化

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

本市の脆弱性

- ◇ 本市が抱える災害特性として、地震については震度6強から7程度、水害については利根川・渡良瀬川などの大規模な河川の氾濫が想定されています。
- ◇ 特に大規模な水害発生後には医療体制の停滞に加え、汚水処理の停滞や浸水域での衛生環境の悪化など、広範囲での公衆衛生の低下により、疫病や感染症が大規模に発生する可能性があります。
- ◇ 災害発生時に被災地で感染症を蔓延させないよう、インフラ整備のみならず、日常の健康管理や感染症対策を強化する必要があります。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 2-1-1 地域共生社会の実現
- 2-5-2 健康管理と疫病予防
- 4-3-2 生活基盤と農村集落環境の整備
- 5-2-1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化
- 5-7-2 収集と処理の適正化・効率化
- 5-7-3 ごみ処理施設の整備と維持管理
- 5-9-1 地域防災力の強化
- 6-3-2 安全で美しい水辺環境づくり

2-5 避難所運営の不備による避難者の生活環境の悪化

本市の脆弱性

- ◇ 本市では、大規模河川の氾濫時には市内の南西部が広く浸水すると想定されていることから、避難所はそれら浸水域を除いたエリアに指定せざるを得ず、地域に偏りがあります。
- ◇ 避難所までの距離や、受け入れ態勢などについて地域特性や実情を踏まえ、良好な避難生活が確保されるように避難所の整備や避難者への支援等が必要です。
- ◇ 水害における広い範囲での避難の長期化などを想定した対策が必要であり、避難所の開設・運営体制の強化と、被災者の様々なニーズに合った対応が重要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 2-1-1 地域共生社会の実現
- 2-3-3 社会参加活動支援の推進
- 3-2-2 学校施設や設備等の充実と維持管理
- 3-7-1 生涯スポーツの振興
- 3-7-2 スポーツ施設の充実と有効活用
- 5-9-1 地域防災力の強化
- 5-9-2 防災施設の整備と設備の充実
- 7-1-3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進

行動目標 3 必要不可欠な行政機能の確保

3-1 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

本市の脆弱性	
◇	本市は、利根川・渡良瀬川・思川といった大きな河川の氾濫の影響を受けやすい地域です。これら河川の氾濫により浸水が想定される地域には多くの市有施設を擁しており、その中には防災拠点となる庁舎も含まれています。
◇	地震に関しては、古河市内で最大震度6強から7程度が想定されており、インフラを含む公共施設等の長寿命化などの計画的な対策が必要です。
◇	関係機関との連携に努めつつ、「古河市地域防災計画」に基づく適切な対応を強化していくことが必要です。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策	
2-1-1	地域共生社会の実現
2-1-2	地域福祉の基盤の強化
2-3-3	社会参加活動支援の推進
5-3-3	斎場の適正な整備と維持管理
5-9-1	地域防災力の強化
5-9-2	防災施設の整備と設備の充実
5-10-1	消防施設の整備と維持管理
5-10-2	火災予防と消防活動の充実
7-1-3	公共施設等の一体的なマネジメントの推進
7-3-1	行政情報の適正な管理

3-2 防災体制の不備による行政の防災対応力の低下

本市の脆弱性	
◇	本市はこれまで大きな水害や地震が頻発する地域ではありませんでしたが、近年、各地で従来の想定を上回る大規模な自然災害が多発しており、本市においてもいつ被害が発生してもおかしくない状況にあります。
◇	災害対応には、防災インフラ等の整備と、行政職員などのマンパワーが両輪となり適切に機能することが必要です。行政力を支える職員の災害に対する意識を再確認するとともに、平常時から防災インフラ整備及び訓練等の体制整備を着実に進める必要があります。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策	
1-2-2	地域コミュニティやテーマコミュニティ活動の推進
1-5-1	多文化共生社会の推進
2-1-1	地域共生社会の実現

- 5-9-1 地域防災力の強化
- 5-9-2 防災施設の整備と設備の充実
- 5-10-1 消防施設の整備と維持管理
- 5-10-2 火災予防と消防活動の充実
- 6-3-3 計画的な公園・緑地の整備と市民との共同による維持管理
- 7-1-3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進

行動目標 4 必要不可欠な情報通信機能の確保

4-1 情報通信の麻痺、長期停止

本市の脆弱性
<ul style="list-style-type: none">◇ 本市に限らず、災害時の情報は避難行動に必要不可欠です。通信インフラの停止による避難行動や救急、支援の遅れは、絶対に避けなければなりません。◇ 特に、電力供給の停止や設備の損壊による通信インフラの麻痺を回避する対策が必要であり、応急的体制を確立する必要もあります。また、情報伝達手段を多様な手段やメディアを通じて情報提供する体制が必要です。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策
<ul style="list-style-type: none">1-5-1 多文化共生社会の推進2-1-1 地域共生社会の実現2-3-3 社会参加活動支援の推進5-9-2 防災施設の整備と設備の充実7-2-2 魅力ある情報発信

4-2 情報伝達の不備による被害拡大

本市の脆弱性
<ul style="list-style-type: none">◇ 本市は関東平野のほぼ中央に位置しており、山間部にみられる情報の不達や電波状況の悪さといった地形による脆弱性はありません。しかし、電力供給の停滞や通信機器の損壊、アクセスの集中による通信回線の輻輳（ふくそう）などが想定されます。◇ 非常時の正確かつスピーディーな情報伝達が必要ですが、情報を受け取る側にも自ら情報を取りに行く姿勢、また、地域の中での情報共有も必要です。また、災害弱者への情報伝達については複雑な対応を求められる場合も多く、適切な対応が必要となります。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策
<ul style="list-style-type: none">1-5-1 多文化共生社会の推進2-1-1 地域共生社会の実現2-3-3 社会参加活動支援の推進5-9-1 地域防災力の強化5-9-2 防災施設の整備と設備の充実7-2-2 魅力ある情報発信

行動目標5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断による企業活動の停滞

本市の脆弱性	
◇	市内は国道が縦横に整備され、また、圏央道、東北自動車道などの高速道路や、JR 宇都宮線古河駅等により、アクセスしやすい環境です。
◇	物流は自動車による輸送が主で、災害時の物流停滞を抑えるためには、幹線道路の整備が必要です。地域経済への打撃を最小限に抑えるため、被災した場合には迅速な復旧・復興が必要です。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策	
2-1-1	地域共生社会の実現
4-2-1	市内工場の充実に向けた支援
6-1-1	幹線道路ネットワークの充実
6-1-2	身近な生活道路の整備
6-6-1	都市基盤と住環境整備の推進
6-6-2	適正な土地利用の推進
7-1-3	公共施設等の一体的なマネジメントの推進
7-2-1	まちへの愛着・誇りを醸成するシティプロモーション

5-2 食料の安定供給の停滞

本市の脆弱性	
◇	本市は農業・商業・工業が重要な産業になっており、農産物はアクセスの良さを利用して首都圏へも出荷しています。また、工業団地の中には有数の食品工場も多く、首都圏への食料供給として重要な役割を担っています。
◇	様々な経済活動が停滞した場合にも、市内のみならず、近隣や首都圏へも農産物や食料品を流通させていく必要があります。このため、食料供給に重要な農産物の安定生産のために、農業の活性化が必要です。また、食品関係の事業所の早期の復旧・復興が必要です。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策	
4-3-1	農業の経営強化と担い手の育成
4-3-2	生活基盤と農村集落環境の整備
6-1-2	身近な生活道路の整備
6-3-2	安全で美しい水辺環境づくり

行動目標 6 ライフラインの確保と早期復旧

6-1 ライフラインの長期機能停止

本市の脆弱性
<ul style="list-style-type: none">◇ 本市では、現在想定されている地震の規模や河川氾濫の浸水域によると、上下水道の管路や施設の損壊からくる水道供給停止や汚水処理の機能停止など、ライフラインへの被害が甚大であることが想定されますが、対策が十分ではありません。◇ このため、河川氾濫の抜本的な対策として、堤防強化を関係機関へ継続して要望します。◇ また、ライフラインの社会資本を持続可能なものとするとともに、エネルギー供給に携わる民間事業者における対策の促進が必要です。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策
<ul style="list-style-type: none">5-1-1 安全で安定した水供給5-1-2 計画的な維持管理と経営基盤の効率化5-2-1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化5-9-2 防災施設の整備と設備の充実

6-2 地域交通ネットワークの分断

本市の脆弱性
<ul style="list-style-type: none">◇ 本市は比較的平坦な地形であることから、大規模な土砂災害よりも、むしろ、幹線道路沿いの建物等の倒壊による道路の閉塞を防ぐ必要があります。また、城下町であったことから、地域には狭あい道路が多く残されています。◇ 中小河川がいくつも市内を流れており、それぞれが市内及び近隣で大河川に流入しています。流域の末端に位置するため、上流からの流入により市内で水があふれ、多数の箇所での道路冠水につながりやすい脆弱性があります。
第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策
<ul style="list-style-type: none">6-1-1 幹線道路ネットワークの充実6-1-2 身近な生活道路の整備6-1-3 快適な道路環境の維持・管理6-2-1 持続可能な公共交通網の形成6-2-2 バス等の充実と利用の促進6-3-2 安全で美しい水辺環境づくり6-6-1 都市基盤と住環境整備の推進6-6-2 適正な土地利用の推進

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

本市の脆弱性

- ◇ 本市は利根川や渡良瀬川の2大河川に面しており、洪水時には甚大な被害が想定されています。治水事業は財政的な負担が大きく時間もかかるため、河川管理者の長期的な整備計画の中で着実に実行される必要があります。
- ◇ また、防災インフラの速やかな復旧のためには、広域的な応援体制の構築や、防災減災の担い手となる地域関係団体等との連携が必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 4-3-2 生活基盤と農村集落環境の整備
- 5-2-1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化
- 6-3-2 安全で美しい水辺環境づくり

行動目標 7 二次災害の拡大防止

7-1 大規模延焼火災の発生

本市の脆弱性

- ◇ 本市には防火性の低い木造の建築物が密集した地域があることから、地震などによる大規模延焼火災が発生する恐れがあります。
- ◇ また、災害時に火災の発生、拡大を抑えるために市民一人ひとりが防災知識の取得に努め、自ら身の安全を確保し、地域で対応できる体制を整えることが必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 1-2-2 地域コミュニティやテーマコミュニティ活動の推進
- 4-3-2 生活基盤と農村集落環境の整備
- 5-9-1 地域防災力の強化
- 5-10-1 消防施設の整備と維持管理
- 5-10-2 火災予防と消防活動の充実
- 6-6-1 都市基盤と住環境整備の推進
- 7-1-3 公共施設等の一体的なマネジメントの推進

7-2 道路沿線の建物倒壊に伴う交通閉塞

本市の脆弱性

- ◇ 本市の地形やまちの成り立ちを踏まえると、城下町として発展した地域には狭あい道路が多く残されているなど、建物等の倒壊による道路の閉塞を防ぐ必要があります。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 5-3-1 住宅の安全性・快適性の向上
- 5-11-3 空き家対策の推進
- 6-1-1 幹線道路ネットワークの充実
- 6-1-2 身近な生活道路の整備
- 6-6-1 都市基盤と住環境整備の推進
- 6-6-2 適正な土地利用の推進

7-3 防災インフラ等の損壊による多数の死傷者の発生

本市の脆弱性

- ◇ 本市においても、直接的な被害だけではなく、様々な二次災害を防止する体制が必要です。
- ◇ ここでは汚水処理・排水処理施設の停止、避難所における環境悪化を想定しますが、汚水

処理施設・排水施設等の対策については、河川堤防の強化などを河川管理者へ要望していくとともに、近年のゲリラ豪雨などの状況変化に対し、浸水対策などの根本的な見直しが必要です。

- ◇ また、慣れない避難所生活が長期化することにより、心身機能の低下、生活習慣病の発症・悪化、感染症の集団発生や心の健康問題など健康上の問題の発生が想定されることから、避難所における環境悪化への対策が必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

2-1-1 地域共生社会の実現

5-2-1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化

7-4 有害物質の流出及び農地・森林等の被害による地域の荒廃

本市の脆弱性

- ◇ 本市には工場等多くの事業所が立地していますが、工場等が被災した場合の化学物質やガスなどの有害物質等の拡散・流出防止対策について、国・県など関係機関と連携して事業者に対し指導する必要があります。
- ◇ また、農地や森林等は、食料の生産だけではなく、災害時のオープンスペースとして、水害の緩和、火災の延焼防止など、非常に重要な役割を担っています。このため、農林業従事者のみならず多様な主体との連携のもとに、その保全を図っていく必要があります。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

4-3-1 農業の経営強化と担い手の育成

4-3-2 生活基盤と農村集落環境の整備

5-5-1 公害の未然防止のための監視活動

5-5-2 公害発生源への対応

6-3-2 安全で美しい水辺環境づくり

行動目標 8 迅速な復旧・復興

8-1 廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

本市の脆弱性

- ◇ 本市の場合、一般ごみは古河クリーンセンター、さしまクリーンセンター寺久にて適正に処理しています。
- ◇ しかしながら、災害時には、大量の廃棄物が発生し処理が停滞することにより復旧・復興への影響が想定され、対応が必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 5-2-1 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化
- 5-2-2 適正なし尿処理の推進
- 5-7-2 収集と処理の適正化・効率化
- 5-7-3 ごみ処理施設の整備と維持管理
- 5-10-1 消防施設の整備と維持管理
- 6-3-3 計画的な公園・緑地の整備と市民との共同による維持管理

8-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

本市の脆弱性

- ◇ 本市に限らず、復旧・復興を担う各分野の専門的な知識を持つ人材について、大規模災害時には行政職員のみでは絶対的に不足することが想定されます。
- ◇ このため、市内の産業を支える多くの人材や、他自治体の協力を得られる体制整備が必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 5-9-1 地域防災力の強化

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

本市の脆弱性

- ◇ 本市では自治活動を円滑に運営できるよう行政自治会が組織されています。さらに、市民主体の地域活動が活発に行われるよう市内を20地区に区分し、コミュニティ活動の活性化を図っています。
- ◇ 災害発生後、甚大な被害の発生や復旧・復興の遅れなどにより、地域から住民が流出することでコミュニティの崩壊や治安の悪化等が想定され、対策が必要です。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 1-2-2 地域コミュニティやテーマコミュニティ活動の推進
- 1-5-1 多文化共生社会の推進
- 2-3-3 社会参加活動支援の推進
- 5-9-1 地域防災力の強化
- 5-10-2 火災予防と消防活動の充実
- 5-11-2 犯罪を抑制するまちづくりの推進

8-4 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

本市の脆弱性

- ◇ 本市においても、応急仮設住宅の建設が遅れたり、被災証明の発行が遅れたりすることなどにより、生活再建が遅れることも想定されます。
- ◇ 迅速に復旧・復興を行うため、このような事態を可能な限り防止し、生活再建支援を的確に行う必要があります。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 6-5-3 地籍調査の推進と土地情報の整備

8-5 風評被害による地域経済等への甚大な影響

本市の脆弱性

- ◇ 本市は大消費地である首都圏への交通アクセスが良いこともあり、多くの農産物や工業製品を出荷しています。災害時に不正確な情報が飛び交うことにより、事業者のみならず、本市経済が大きな影響を受ける恐れがあります。
- ◇ このため、国・県など関係機関と連携しながら確かな情報を発信し、不確かな情報に起因する風評被害を可能な限り防ぐ必要があります。

第Ⅲ期基本計画により推進する強靱化施策

- 7-2-2 魅力ある情報発信

5. 計画の推進と進行管理

(1) 計画の重点的推進

- ◆ 限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるため、人命保護を最優先とし、27のリスクシナリオの中から12項目を抽出して重点化項目を設定します。
- ◆ 本計画の推進にあたっては、この重点化項目を特に重視しながら、施策を総合的かつ計画的に取り組を進めていきます。

① 重点化項目設定の視点

- ◆ 影響の大きさ、施策の進捗、平時の活用、緊急度、対費用効果の5つの視点から、重点化項目を設定します。

重点化の要素	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか。
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値または目標値）などに照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか。
平時の活用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか。
緊急度	施策に緊急性が大きいのか。耐震化など。
対費用効果	少ない経費での実施が可能であるか。

② 重点化項目の一覧

- ◆ 重点化項目は、次のとおりです。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	リスクシナリオ 番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生
	1-2	地震による住宅、建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模浸水による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動の実施・生活環境の確保	2-2	救助・救急・医療活動の長期停滞、停止
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能の確保	3-1	職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	防災体制の不備による行政の防災対応力の低下
4 必要不可欠な情報通信機能の確保	4-2	情報伝達の不備による被害拡大
6 ライフラインの確保と早期復旧	6-1	ライフラインの長期機能停止
	6-2	地域交通ネットワークの分断
	6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全

(2) 計画の進行管理

- ◆ 本計画は、第Ⅲ期基本計画の一部として一体的に策定しています。具体的には、本計画に位置付けた施策は第Ⅲ期基本計画に位置付けた施策の一部であり、国土強靱化に資する施策を特に抽出整理したものとなっています。このため、第Ⅲ期基本計画の施策の進行管理が、本計画の施策の進行管理となります。
- ◆ また、上記のとおり一体的に策定したことにより、本計画の施策に基づき推進する事業は、第Ⅲ期基本計画の施策に基づき推進する事業の一部となります。このため、第Ⅲ期基本計画の実施計画（施策に基づき推進する事業を掲載）の進行管理が、本計画の事業の進行管理となります。
- ◆ このようなことから、第Ⅲ期基本計画の実施計画に位置付けられた指標が、本計画の事業の進捗を測る指標となります。

【参考】第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画と国土強靱化計画の関連

分野	政策	行動目標1 直接死を最大限防ぐ				行動目標2 救助・救援、医療活動の実施・生活環境の確保					行動目標3 必要不可欠な行政機能の確保	
		1-1 大規模災害に対する意識希薄による多数の死者の発生	1-2 地震による住宅、建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生	1-3 大規模火災による多数の死傷者の発生	1-4 大規模浸水による多数の死傷者の発生	2-1 食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止	2-2 救助・救急・医療活動の長期停滞、停止	2-3 大規模な帰宅困難者の発生	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-5 避難所運営の不備による避難者の生活環境の悪化	3-1 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	3-2 防災体制の不備による行政対応力の低下
1 市民協働	1 市民参加と協働のまちづくりの推進											
	2 元気なコミュニティの形成	●		●	●		●					●
	3 男女共同参画・ダイバーシティ社会の実現											
	4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚											
	5 国際交流と地域間交流の推進	●										●
2 健康福祉	1 互いに支え合う地域福祉の推進	●	●			●	●		●	●	●	●
	2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実				●							
	3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実	●					●			●	●	
	4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実											
	5 生涯にわたる健康づくりの推進						●		●			
	6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実											
	7 社会保障の充実											
	8 安心して産み育てられる子育て支援の充実		●									
3 教育文化	1 生きる力を育む学校教育の充実											
	2 安心して学べる教育環境の充実	●	●		●					●		
	3 子どもの健全な成長のための学校給食の充実					●						
	4 家庭・地域の教育力の向上と青少年の健全育成											
	5 市民のニーズに合った生涯学習の充実		●									
	6 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興											
	7 市民が親しめる生涯スポーツの推進		●							●		
4 産業労働	1 賑わいを生み出す商業の振興											
	2 地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致											
	3 安定的に農畜産物を供給する農業の振興								●			
	4 地域資源の活用と観光の振興											
	5 雇用の確保と労働環境の充実											
	6 安心できる消費生活の確保											
	7 意欲を活かす創業の促進											

		行動目標1 直接死を最大限防ぐ				行動目標2 救助・救援、医療活動の実施・生活環境の確保					行動目標3 必要不可欠な行政機能の確保	
分野	政策	1-1 大規模災害に対する意識希薄による多数の死者の発生	1-2 地震による住宅、建築物等の倒壊による多数の死傷者の発生	1-3 大規模火災による多数の死傷者の発生	1-4 大規模浸水による多数の死傷者の発生	2-1 食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止	2-2 救助・救急・医療活動の長期停滞、停止	2-3 大規模な帰宅困難者の発生	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-5 避難所運営の不備による避難者の生活環境の悪化	3-1 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	3-2 防災体制の不備による行政の防災対応力の低下
5 生活環境	1 安定した水供給のための上水道の整備					●						
	2 快適な暮らしを支える下水道の整備		●		●				●			
	3 安全・安心に暮らせる住環境づくり	●	●								●	
	4 多様な自然環境の保全と継承											
	5 公害の防止											
	6 環境美化の推進											
	7 ごみの適正な処理と資源循環の推進								●		●	
	8 地球温暖化防止活動の推進											
	9 災害に強いまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	10 市民の生命や財産を守る消防の強化	●	●	●	●		●				●	●
	11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進		●									
	12 市民の暮らしを守る交通安全の確保											
6 都市基盤	1 都市の活力を支える道路の整備		●	●		●	●					
	2 安全で自由に移動できる交通環境の充実											
	3 うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり				●	●		●				●
	4 風土に根ざした美しい景観の形成											
	5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進											
	6 良好な市街地の形成		●	●		●	●					
7 行財政	1 行政経営マネジメント体制の確立		●						●	●	●	
	2 まちの活力アップにつなげるシティプロモーション	●			●							
	3 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進									●		
	4 関東の中心として発展する広域行政の推進											

行動目標4 必要不可欠な情報 通信機能の確保		行動目標5 経済活動の 機能維持		行動目標6 ライフラインの確保と 早期復旧			行動目標7 二次災害の拡大防止				行動目標8 迅速な復旧・復興				
4-1 情報通信 の麻痺、 長期停止	4-2 情報伝達 の不備に よる被害 拡大	5-1 サプライ チェーン の寸断に よる企業 活動の停 滞	5-2 食料の安 定供給の 停滞	6-1 ライフラ インの長 期機能停 止	6-2 地域交通 ネット ワークの 分断	6-3 防災イン フラの長 期間にわたる機能 不全	7-1 大規模延 焼火災の 発生	7-2 道路沿線 の建物倒 壊に伴う 交通閉塞	7-3 防災イン フラ等の 損壊によ る多数の 死傷者の 発生	7-4 有害物質 の流出及 び農地・ 森林等の 被害によ る地域の 荒廃	8-1 廃棄物処 理の停滞 等による 復旧・復 興の大幅 な遅れ	8-2 復旧・復 興等を担 う人材の 絶対的不足	8-3 地域コ ミュニ ティの崩 壊、治安 の悪化等 により復 旧・復興 が大幅に 遅れる事 態	8-4 応急仮設 住宅等の 住居支援 対策の遅 延による 避難生活 の長期化	8-5 風評被害 による地 域経済等 への甚大 な影響
				●											
				●		●		●		●					
									●						
										●					
											●				
●	●			●			●				●	●	●		
							●				●		●		
								●					●		
		●	●		●			●							
					●										
			●		●	●			●	●					
		●			●		●	●						●	
●	●	●					●								●

資料編



計画策定までの経緯

事項	期日	概要
各種アンケート調査	令和5年4月～5月	市民アンケート調査 職員アンケート調査
古河市総合計画策定委員会	令和5年9月1日 令和5年11月6日	【第1回】素案の作成 【第2回】案の作成
まちづくり市民会議	令和5年7月29日 令和5年8月26日 令和5年9月24日	【第1回】各グループで協議 【第2回】各グループで協議 【第3回】各グループで協議
古河市総合計画審議会	令和5年7月18日 令和5年10月10日 令和5年12月19日	【第1回】諮問、第2次古河市総合計画第Ⅲ期計画の検討、市民アンケート結果概要 【第2回】第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画（素案）の検討 【第3回】第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画（案）について、答申
職員参画	令和5年8月21日 ～8月24日	各部ヒアリング
パブリックコメント	令和5年11月17日 ～12月6日	基本計画（案）の公表、意見の募集
古河市議会	令和6年2月	【議会全員協議会】基本計画の報告



市民参画・職員参画の概要

●市民アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画策定に向けて、古河市が行っている様々な取組に対する評価や、これからのまちづくりに求められていることなどについて、市民の意向を伺うことを目的に実施
調査期間	令和5年4月～5月
調査対象	古河市内在住の18歳以上の男女3,500人
抽出方法	層化無作為抽出法
回収結果	有効回収数：1,276票　有効回収率：36.5%
調査項目	古河市の現在の印象、これからの古河市のまちづくり、古河市の取組の満足度・重要度、活動指標に関する事項、その他全般的なご意見・ご提案など

●職員アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画策定に向けて、市政運営に当たる職員の意識をはじめ、今後のまちづくりのあり方などについて把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施
調査期間	令和5年4月～5月
調査対象	古河市役所職員898名（正職員856名、再任用職員42名）
回収結果	有効回収数：362票　有効回収率：40.3%
調査項目	古河市の現在の印象、これからの古河市のまちづくり、古河市の取組の満足度・重要度、活動指標に関する事項、その他全般的なご意見・ご提案など

●各部ヒアリング

目的	各分野における現状と課題や第Ⅱ期基本計画での取組状況を整理し、第Ⅲ期基本計画で位置付けるべき取組を計画に反映するため実施
実施期間	令和5年8月21日～24日
概要	各課が記入した基本計画検討シートを基にヒアリングを実施

●まちづくり市民会議

目 的	計画の策定段階において市民が直接参加する会議を開催し、様々な意見や提案をいただき、第Ⅲ期基本計画に反映させることを目的に実施
開 催 日	令和5年7月29日、8月26日、9月24日（全3回）
参 加 者	無作為抽出の市民延べ37名
概 要	以下のテーマについて、グループごとに話し合った。 【第1回】シティプロモーション・移住定住について 【第2回】しごと・情報発信・DXについて 【第3回】地域福祉・教育・学習について

●パブリックコメント

第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画（案）に対する意見募集

実施期間	令和5年11月17日～12月6日
意見数	延べ1件



総合計画審議会

●古河市総合計画審議会条例

平成 17 年 9 月 12 日

条例第 18 号

改正 平成 18 年 6 月 20 日条例第 36 号

(設置)

第 1 条 本市の基本的総合計画に関する事項を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、古河市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定及び実施の方法に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

●古河市総合計画審議会規則

平成 17 年 9 月 12 日

規則第 6 号

改正 平成 18 年 10 月 1 日規則第 80 号

平成 27 年 5 月 15 日規則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古河市総合計画審議会条例(平成 17 年条例第 18 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、古河市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(答申)

第 2 条 諮問に関する答申は、会長(条例第 5 条第 2 項に規定する会長をいう。以下同じ。)が行う。

(会議録)

第 3 条 審議会は、会議録を備えるものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 審議会の会議(以下「会議」という。)に出席及び欠席した者の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認める事項

(小委員会)

第 4 条 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、小委員会の会務を総理し、これを代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 その他小委員会の運営については、条例第 6 条の規定を準用する。

7 小委員会において特別事項として調査審議された事項については、委員長は、会長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第 5 条 審議会は、審議を行うため必要と認めるときは、関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議(第 4 条第 1 項に規定する小委員会を含む。以下同じ。)は、原則として公開するものとする。ただし、会長又は委員長(第 4 条第 2 項に規定する委員長をいう。以下同じ。)は、会議の審議内容が次のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 古河市情報公開条例(平成 17 年条例第 19 号)第 6 条に規定する非公開情報に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の傍聴等)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、指定する場所において、会議開催予定時刻までに傍聴受付票(別記様式)に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

2 傍聴人の受付は、先着順に行うものとし、傍聴人の定員は、会長又は委員長が会議室の収容人数等を考慮して定める。

3 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(2) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

4 会長又は委員長は、傍聴人が会長又は委員長の命令、係員の指示等に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年9月12日から施行する。

附 則(平成18年規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

●古河市総合計画審議会委員 名簿

(五十音順、敬称略)

区分	氏名	役職等
会 長	川島 宏一	筑波大学システム情報系 教授
副 会 長	宮本 京子	古河市国際交流協会 会長
市議会議員	小林 登美子	古河市議会議員
	渡邊 澄夫	古河市議会議員
学識経験者	落合 美代子	古河市認定農業者連絡協議会 総和地区女性部
	小林 裕美	古河市教育委員
	小林 康行	古河ケーブルテレビ株式会社 代表取締役
	塩谷 和宏	常陽銀行 古河支店長
	田口 義文	学校法人晃陽学園 戦略部長
	蓮見 公男	古河商工会議所 会頭
	初見 勝	古河市工業会 会長
	峰 英雄	古河市商工会 会長
	渡辺 智江	古河市地域女性団体連絡会 会長
市 民	石川 ひかる	まちづくり市民会議の代表
	湯本 豊	古河市行政自治会 会長

●諮問

古 企 第 7 3 号

令和5年7月18日

古河市総合計画審議会 会長 様

古河市長 針 谷 力

第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画（案）について（諮問）

第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画（案）について、古河市総合計画審議会条例（平成17年条例第18号）第2条の規定により、貴審議会に意見を求めます。

●答申

令和5年12月19日

古河市長 針谷 力 様

古河市総合計画審議会
会 長 川島 宏一

第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画（案）について（答申）

令和5年7月18日付古企第73号で諮問された、第2次古河市総合計画第Ⅲ期基本計画（案）について、本審議会は議論を重ねてまいりました。

議論の過程で出された意見について、下記の通り集約し答申いたしますので、第Ⅲ期基本計画の策定及びその推進にあたっては、これらについて十分に配慮されるよう求めます。

記

- 1 DXの推進は、産業、福祉、教育、自治組織など、あらゆる場面で活用が期待できるため、より多面的・総合的なサービスの提供に努め、市役所が持つさまざまなデータを活用して、市民と対話し、市民と共にサービスを創っていくこと。
- 2 産業分野における企業誘致などハード面の施策に加えて、雇用対策や担い手不足などソフト面の諸課題については、引き続き地元関係者と連携して取り組むこと。
- 3 子育て、健康、教育、福祉など市民サービスを徹底的に相手に届けるため、わかりやすく説明できる体制づくりと伝わるような情報発信に努めること。
- 4 計画は、気候変動、国際変動、金融的な変動など、さまざまな世の中の動きがある中、具体的な活動との連動性やフレキシビリティが大事になることから、時間の経過とともに事業内容を見直しながら取り組むこと。

市内策定組織

●古河市総合計画策定委員会規定

平成 17 年 9 月 12 日

訓令第 3 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日訓令第 27 号

平成 19 年 4 月 1 日訓令第 15 号

平成 22 年 4 月 1 日訓令第 10 号

平成 25 年 3 月 29 日訓令第 3 号

平成 27 年 3 月 31 日訓令第 3 号

令和元年 7 月 16 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 進展する社会経済情勢に対処しつつ、将来の市のあり方を検討し、長期的視野にたつて総合計画を立てるため、古河市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員等)

第 2 条 委員会の委員は、古河市庁議規程（平成 17 年訓令第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する者とする。

2 委員会の委員長は、市長をもって充て、委員長に事故があるときは、企画政策部所管副市長が代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合計画に必要な調査資料の収集に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、総合計画に関すること。

(下部組織)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員会の下部組織として分科会、ワーキンググループ等を置くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、企画課が担当する。

(補則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（平成 18 年訓令第 27 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年訓令第 15 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 10 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年訓令第 3 号）

この訓令は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

用語解説

あ行

アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。対象者の把握だけにとどまらず、様々な形で必要な人に必要なサービスと情報を届けること。
アダプト・プログラム	市民と行政が協働で進める、まちの美化に向けた取組のこと。アダプトとは英語で「養子にする」の意味であり、公共の場所などを養子に見立て、市民が里親となって美化活動等を行うことを指す。
インフラメンテナンス	社会経済を支えるインフラを効率的に保守すること。道路、橋、トンネルなどのインフラが老朽化する中、限られた人員・予算の中で膨大なインフラを適切に維持管理するために、適切な点検・診断を実施した上で、必要な補修・修繕等を行い予防保全へ転換することが求められている。
オープンデータ	インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータのこと。

か行

カーボンニュートラル	排出せざるを得なかった温室効果ガスの量と、同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロの状態にすること。
ガストロノミー（ツーリズム）	ある土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的としたツーリズムのこと。地域の伝統や文化の維持、発信、持続可能な観光の実現等に資するとされている。
ガバナンス	統治、支配、管理またはそのための機構や方法。
キャリア	経歴や職歴のこと。一生にわたる一連の職業上の活動や行為。
共助	身近な地域の住民同士などで互いに助け合う行為。
グリーンツーリズム	緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる。
健康寿命	一人の人間の生存期間（平均寿命）のうち、元気で活動的に暮らせる期間のこと。

減災	災害後の対応よりも事前の対応を重視し、計画的に取り組むことで被害の軽減を図ること。
公開承認施設	文化庁が認定した国宝・重要文化財の公開に適合した施設。企画展における重要文化財等の公開手続きが簡素化されるといった優遇措置が受けられる。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数。
高齢化率	全体の人口に占める 65 歳以上人口の割合。
個別避難計画	災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人ひとりの状況に合わせた個別の避難行動計画。
コンパクトシティ	1990 年代初頭から着目され始めた都市形態のこと。様々な都市機能を小さなエリアに集中させることで、歩いて生活を完結させ、効率的で環境負荷が低い街を実現しようという考え方に基いている。

さ行

再生可能エネルギー	自然界に常に存在するエネルギーで、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、バイオマスなどがあり、石油や石炭に代わる環境負荷の少ないエネルギーとして注目を集めている。
暫定水利権	水源が安定的に確保されていない水利使用で、許可期限の到来とともに失効する水利権。
ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れた後に、厚生労働省の承認を得て製造・販売される薬のこと。新薬に比べて開発費が大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら、薬の価格を低く抑えることができる。
シティプロモーション	地域の魅力を内外に発信し、地域経済を活性化させる自治体のプロモーション（宣伝）活動のこと。地域への愛着の形成や地域の売り込み、知名度の向上、さらには自らの地域のイメージを高め経営資源の獲得を目指す。
シビックプライド	都市に対する市民の誇りのこと。単なるまち自慢や郷土愛ではなく、ここをよりよい場所にするために自分自身が関わっているという当事者意識に基づく自負心を意味している。

住宅セーフティネット	民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者（要配慮者）の入居を拒まない住宅として登録してもらい、要配慮者へ提供してもらう制度。登録住宅には、一定要件のもと、改修費等への経済的支援や要配慮者への居住支援等がある。
循環型社会	持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効活用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指すこと。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方として使われる。
指定管理者制度	公の施設の管理に株式会社・民間業者などを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として、地方自治法の一部改正により導入された。
情報セキュリティポリシー	組織における情報を守るために施す対策や、規約をまとめた文章のこと。
スプロール化	都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無計画に広がっていくことをいう。
性的マイノリティ	性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）などのことをいう。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度。
セーフティマイタウン	市民が警察などと連携し、地域の見回りをしたり、防犯教室を開催したりして、地域の安全を守る活動。

た行

ダイバーシティ	多様性を指し、集団において、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認など様々な属性の人が集まった状態をいう。
長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。一定の基準を満たした認定長期優良住宅は、税制面での優遇などを受けられる。
テーマコミュニティ団体	特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティ団体。
デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。
転作作物	生産調整によって稲から他の作物へ栽培をかえることを転作といい、代表的な転作作物として大豆や麦が挙げられる。

な行

年少人口	0歳から14歳までの人口のこと。
ネーミングライツ	施設等の名称に企業名や商品名を冠した愛称をつける権利のこと。契約により権利を取得した企業等から対価を得て、施設の運営維持と利用者のサービス向上を図る。

は行

パブリックコメント	政策や計画、条例の立案にあたり、行政が原案を公表して事前に市民から意見を求め、施策に反映させる市民参加の手法。
バリアフリー	障がい者や高齢者など自立した生活ができるように、道路や建築物など物理的な障壁だけでなく、制度や人権、さらには文化や情報、意識などの障壁を取り除くこと。
樋管（ひかん）	用水の取り入れや内水の排水などのため、あるいは洪水の時に支川や水路への逆流を防ぐための施設。
ファシリティマネジメント	所有する土地・建物・設備などを経営にとって最適な状態で運営し、維持するための総合的な管理手法のこと。近年、この手法により公共施設の管理・運営にあたらうという地方自治体が増えている。
ファンドレイジング	NPOなどの公益的な法人が、その活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為を称する。
フレイル予防	加齢に伴う体や心の機能の低下によって、要介護になる危険が高まっている状態をフレイルといい、この予防あるいはフレイル状態の人は健康な状態に戻るよう、生活を見直すことが大切とされている。

ま行

メディアリテラシー	メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
モータリゼーション	自動車が大衆に広く普及し、生活必需品となる現象。

や行

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
---------	--

ら行

ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをいう。
ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。各締約国が自国の領域内にある湿地を指定するほか、湿地及びその動植物の保全のため取るべき措置について規定している。
レセプト	診療報酬明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する。
6次産業化	農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることによって、農山漁村の有する農林水産物、自然エネルギー、伝統文化などの「地域資源」を、食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出し、地域ビジネスや新産業を創出すること。

A ~ (アルファベット)

AI	Artificial Intelligence の略。学習、推論、問題解決、判断、知識表現など人間の能力に近い機能を持ったコンピュータによる情報処理システムのこと。
BCP	事業継続計画。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
CSIRT	Computer Security Incident Response Team の略。外部ネットワークを介してのコンピュータへの攻撃や脅威に対処する組織体のこと。
DX	デジタル・トランスフォーメーションの略。第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、競争優位性を確立すること。
GX	グリーン・トランスフォーメーションの略。化石燃料をできるだけ使わず、環境負荷の少ないエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。日本では、GX を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現することを目指している。

ICT	Information (情報) や Communication (通信) に関する技術の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味だが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしている。
LGBT	Lesbian (女性同性愛者)、Gay (男性同性愛者)、Bisexual (両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー：出生時に診断された性と自認する性の不一致) の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の一部の人々を指した総称。
NPO	Nonprofit Organization の略。政府や私企業とは異なった独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
PDCA	Plan (計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Action (処置・改善) を一連のサイクルとして、継続的に実施することにより、事業等の改善を目指す手法。
PPP	Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
RESAS	正式名称は「地域経済分析システム」。地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が提供している地域経済分析システムのこと。
RPA	Robotic Process Automation の略。人工知能を備えたロボット技術等により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。
SDGs	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標と訳される。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、環境、経済、社会に関する17のゴールと169のターゲットで構成されている。取組の主体は政府、企業、地域、市民などあらゆるレベルで取り組まれることが期待されている。
SIB	民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果 (社会的コストの効率化部分) を支払の原資とすることを旨とするもの。
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して、社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

第2次古河市総合計画 第Ⅲ期基本計画

編集・発行

古河市企画政策部企画課

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

T E L 0280-92-3111 (代表)

H P <https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT **GOALS**